

※ 住民説明会へは、この資料を必ずご持参ください。

市町村合併 住民説明会資料

平成16年1月～2月



川薩地区法定合併協議会

住民説明会資料目次

川薩地区法定合併協議会協議経過等について	1
第1編 合併協定項目解説	3
第2編 新市まちづくり計画【概要】	4 3
第3編 新市地域情報化計画【概要】	7 1
市町村住民説明会日程	9 2

川薩地区法定合併協議会事務局

〒895-8650 川内市神田町3番22号(川内市役所内)
TEL0996-23-5111(内線595) FAX0996-22-6295
電子メール : info@sensatu-gappei.kagosima.jp
ホームページ: <http://www.sensatu-gappei.kagosima.jp/>

【 川 薩 地 区 法 定 合 併 協 議 会 協 議 経 過 】

月	日	曜日	会議名	協議内容	合併協定協議項目
7	10	木	設置会議 第1回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・新市まちづくり計画策定方針 ・新市名称募集要項等提案 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本3項目提案・決定 合併の方式 合併の期日 新市の事務所の位置 ・合併協定項目S群提案
	24	木	第2回協議会 第2回小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・新市名称募集要項等承認 ・町名・字名について 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併協定項目S群決定 条例、規則等の取扱い 電算システム事業 ・合併協定項目A群提案
8	12	火	第3回協議会 第3回小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・新市まちづくり計画原案提案 ・町名・字名について 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併協定項目B群提案
	28	木	第4回協議会		<ul style="list-style-type: none"> ・合併協定項目C群提案
9	11	木	第5回協議会 第4回小委員会		<ul style="list-style-type: none"> ・合併協定項目D群提案
	25	木	第6回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・新市まちづくり計画原案審議 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併協定項目A・B群決定 使用料、手数料の取扱い 公共的団体等の取扱い 上・下水道事業 地方税の取扱い 補助金、交付金等の取扱い 障害者福祉事業 高齢者福祉事業 ・合併協定項目E群提案
10	7	火	第7回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・新市まちづくり計画原案審議 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併協定項目F群提案
	24	金	第8回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・新市名称小委員会中間報告 (20点程度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併協定項目C・D群決定 財産の取扱い 事務組織及び機構の取扱い 国民健康保険事業の取扱い 介護保健事業の取扱い 児童福祉事業 町名、字名の取扱い 自治会、行政連絡機構の取扱い 窓口業務 保健衛生事業 環境衛生事業(その1) ・合併協定項目G群提案
11	13	木	第9回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・新市まちづくり計画修正原案提案 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併協定項目H群提案
	26	水	第10回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・新市まちづくり計画案決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併協定項目E・F群決定 慣行の取扱い 男女共同参画事業 広報広聴事業 情報公開制度 一部事務組合等の取扱い(その1) 消防団の取扱い 友好都市・国際交流事業 消防防災関係事業 農林水産関係事業 ・新市の名称について提案(5点程度)

月	日	曜日	会議名	協議内容	合併協定協議項目
12	11	木	第11回協議会		<ul style="list-style-type: none"> 合併協定項目G・H群（一部）決定 交通関係事業 商工・観光関係事業 建設関係事業 学校教育事業 コミュニティ施策 社会教育事業 一般職の職員の身分の取扱い 特別職の身分の取扱い 生活保護事業 その他福祉事業 その他事業 新市地域情報化計画
	24	水	第12回協議会 第8回小委員会	<ul style="list-style-type: none"> 新市まちづくり計画 知事協議報告 新市まちづくり計画決定 優秀賞の決定（小委員会） 	<ul style="list-style-type: none"> 合併協定項目H群（一部）決定 議会議員の定数及び任期の取扱い 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い 一部事務組合等の取扱い（その2） 環境衛生事業（その2） 新市の名称について決定（候補1点）

【川薩地区法定合併協議会 協議予定】

月	日	曜日	会議名	協議内容	合併協定協議項目
1	15	木	協議会	合併協定書（案）提案	
	29	木	協議会	合併協定書（案）審議	
2	19	木	協議会	合併協定書（案）承認 【合併協定書調印式】	
	26	木	協議会		
3	25	木	協議会	各市町村 廃置分合 議案議決報告	

【資料の見方】

- 第1編は、合併協定項目別に解説してあります。
1 の取扱い・・・これが合併協定項目です。
- 枠で囲んである文章が協議会で決定された調整方針です。
- この枠囲みの次に解説をしてあります。
- 組織体系（案）については、参考資料として39ページから添付してあります。
- 第2編は、新市まちづくり計画の概要を43ページから掲載してあります。
- 第3編は、新市地域情報化計画の概要を71ページから掲載してあります。
- 各市町村の住民説明会日程は、最終ページに掲載してあります。

住民説明会へは、この資料を必ずご持参ください。

第1編

合併協定項目解説

合 併 協 定 項 目 解 説

目 次	ページ
1 合併の方式	5
2 合併の期日	5
3 新市の名称	5
4 新市の事務所の位置	5
5 財産の取扱い	5
6 議会議員の定数及び任期の取扱い	5
7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	6
8 地方税の取扱い	6
9 一般職の職員の身分の取扱い	8
10 特別職の身分の取扱い	9
11 条例、規則等の取扱い	9
12 事務組織及び機構の取扱い	10
13 一部事務組合等の取扱い(その1)	11
13 一部事務組合等の取扱い(その2)	12
14 使用料、手数料等の取扱い	13
15 公共的団体等の取扱い	14
16 補助金、交付金等の取扱い	15
17 町名・字名の取扱い	15
18 慣行の取扱い	16
19 国民健康保険事業の取扱い	16
20 介護保険事業の取扱い	18
21 消防団の取扱い	19
22 自治会・行政連絡機構の取扱い	19
23 各種事務事業の取扱い	
23 - 1 男女共同参画事業	19
23 - 2 友好都市・国際交流事業	20
23 - 3 電算システム事業 新市地域情報化計画 (別掲)	20
23 - 4 広報広聴関係事業	20
23 - 5 消防防災関係事業	20
23 - 6 交通関係事業	21
23 - 7 窓口業務	22
23 - 8 保健衛生事業	22
23 - 9 環境衛生事業(その1)	23
23 - 9 環境衛生事業(その2)	23
23 - 10 障害者福祉事業	27
23 - 11 高齢者福祉事業	27
23 - 12 児童福祉事業	28
23 - 13 生活保護事業	29
23 - 14 その他の福祉事業	29
23 - 15 農林水産関係事業	30
23 - 16 商工・観光関係事業	32
23 - 17 建設関係事業	32
23 - 18 上・下水道事業	33
23 - 19 学校教育事業	35
23 - 20 コミュニティ施策	36
23 - 21 社会教育事業	36
23 - 22 情報公開制度	37
23 - 23 その他事業(選挙事務関係)	37
(個人情報保護制度)	37
(地籍調査事業)	38
(会計事務関係)	38
(契約事務関係)	38
(企画関係)	38
[参考資料]	39
24 新市まちづくり計画(概要)	第2編
新市地域情報化計画(概要)	第3編

合併協定項目解説

1 合併の方式

川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村、下甌村及び鹿島村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成16年10月12日を目標とする。

新市として、実質的なスタートである平成17年度をスムーズにスタートさせるために設定しました。

3 新市の名称

新市の名称は、^{きつませんだいし}薩摩川内市とする。

4 新市の事務所の位置

- 1 新市の事務所（本庁）の位置については、新庁舎建設までの間は、川内市神田町3番22号とし、支所、出張所の取り扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条に基づき、関係市町村内に置くものとする。
- 2 将来の新市の事務所の位置については、新市成立後、交通の事情、他の官公署との関係など、住民の利便性を考慮し検討するものとする。

交通の事情や官公署の関係及び施設の現状を勘案し、本庁舎は現在の川内市役所とします。将来の本庁舎は、新市において検討します。

5 財産の取扱い

1市4町4村の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。

関係市町村が保有する正の財産、負の財産の全てについて、新市に引き継ぎます。入会林野等についても現状のまま新市に引き継ぎます。

6 議会議員の定数及び任期の取扱い

- 1 新市の議会の議員の定数は34人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間(4年間)に限り、新市の議会の議員の定数は44人とする。

また、選挙区については、関係市町村の区域ごとに設置し、各選挙区の議員の定数は次のとおりとする。

川内市の区域	25人	樋脇町の区域	4人	入来町の区域	3人
東郷町の区域	3人	祁答院町の区域	3人	里村の区域	1人
上甌村の区域	2人	下甌村の区域	2人	鹿島村の区域	1人

- なお、特例適用後の一般選挙からは、選挙区は設置しない。
- 2 議員報酬の額は、川内市の例により、合併時まで調整する。
 - 3 委員会の種別及び委員数は、新市の議会全員協議会において調整する。

最初の選挙は、旧市町村区域の選挙区ごとに 44 人を選出し、任期は 4 年間になります。次の選挙からは、選挙区を設けず新市域全体で 34 人を選出することになります。

7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

- 1 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 新市に川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町の 1 市 4 町の区域、里村・上甑村・下甑村・鹿島村の 4 村を区域とする 2 つの農業委員会を置く。
 - (2) 新市の農業委員会の選挙による委員の定数については、1 市 4 町の区域は 38 人、4 村の区域は 10 人とする。ただし、合併時に農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 3 項の規定を適用し、平成 17 年 4 月 30 日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
 - (3) 選挙区設置等については、新市に移行後、速やかに協議する。
- 2 農業委員会の運営等については、次のとおりとする。
 - (1) 農業委員会の運営については、合併時まで、具体的な調整を行うこととする。
 - (2) 諸証明手数料については、合併時まで、新たに制度等を制定する。

新市の地理的条件により、農業委員会は、1 市 4 町の区域と甑 4 村の区域にそれぞれ設置することになります。

農業委員会の委員は、選挙による委員と選任の委員がありますが、選挙による委員 87 名は、現地調査等の業務を新市に移行後円滑に処理するため、平成 17 年 4 月 30 日まで、在任することになります。選挙による新しい委員は、平成 17 年 4 月 30 日の任期終了までに選挙を行い、1 市 4 町の区域に 38 名、甑 4 村の区域に 10 名それぞれ選出することになります。

選任の委員については、合併と同時に失職するため、新市において農業団体及び議会から推薦をいただくことになります。

8 地方税の取扱い

地方税の取扱いについて、合併年度は 1 市 4 町 4 村の例により、その取扱いを承継し、合併翌年度から新市の取扱いによるものとする。

関係市町村で、差異のあるもの等については、次のとおり調整する。

- 1 個人市民税の均等割については、標準税率 (2,500 円) を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条の規定により、合併年度に続く 3 年度間は現行の税率を適用する。

納期については、川内市の例により調整する。ただし、各納期限は、月末とする方向で調整する。

減免については、川内市の例による。

【個人市民税】

均等割：川内市 2,500 円 他町村 2,000 円・・・平成 19 年度まで

＊平成 20 年度からは、2,500 円に統一されます。

所得割：現行のとおりです。

納 期：普通徴収「6・8・11・2 月（4 期）」に平成 17 年度から統一されます。

2 法人市民税の法人税割の税率は、川内市の例により制限税率（14.7%）を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条の規定により、合併年度に続く 3 年度間は現行の税率を適用する。

【法人市民税】

均等割：現行のとおりです。

法人税割：川内市 14.7% 他町村 12.3%・・・合併後 3 年間の各法人の事業年度までそれ以降は、14.7%に統一されます。

3 固定資産税の税率については、現行のとおり（1.4%）とする。

減免については、川内市の例により調整する。ただし、減免に関する規定については、合併までに調整する。

納期については、川内市の例により調整する。ただし、各納期限は、月末とする方向で調整する。

【固定資産税】

税 率：1.4% 現行のとおりです。

納 期：「4・7・9・12 月（4 期）」に平成 17 年度から統一されます。

4 特別土地保有税については、川内市、樋脇町、入来町の例により調整する。

【特別土地保有税】

課税客体：川内市・樋脇町・入来町 5,000 m²以上、他町村 10,000 m²以上

＊平成 17 年度からは、「5,000 m²以上」に統一されます。

税 率：現行のとおりです。

＊当分の間は、課税停止となっています。

5 鉱産税は、入来町の例により調整する。

【鉱産税】

新市においても現行のとおりとなります。

6 軽自動車税の税率は、川内市、東郷町の例により調整する。

納期については、川内市の例により調整する。ただし、納期限は、月末とする方向で調整する。

減免、課税免除については、川内市の例により調整する。

非課税の範囲については、地方税法第 443 条によるものとする。

【軽自動車税】

税 率：樋脇町、入来町、祁答院町、里村、上甌村、下甌村、鹿島村で規定されていた「軽自動車 専ら雪上を走行するもの」が平成 17 年度からはなくなります。

他の区分は、現行のとおりです。

納 期：「5月（全期）」に平成17年度から統一されます。

7 市町村たばこ税については、現行のとおりとする。

【市町村たばこ税】 新市においても現行のとおりです。

8 入湯税の税率については、川内市、樋脇町、入来町、祁答院町（100円）の例により調整する。課税免除については、合併までに調整する。

入湯税の充当については、新市において平成17年度分から調整する。

【入湯税】

税 率：現在、川内市・樋脇町・入来町・祁答院町は100円、東郷町・里村は150円となっています。平成17年度からは、100円に統一されます。

9 納税組合及び納税嘱託員制度については、廃止の方向で調整する。

納税組合奨励金及び補助金、納税嘱託員委託料については、新市自治組織への補助制度で調整する。

プライバシー保護の問題や口座振替制度の普及等により、納税組合及び納税嘱託員制度は平成17年度から廃止することになります。

10 個人町（村）民税、固定資産税の納期前納付報奨金については、廃止の方向で調整する。

平成17年度から廃止することとなります。

11 口座振替については、川内市の例により調整し、取扱い金融機関については、合併までに総合的に調整する。

12 納付書の発送方法に差異のあるものについては、郵送を基本にして合併までに総合的に調整する。

9 一般職の職員の身分の取扱い

1 関係市町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

2 職員の定数については、関係市町村の現行定数の合計を新市に引き継ぐものとし、市長事務部局、教育委員会事務部局及び議会事務部局等の職員の定数の割り振りについては、合併時に調整するものとする。

なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

3 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一するものとする。

4 職員の給与制度については、国の基準及び類似団体を参考に、給料表の取扱いを含め合併時に調整する。

なお、現職員の現給は保障し、新市において格差の調整を行うものとする。

職員の定数については、新市で直轄事業となる一部事務組合の職員も含めることとなります。職員の給与制度については、国家公務員の制度を基本に調整します。

10 特別職の身分の取扱い

1 常勤の特別職

- (1) 市長、助役、収入役及び教育長の設置・任期等については、各法令の定めるところによる。
- (2) 給与の額は、現行額を基本に合併までに調整する。
- (3) 新市の職務執行者については、関係市町村の長が別に協議して定める。

2 非常勤の特別職（議員、消防団員を除く。）

- (1) 教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会の設置及び委員の数・任期等については、各法令の定めるところによる。
報酬の額は、現行報酬額を基本に合併までに調整する。
- (2) 農業委員会委員の報酬額については、現行報酬額を基本に合併までに調整する。
- (3) 新市において引き続き設置する必要のある各種附属機関等の委員の数、任期、報酬額については、現行の制度を基本に合併までに調整する。

新設合併の場合、市町村長、助役、収入役、各種審議会の委員等の特別職は、失職することになり、新市での選任等については、次のようになります。

職務執行者（新市長誕生までの間）：合併前に関係市町村の長が協議し、関係市町村の長の中から互選により定めることとなります。

市長：合併後50日以内に選挙を行い、選出されます。

助役、収入役：新市長誕生後、市議会の同意を得て、選任することとなります。

教育長：新市で新たに教育委員が選任されるまでの間、臨時の教育委員会を設置し、互選により教育長を定めます。新市の正規な教育委員は、合併後新市長が議会に教育委員の人事を提案し、同意を得て選任されます。教育長は、互選により定められます。

選挙管理委員：新市で新たに選挙管理委員が選任されるまでの間、暫定的に選挙管理委員会を設置します。新市の正規な選挙管理委員は、合併後最初の議会において選挙により選任されます。

公平委員：新市の公平委員は、合併後最初の議会で同意を得て、選任されます。

監査委員：新市の監査委員は、合併後最初の議会で同意を得て、選任されます。

固定資産評価審査委員：新市で新たに固定資産評価審査委員が選任されるまでの間、暫定的に固定資産評価審査委員会を設置します。新市の正規な固定資産評価審査委員は、合併後最初の議会で同意を得て、選任されます。

11 条例、規則等の取扱い

条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業の調整方針に基づき、新市における事務事業に支障がないよう次の区分により整備するものとする。

- 1 合併時に即時制定し、施行させる必要があるもの。
- 2 合併後、暫定的に施行させる必要があるもの。

3 合併後、逐次制定し、施行させるもの。

条例規則等の制定については、職務執行者の専決処分によるもの、新市の最初の議会で議決するもの、随時議決するものがあります。

12 事務組織及び機構の取扱い

- 1 本庁については、「新市の事務所の位置」により、現川内市役所とする。
- 2 現川内市役所を除く現在の各町村役場をそれぞれの行政区域を所管する支所とする。また、合併前に設置されている関係町の支所、出張所については、出張所とし、現行のまま存続する。
- 3 支所の組織については、住民のサービス低下を招かないよう配慮し、一部管理部門を除いた総合的な業務を所掌する支所とする。
- 4 教育委員会等各行政委員会については、各関係法令に基づき整備するものとする。
- 5 関係市町村内におかれている附属機関等は、原則として統合するものとする。
なお、独自におかれているものについては、その地域性など実態を考慮し整備するものとする。
- 6 関係市町村における類似施設については、市民がわかりやすく、かつ、新市の一体感の醸成と広報時等の利便性の向上を図るため、その呼称を統一する。
- 7 新市における事務組織・機構の整備方針については次のとおりとする。

【新市における事務組織・機構の整備方針】

(1) 基本方針

- ① 住民自治を確立し、住民福祉の向上を図る組織・機構
- ② 市民に分かりやすく利用しやすい組織・機構
- ③ 市民の声を適正に反映することのできる組織・機構
- ④ 運営の合理化を図り効率的な組織・機構
- ⑤ 新市まちづくり計画を円滑に遂行できる組織・機構
- ⑥ 指揮命令系統が簡素で明確な組織・機構
- ⑦ 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構
- ⑧ 新たな行政課題に速やかに対応できる組織・機構

(2) 合併時の機能

本庁は、新市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び支所の所管する区域以外の市域に関する事務及び地域振興策を所掌する。

支所は、一部の管理部門を除き、所管する行政区域の事務の全般を掌る総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として、所管区域の事務及び地域振興策を所掌する。

新市における地域振興策の企画立案並びに新市まちづくり計画の実現については、本庁及び支所が一体となり、市民と協働して進めるものとする。

事務組織・機構については、合併直前まで調整作業を行うこととなります。

現在の事務組織・機構（案）は、40・41ページに掲載してあります。

旧町村の役場は、支所となりますが、窓口業務等はこれまでどおり各支所で行われます。出張所もこれまでどおり置かれ、取扱い業務に変更はありません。

また、新市において公共的施設等の呼び方を統一します。（51ページ参照）

13 一部事務組合等の取扱い(その1)

- 1 川内地区消防組合、西薩衛生処理組合、甑島衛生管理組合、上甑島バス企業団については、組合構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、消滅することとなる。よって、合併の日に全ての事務、財産及び職員を新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。
- 2 祁答院地区消防組合の構成団体である祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市の直轄事業として行う。財産及び職員の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。

【消防業務】

新市では、消防局を設置し、9市町村全域を対象に業務を行うこととなります。旧祁答院町区域については、分署を設置するとともに消防車、救急車を配備し、業務に支障がないよう配慮します。また近隣の消防本部や市町村とは相互応援協定を締結する方向で調整します。

- 3 祁答院地方卸売市場管理組合の構成団体である入来町、祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退する。財産の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。

解散することとなりますが、祁答院地方卸売市場は今後も存続しますので、これまで市場を利用されてきた出荷者、仲買人などの皆様はこれまでどおり利用できます。

- 4 鹿児島県市町村自治会館管理組合、鹿児島県町村議会議員公務災害補償等組合、鹿児島県町村非常勤職員公務災害補償等組合、鹿児島県町村交通災害共済組合、鹿児島県離島緊急医療対策組合については、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併の日の前日に組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- 5 鹿児島県市町村消防補償等組合については、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併の日の前日に組合から脱退し、直轄事業として実施する。財産の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
- 6 鹿児島県町村職員退職手当組合については、当該組合及び構成団体の協議を行い、関係町村は、合併の日の前日に当該組合から脱退する。新市の当該組合への加入については、合併までに調整する。
- 7 土地開発公社については、次のとおりとする。
 - (1) 川内市土地開発公社は、定款変更により新市の土地開発公社として存続し、財産等を引き継ぐものとする。
 - (2) 鹿児島県町村土地開発公社樋脇町支社、東郷町支社、里村支社、上甑村支社、下甑村支社、鹿島村支社及び祁答院地区土地開発公社祁答院町支社は、合併の日の前日までに鹿児島県町村土地開発公社及び祁答院地区土地開発公社を脱退し、解散する。各支社の財産等は、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。
 - (3) 入来町土地開発公社は、合併の日の前日までに解散する。財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。

現在の川内市土地開発公社を新市の土地開発公社とし、他の土地開発公社を引き継ぎ、新市に一つ設置します。

- 8 財団法人 川内市民まちづくり公社、川内川多目的取水管理組合については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 9 川内市立視聴覚ライブラリーについては、現行のまま新市に引継ぎ、現在、事務委託している東郷町、樋脇町は合併の日の前日までに委託契約を解除する。
甌島地区視聴覚教育協議会は、合併の日の前日までに解散する。
入来町及び祁答院町は、祁答院地区視聴覚教育協議会から合併の日の前日までに脱退する。

現在の川内市立視聴覚ライブラリーを、新市の視聴覚ライブラリーとし、8町村の生涯学習センター（現在の中央公民館）と連携して、業務の推進を図ります。

- 10 鹿児島県人事委員会に事務委託している4町4村の公平委員会事務については、合併の日の前日をもって、鹿児島県との「公平委員会の事務の委託に関する規約」を廃し、新市において合併の日に公平委員会を設置する。
- 11 肥薩おれんじ鉄道株式会社、株式会社遊湯館、株式会社甌産業振興公社、株式会社東郷温泉ゆったり館については、出資等の財産について、新市に引き継ぎ、管理運営については、現行のとおりとする。

13 一部事務組合等の取扱い（その2）

- 1 薩摩郡東部衛生処理組合の取扱いについては、当該組合及び構成団体と次により協議するものとする。
薩摩郡東部衛生処理組合の構成団体である入来町・祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市の直轄事業とする。
財産及び職員の取扱いについては、合併までに調整する。
- 2 串木野樋脇清掃組合の構成団体である樋脇町については、合併の日の前日に当該組合を脱退する。当該組合は、組合構成団体が1団体となるため解散することになる。
新市における旧樋脇町の区域は合併の日に串木野市に委託することとし、委託料の額及び財産の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
- 3 川薩地区介護保険組合の取扱いについては、当該組合及び構成団体と次により協議するものとする。
川薩地区介護保険組合については、合併の日の前日に解散し、合併の日に全ての事務を新市及び宮之城町、鶴田町、薩摩町に引き継ぎ直轄事業とする。
財産の取扱いについては、合併までに調整する。

【主な税務証明手数料】

(単位：円)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	新市
資産証明	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
所得証明	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
課税証明	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
納税証明	200	200	200	200	200	200	200	100	200	200
評価証明	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
公課証明	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
住宅用家屋証明	1,200	200	1,200	950	200	1,300	1,300	1,300	1,300	1,200

15 公共的団体等の取扱い

【関係市町村内の団体等】

関係市町村内にある公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

- 1 複数の関係市町村で共通の目的を有する団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- 2 1の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- 3 1の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。
- 4 1. 2. 3以外は、現行のとおりとする。
- 5 ただし、整理できる団体は、廃止の方向で調整に努めるものとする。

【関係市町村外の団体等】

関係市町村外にある公共的団体等の取扱いについては、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議し調整に努めるものとする。

- 1 複数の関係市町村で共通の目的を有し加入している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。

- 2 1の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- 3 1の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。
- 4 1. 2. 3以外は、新市においても現行のとおり加入するものとする。
- 5 ただし、整理できる団体は、脱退の方向で調整に努めるものとする。

公共的団体については、新市の「速やかな一体性確保」の観点から、4月以降その統合へ向けて調整を行うこととしております。

なお、社会福祉協議会については、新市に1つの定めがあり、平成16年10月12日統合へ向けて現在協議が行われています。

16 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等については、これまでの経緯、実績等に配慮しつつ、関係団体の理解と協力を得て、次のとおり調整するものとする。

- 1 同一あるいは同種の補助金等については、原則として統合する。
- 2 独自の補助金等については、他の補助金等との均衡を考慮しながら、必要性や内容等を調整する。
- 3 整理統合できる補助金等については、統合、廃止する。

なお、新市においても、公共的な必要性・公平性・有効性等の観点から、引き続き見直しを行う。

自治会、地区への補助金については、旧市町村での交付内容を整理し、総合的な補助制度を確立します。

各種団体等への補助金については、団体等の統合の状況を見ながら制度の再編を図ります。

各種事業補助金については、その制度内容を精査し、これまでの実績等を考慮しながら、調整を進めます。

17 町名、字名の取扱い

町名・字名の取扱いについては、地域の歴史や文化の継続性、住民生活への影響等に配慮するとともに、地域住民の意向を尊重し、次のとおり調整するものとする。

- 1 川内市については、現行のとおりとする。
- 2 樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町については、従前の町名を従前の大字に冠したのもをもって、大字とする。
- 3 里村、上甌村、下甌村、鹿島村については、従前の村名を町名とし、これを従前の大字に冠したのもをもって、大字とする。

新市の住所表示は、次のとおりです。

市町村名	大字の数	現在の住所表示例	新市の住所表示例
川内市	65	川内市 神田町 -	市 神田町 -
樋脇町	3	薩摩郡樋脇町 塔之原 番地	市 樋脇町塔之原 番地
東郷町	6	薩摩郡東郷町 斧淵 番地	市 東郷町斧淵 番地
入来町	2	薩摩郡入来町 浦之名 番地	市 入来町浦之名 番地
祁答院町	4	薩摩郡祁答院町 下手 番地	市 祁答院町下手 番地
里村	1	薩摩郡里村 里 番地	市 里町里 番地
上甌村	7	薩摩郡上甌村 中甌 番地	市 上甌町中甌 番地
下甌村	5	薩摩郡下甌村 手打 番地	市 下甌町手打 番地
鹿島村	1	薩摩郡鹿島村 蘭牟田 番地	市 鹿島町蘭牟田 番地
計	94		

上記は、表示例です。他の町名、大字名も例のように表示されることになります。

18 慣行の取扱い

- 1 市章、市の木、市の花、市の鳥、市歌、市民憲章については、新市に移行後、速やかに制定する。
- 2 宣言については、新市に移行後、1年以内を目処に調整する。
- 3 名誉市民表彰、市民表彰、功労者表彰については、合併時に、川内市の制度を基本に調整する。
ただし、すでにその称号を贈られている名誉市町村民については、この名誉を新市に引き継ぐ。

市章等については、新市のシンボリックなものであり、合併後の記念行事等のスケジュールを検討し、新市において制定します。

19 国民健康保険事業の取扱い

- 1 国民健康保険税の取扱いについて、合併年度は1市4町4村の例により、その取扱いを承継し、合併翌年度から新市の取扱いによるものとする。
関係市町村で、差異のあるもの等については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 賦課方式、税率については、新市において国民健康保険事業の円滑な運営が図られるよう医療費の動向を見ながら合併までに調整する。
※ 税率については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、1市4町2村（川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、上甌村、里村）の税率と2村（下甌村、鹿島村）の税率の2通りの税率による不均一課税とし、平成17年度から3年間適用する。
この間における賦課方式については、4方式を基本に税率の算定と併せて調整する。
 - (2) 賦課限度額、軽減割合、納税義務の発生・消滅に伴う賦課については、関係市町村全て同じのため、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
 - (3) 賦課期日、納期、減免については、川内市の例により調整する。ただし、各納期限は、月末とする方向で調整する。
 - (4) 納付書の発送方法については、郵送を基本にして合併までに総合的に調整する。

【国民健康保険税の現況（平成13年度）】

（単位：円）

	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
1人当税額 （医療分）	56,852	57,542	54,854	57,564	44,134	46,777	47,654	35,878	34,712
1人当税額 （介護分）	13,694	13,262	14,697	14,066	17,993	12,619	12,427	10,265	10,512

【新市】

税率：平成17年度からの税率については、医療費の動向により調整します。

課税：平成17年度～平成19年度は、1市4町2村（川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、上甌村、里村）の税率と2村（下甌村、鹿島村）の税率の2通りの税率による不均一課税となります。平成20年度からは、統一されます。

*賦課方式については、現在全市町村が採用しています4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）を基本に調整します。

- ・賦課限度額（医療分）：530,000円
 - ・賦課限度額（介護分）：80,000円
 - ・応益割の軽減：7割・5割・2割
 - ・賦課期日：毎年4月1日（仮賦課なし）に平成17年度から統一されます。
 - ・納期：「7・8・10・11・1・2月（6期）」に平成17年度から統一されます。
- } 現行のとおりです。

2 保険給付関係事業で、関係市町村で差異のあるものについては、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 国保財政調整基金は、市町村によって基金残高にかなりの差があるため、適切な額を持ち寄るなどの調整をする。また、基金については、合併時に、新たに制度を制定する。

(2) 国民健康保険運営協議会の委員の定数及び報酬については、合併までに調整する。

(3) 高額医療費貸付事業は、支払い基準を統一し、川内市の例により調整する。

(4) 各種検診補助は、市町村によって差異があるため、新市において速やかに調整する。

(5) 出産・葬祭に関する給付は、甌島4村との差異があり、合併時に、川内市の例により調整する。

【国民健康保険給付の現況】

（単位：千円）

	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
国保財政調整基金 （平成14年度末）	2,029	107,014	82,972	171,362	222,734	25,800	48,061	56,314	0
葬祭費	20	20	20	20	20	10	10	10	7
出産育児一時金	300	300	300	300	300	300	300	300	300

【新市】

国保財政調整基金：平成16年9月補正後の保有額を持ち寄ることとなります。

葬祭費：合併時に川内市の例（20,000円）に統一されます。

出産育児一時金：全市町村同じのため、現行のまま（300,000円）引き継がれます。

20 介護保険事業の取扱い

- 1 介護保険料は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、第3次事業計画（平成18年度）から統一調整する。
- 2 介護保険低所得者利用者負担軽減対策補助の内、ホームヘルプサービスで単独事業は新市に移行後、速やかに調整を図る。
- 3 介護保険高額貸付事業は、基金額や要件に差異があり、合併時に、川内市の例により調整する。
- 4 介護保険事業計画の策定・見直し関係事務は、合併時に、新たな制度等を制定する。
- 5 介護保険財政調整安定化基金については、基金の借入額や償還年限が異なっているが、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 6 介護保険基金関係事務は、現行のまま新市に引き継ぐ。

【介護保険事業の現況】

（単位：円）

		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
保険料額の第3段階（基準額）	年	54,000	45,600	50,400	48,000	46,800	44,400	43,440	30,000	46,752
	月	4,500	3,800	4,200	4,000	3,900	3,700	3,620	2,500	3,896
高額貸付事業基金 （平成14年度末）	千円	千円		0	0	0	0	0	0	0
介護給付費準備基金 （平成14年度末）	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		2,001	1,807	0	0	0	5,418	0	16,229	2,000

【新市】

保険料額：平成17年度までは、現行のとおりです。平成18年度からは平成17年度策定の「介護保険事業計画」策定時に設定します。

基金関係：平成16年9月補正後の保有額を持ち寄ることになります。

21 消防団の取扱い

- 1 消防団については、合併までに統合し、分団等の組織は各地区の状況に応じて調整する。指揮命令系統についても、合併までに調整する。
- 2 消防団員については、新市の消防団員として引き継ぐ。
- 3 消防団施設、設備等については、現行のまま新市に引継ぎ、新市において施設整備計画を策定する。
- 4 消防団員の報酬、手当等、被服貸与、任免、表彰制度については、合併までに調整する。
- 5 消防団の諸行事については、地域の実情を考慮し、合併までに調整する。
- 6 消防団無線については、現有施設を利用した連絡体制とし、合併後3年以内を目処に調整する。
- 7 消防団に関係する公共的団体については、公共的団体等の取扱いによる。
- 8 消防団に関係する補助金については、補助金・交付金等の取扱いによる。

消防団は、新市で1つの消防団となり、その組織については、消防力の基準や地域性を考慮し、分団の統合を含め、合併までに調整します。

消防団は、新市の消防局で所管することとなります。
現在の組織（案）は、42ページに掲載してあります。

22 自治会・行政連絡機構の取扱い

自治会・行政連絡機構（公民会、自治公民館、小組合、常会、公民館、区）組織については、名称を自治会に統一し現行のまま新市に引き継ぎ、新市まちづくり計画に基づく地区コミュニティ協議会制度を導入する。

基礎的な住民自治組織の名称は各市町村によって、これまで公民会、自治公民館、小組合、常会、公民館、区と呼ばれてきましたが、合併時からは「自治会」に統一されることとなります。

〇〇公民会
△△小組合
◇◇常会
など
} → 〇〇自治会

また、新市の65地区を基本として、「地区コミュニティ協議会」を設置し、市民が主体となった地区づくりを推進します。（小学校校区で設置される場合もあります。）

地区コミュニティ協議会のイメージは、57ページに掲載してあります。

旧市町村における各自治会や校区への補助金については、総合的に調整されます。

23 各種事務事業の取扱い

23 - 1 男女共同参画事業

条例制定・基本計画策定に関することについては、川内市のみの取り組みであるため、川内市の条例・基本計画を基に新市において新たに条例を制定し、速やかに基本計画を策定する。

23 - 2 友好都市・国際交流事業

- 1 友好都市交流については、締結自治体と合併前に協議し、新市に移行後、速やかに調整する。
- 2 国際交流団体（協会等の活動状況）については、新市に移行後、速やかに調整する。
- 3 国際交流員等招致事業については、合併時に、新たに制度等を制定する。

川内市と入来町が取り組んでいる中国「常熱市」^{じょうじゅくし}、「馬陸鎮」^{まるちん}との友好都市交流は新市において継続して実施します。

国際交流関係団体については、新市に一つの団体を設置する方向で調整します。

23 - 3 電算システム事業

電算システム事業については、住民サービスの低下を招くことのないよう最善の配慮のもとで合併と同時に統合したシステムが稼働できるように調整する。

地域情報化及び電子自治体に的確に対応した必要なシステムの構築等、環境整備を図るものとする。

電算システムについては、合併時に、住民サービスを低下させないよう本庁と支所・出張所を結ぶネットワークの構築と統合を進めます。

また、新市は極めて広大で島しょ部もあることから、情報化による市民の利便性の向上が図られるよう取り組みます。

新市地域情報化計画については、別添の概要版をご参照ください。

23 - 4 広報広聴関係事業

1 広報広聴

(1) ご意見箱については本庁と各支所に設置することとし、合併時に川内市の例により調整する。

(2) 市政モニター制度については、合併時に新たな制度として制定する。

2 市政対話集会については、新市に移行後速やかに調整する。

3 広報（広報紙発行）については、合併時に新たな制度等を制定する。（新たな広報紙として月2回発行する。）

ご意見箱、市制モニター制度、市政対話集会などの広聴活動を充実し、市民の幅広い意見を市政に活かします。

新市の広報紙は、月2回発行することとします。

また、新市を広くPRすることと市民への情報提供を進めるため、合併と同時に新市のホームページを開設します。

23 - 5 消防防災関係事業

1 地域防災計画については、合併までに原案を策定し、平成16年度中の県の承認を目指す。

2 防災会議、防災組織、災害対策本部については、合併までに体制を整備する。

3 自主防災組織については、現行のまま新市に引継ぎ、新市において新たな組織の結成を推進する。

4 防災行政無線については、次のとおりとする。

(1) 同報系については、合併後速やかに本庁・支所間を結ぶ一斉放送ができる体制を確立する。ただし、それまでの間は、現有施設の有効利用による広報体制をとる。

(2) 移動系については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年以内に基地局を整備し、その他については随時整備する。

5 原子力防災計画については、川内市の例により、平成16年度中の県の承認を目指す。

- 6 応援協定については、現行のまま新市に引き継ぎ、関係機関と総合的に調整する。
- 7 常備消防の体制及び消防通信・無線については、川内地区消防組合の体制等を基本に合併までに調整する。
- 8 消防計画については、合併までに策定する。
- 9 消防施設整備計画（常備消防分）については、現行の整備計画を新市に引き継ぎ、新たな整備計画を3年以内に策定する。
- 10 防犯組合連合会については、新市に移行後速やかに調整する。

消防防災体制の整備は、市民の生命及び財産を守るために直接関わるもので合併と同時にスタートできるようその体制を確立します。

現在ある自主防災組織については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市においても新規自主防災組織結成へ向けて取り組みます。

防災行政無線については、現有施設の有効利用を図りながら、1年以内程度を目処に一斉放送ができる体制を確立します。また、未整備の町村への設置及び既存設備の改修については、多額の費用を必要とするため、年次計画により進めることとします。

【既存設備の状況】

- 防災行政無線：川内市（戸別一部未整備）、入来町、東郷町、祁答院町、上甑村、下甑村、鹿島村
- オフトーク通信：里村
- 有線放送：樋脇町

23 - 6 交通関係事業

- 1 1市4町で実施している巡回バス・乗合タクシー運行事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 2 川内市で実施している均一運賃バス運行事業については、新市に移行後、新たな制度等を検討する。
- 3 甑島で実施している自動車運送事業については、新市に引き継ぐものとし、運営方法等については、鹿島村送迎事業を含め、下甑村自動車運送事業及び上甑島バス企業団との協議を行い、合併時に、新たな制度等を制定する。

巡回バスについては、新市域内での交通体系を確立し、市民の利便性の向上を図ります。

- 川内市：くるくるバス 樋脇町：ゆうゆうバス 入来町：乗合タクシー
- 東郷町：ゆったりバス 祁答院町：祁答院バス

甑島地域の、2つのバス事業は、新市の上甑バス事業所・下甑バス事業所（鹿島含む。）とします。

- [里村・上甑村：上甑島バス企業団、下甑村：下甑村自動車運送事業]

23 - 7 窓口業務

窓口業務の取扱いについては、新市の組織体制と調整を図り、住民サービスの低下を招かないことを原則として、調整に努めるものとする。

本庁及び各支所において住民サービスの低下を招かないよう合併と同時にこれまでどおりの業務を行います。

なお、昼窓や休日の窓口業務についてもこれまでどおり各支所で行うこととします。

23 - 8 保健衛生事業

- 1 無料巡回診療は、新市に移行後も当分の間は現行のとおりとし、実施方法等について随時調整する。
- 2 在宅当番・緊急医療情報提供実施事業は、現行のまま新市に引き継ぐこととする。
- 3 川内市の湯田、西方、高江、久見崎及び寄田地区の定時開設診療所並びに祁答院町黒木診療所及び祁答院診療所は、現行のまま新市に引き継ぐこととする。
- 4 甌島4村の国保直営診療所、へき地診療所及び国保直営歯科診療所は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、運営方法等について随時調整する。
- 5 病院群輪番制事業（共同利用型病院運営事業）は、二次救急医療を確保するため、現行の実施体制を新市に引き継ぐこととする。
- 6 医療従事者等育成支援事業は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、対象者、奨学資金等について随時調整する。
- 7 食生活改善推進員協議会は、組織の統合、活動内容、活動補助金等について、新市に移行後、速やかに調整する。
- 8 健康づくり推進協議会は、現組織を統合し、新市で一体的、合理的な活動を行うこととする。ただし、委員の任期、活動の内容等は新市に移行後、速やかに調整する。
- 9 保健センターは、1市4町2村に設置されており、今後も地域保健活動の拠点として管理を行うこととするが、運営方法、維持管理等については、新市に移行後、速やかに調整する。
- 10 三者医療協議会及び歯科医療問題協議会は、協議会の運営、構成員等について、新市に移行後、速やかに調整する。
- 11 基本健康診査、各種ガン検診、C型肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診及び腹部超音波検診は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、健診(検診)体制及び検査項目等について、健診(検診)委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。

- 12 集団で行う乳幼児健康診査の健診体制及び内容等は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法等について随時調整する。
- 13 精密健康診査は、合併時に川内市の例より調整する。
- 14 個別検診の内容等は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法等について随時調整する。
- 15 乳幼児歯科健康診査の健診体制及び内容等は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、対象児年齢、フッ素塗布に係る徴収金等含めて随時調整する。
- 16 結核予防事業及び予防接種事業は、新市に移行後、速やかに調整する。ただし、委託料、自己負担金については、委託先等関係機関と協議のうえ、合併時まで調整する。
- 17 女性の健康促進事業は、新市に移行後、速やかに調整する。

各市町村の診療所等については、現行のまま新市に引き継ぎます。なお、甑4村の診療所等については、診療科目の充実など改善する方向で調整を進めます。

各種健診等については、基本的に現行の健診体制等を引継ぎ実施することとします。なお、実施方法や自己負担金等については、健診の委託先など関係機関と協議のうえ調整します。

23 - 9 環境衛生事業（その1）

- 1 各市町村が有する最終処分場は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2 衛生自治団体連合会は、新市に移行後、速やかに調整する。
- 3 環境審議会は、合併時に新たに制度等を制定する。
- 4 環境に関する計画(環境基本計画)は、川内市の例を基本として、合併後3年以内を目処に策定する。
- 5 環境美化推進は、合併時に川内市の例により調整する。
- 6 火葬場は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 7 公営の墓地は、現行のまま新市に引き継ぐ。

新市では、4ヶ所の火葬場（葬斎場）を有することになります。

川内市葬斎場やすらぎ苑・上甑島火葬場・下甑村火葬場・鹿島村葬斎場

23 - 9 環境衛生事業（その2）

- 1 し尿処理関係
 - (1) し尿汲取手数料及び地元との連絡調整は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし随時調整する。
 - (2) し尿処理施設の整備については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - (3) 一般廃棄物処理業許可証交付手数料及び同再交付手数料並びに浄化槽清掃業許可証交付手数料及び同再交付手数料は、合併時に川内市の例により調整する。
 - (4) 西薩環境センター対策委員会運営補助金は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
 - (5) し尿・浄化槽汚泥等の収集処理計画及びし尿収集・浄化槽清掃業の許可については、合併時に新たに制度等を制定する。

(6) 投入手数料、し尿・浄化槽汚泥等の収集・処理業務、し尿処理施設の管理、し尿収集区域の指定及び海洋投入処分については、関係一部事務組合の調整方針に基づき、調整するものとする。

【し尿汲取り手数料等の現況】

(単位：円)

西薩衛生処理組合			薩摩郡東部衛生処理組合		里村	上甌村	下甌村	鹿島村
川内市	樋脇町	東郷町	入来町	祁答院町				
90ℓまで、780円 90～180ℓまで、1,100円 180ℓを超える場合、18ℓ増すごとに110円を加算(消費税外税)			10ℓにつき70円		1トンにつき7,000円	1ℓにつき7円	1ℓにつき7円	1ℓにつき7円

し尿汲取り手数料については、1市4町の区域は、現行の西薩衛生処理組合管内の料金で収集を行うこととし、また、甌島地域については、従前の料金で収集を行うこととしております。

なお、浄化槽管理及び清掃料金については、従来どおり浄化槽の設置者と各許可業者との契約により業務内容、料金が決定されます。

2 ごみ処理関係

- (1) 一般廃棄物処理計画は、合併時に新たに制度等を制定する。
- (2) 県外廃棄物搬出事業は、合併時に新たに制度等を制定する。
- (3) 川内市クリーンセンター内最終処分場、最終処分場(計画、設計、実施)及びごみ処理施設の整備については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (4) 地元との連絡調整は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (5) 川内市クリーンセンター地域振興補助金は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (6) 一般家庭用ごみ袋販売委託は、新市に移行後速やかに調整する。
- (7) 廃棄物処理手数料、ごみの収集方法等、ごみの資源化及び特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料は、関係一部事務組合等の調整方針に基づき、調整するものとする。

【廃棄物処理手数料等の現況】

(単位：円)

川内市クリーンセンター		串木野樋脇環境センター	薩摩東部環境センター		甌島衛生管理組合			
川内市	東郷町	樋脇町	入来町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
市・町が収集する一般廃棄物は無料 【直接搬入】100Kg未満300円(事業系は600円)、100Kg以上100Kg増すごとに300円加算(事業系は600円加算)		町が収集する一般廃棄物は無料 【直接搬入】100Kgまで200円 100Kg増すごとに200円加算 消費税加算	業者が収集するステーションの一般廃棄物は無料 【直接搬入】50Kgまで200円 50Kg増すごとに100円加算		住民が排出する一般廃棄物は無料。事業所から搬出される一般廃棄物は、100Kg未満300円、100Kg以上100Kg増すごとに100円加算(消費税加算)		産廃 1tにつき600円(消費税加算)	—

廃棄物処理手数料について、1市4町の区域は川内市の例により調整することとし、甌島地域については、甌島衛生管理組合の例により調整します。

※川内市クリーンセンターの【直接搬入】()は、平成16年4月1日から

【ごみの収集方法等の現況】

区 分		川 内 市	樋 脇 町	入 来 町	東 郷 町	
収集体制		委 託	委 託	委 託	委 託	
収集方式		ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	
収 集 方 法	可燃ごみ	784箇所	156箇所	122箇所	82箇所	
		週2回 (一部週1回)	3ブロックに分けて週2回	週2回	週2回(月・木、火・金の2地域)	
	不燃ごみ	444箇所	91箇所を4ブロックに分けて2月に1回	82箇所	82箇所	
		月1回		2ブロックに分けて月1回	月1回(第1~第4水曜日の4地域)	
	粗大ごみ	直接搬入		直接搬入	直接搬入	直接搬入
		—		—	—	—
資源ごみ	388箇所	85箇所	77箇所	44箇所		
	月1回 (プラ類は月2回)	4ブロックに分けて月1回	2ブロックに分けて月2回	月1回(プラ類は月1~2回)		
祁答院町		里 村	上 甌 村	下 甌 村	鹿 島 村	
委 託		甌島衛生管理組合	甌島衛生管理組合	直 営	委 託	
ステーション方式		ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	
66箇所		34箇所	33箇所	70箇所	7箇所	
週2回		週3回	週3回	週2回	週2回	
45箇所		34箇所	33箇所	—	7箇所	
月1回		月1回	月1回	—	月2回	
直接搬入		直接搬入	直接搬入	70箇所	1箇所	
—		—	—	年2回	年2回	
34箇所		34箇所	33箇所	70箇所	7箇所	
月2回		月2回	月2回	月2回	月4回	

ごみの収集方法及び資源ごみの分類について、1市4町の区域は、原則として川内市の例により調整することとし、甌島地域については、当分の間現行のとおりとし、3年後を目途に新市全域で統一されたごみの収集方法及び資源ごみの分類に調整することになります。

指定ごみ袋については、平成17年4月1日から、規格と値段を統一した可燃ごみ用の袋と不燃ごみ用の袋を導入することとしています。

3 火葬関係

火葬場（火葬料）については、合併時に新たに制度等を制定する。

【火葬料の現況】

（単位：円）

川内市			薩摩郡東部衛生処理組合			甑島衛生管理組合		
区分	火葬料		区分	火葬料		区分	火葬料	
	市内	市外		管内	管外		加入 村内者	加入 村外者
満13歳 以上1体	3,000円	25,000円	満13歳 以上1体	5,000円	20,000円	満13歳 以上1体	5,000円	10,000円
満13歳 未満1体	2,000円	20,000円	満13歳 未満1体	3,000円	13,000円	満13歳 未満1体	4,000円	8,000円
死産児1胎	1,000円	10,000円	死産児1胎	1,500円	8,000円	死産児1体	2,500円	4,000円
改葬骨1棺	3,500円	10,000円	改葬骨及 び人体の 一部切断 物1件	1,500円	8,000円	改葬遺骨 1件	2,500円	4,000円
産汚物類 5kg以内	700円	1,300円	産汚物1件	500円	2,000円	産汚物1件	1,000円	2,200円
	超過重量 1kg当り 100円	超過重量 1kg当り 200円						

下甑村			鹿島村		
区分	火葬料		区分	火葬料	
	村内	村外		村内	村外
満12歳 以上1体	5,000円	普通使 用料の 5割増	満13歳 以上1体	10,000円	20,000円
満12歳 以下1体	4,000円		満12歳 以下1体	4,500円	9,000円
死産児1胎	3,000円		死産児1体	7,000円	
改葬骨1棺	3,000円		改葬遺骨 1件	7,000円	

火葬料については、使用形態が同じであり、受益者負担の公平性等を勘案し、合併時に統一した火葬料で調整します。

4 環境衛生事業に関する公共的団体については、公共的団体の取り扱いによる。

23 - 10 障害者福祉事業

障害者福祉事業については、国等の制度に基づき実施している事業は、引き続き推進するとともに、障害者の自立と社会参加にかかる事業等は、統合又は再編し充実に努めるものとする。

個別調整方針案については、次のとおりとする。

- 1 現行のまま新市へ引き継ぐ。
 - (1) 障害児育成会補助
 - (2) 身体障害者・知的障害者相談
 - (3) 成年後見制度利用支援事業
- 2 川内市の例により合併時まで調整し、新市と同時に施行する。
 - (1) 障害者保健指導
 - (2) 手話奉仕員派遣
 - (3) 手話奉仕員養成事業
 - (4) 身体障害者自動車運転免許取得費助成
 - (5) 身体障害者用自動車改造費助成
 - (6) 点字、声の広報等発行事業
 - (7) 障害児デイサービス事業
 - (8) 朗読奉仕員養成事業
- 3 合併時に、新たに制度等を制定する。
 - (1) 福祉巡回バス運行事業
 - (2) 福祉タクシー助成事業
- 4 新市に移行後、速やかに調整する。
 - (1) 障害者団体の育成
- 5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
 - (1) 身体障害者スポーツ大会
 - (2) 心身障害者の集い

23 - 11 高齢者福祉事業

高齢者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は、引き続き推進するものとし、一つの団体のみ実施している事業については、従来の実績を考慮して制度の目的が効果的に機能するように調整する。

個別調整方針案については、次のとおりとする。

- 1 現行のまま新市へ引き継ぐ。
 - (1) 老人保護措置事業
 - (2) シルバー人材センター事業
 - (3) 在宅介護訪問指導
 - (4) さざらし会館管理運営事務
- 2 川内市の例により合併時まで調整し、新市と同時に施行する。
 - (1) 老人クラブ活動補助
 - (2) 地域ケア推進事業

3 入来町の例により合併時まで調整し、新市と同時に施行する。

(1) 移送費助成事業

4 合併時に、新たに制度等を制定する。

(1) ホームヘルプサービス事業

(2) 生きがいデイサービス事業

(3) ねたきり老人介護手当支給事業

(4) 高齢者生活福祉センター運営委託事業

(5) 高齢者福祉施設管理

(6) 敬老事業

(7) 住宅改造費助成事業

(8) 高齢者はり・きゅう・マッサージ等施術料助成事業

(9) 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

5 新市に移行後、速やかに調整する。

(1) 高齢者拠点及びサービス

(2) 独居老人声かけ事業

(3) 高齢者ふれあいサロン事業

6 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

(1) 生きがい活動支援通所事業(事業運営)

(2) いきいき100歳の店運営事業

(3) 配食サービス

(4) 老人健康教育事業

(5) 緊急通報システム

7 廃止の方向で調整する。

(1) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

(2) 金婚式

(3) 独居老人給食サービス事業

(4) 福祉機器・用具の貸し出し

23 - 12 児童福祉事業

1 出生祝金は、全市での実施は財政的に厳しいため、廃止の方向で調整する。

2 公立保育所・保育園運営事業は、地域によって保育料に偏りがあり、合併時に、新たな制度等を制定する。

3 児童館は、合併時に、新たな制度等を制定する。

4 放課後児童クラブは、市町によって補助金の上乗せや委託に差異があり、早急な調整は困難であるため、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

5 保育協議会補助は、補助金の規定根拠を明確にするため、新市に移行後、速やかに調整する。

6 保育園入・退所事務は、保育料の基準が異なっており、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

- 7 乳幼児健康支援一時預かり事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 8 児童虐待防止協議会運営事業は、1市のみの実施であるが関係機関の見直しが必要であり、新市に移行後、速やかに調整する。
- 9 チャイルドシート一部助成等事業は、貸与・一部助成など実施の方法が異なっており、合併時に、新たに制度等を制定する。
- 10 遺児及び父子手当給付事業は、補助金・対象者の基準が異なるため、合併時に新たに制度等を制定する。
- 11 育児手当は、児童手当と類似しているため、合併時に、新たに制度等を制定する。
- 12 認可外保育施設運営補助金は、合併時に、川内市の例により調整する。
- 13 乳幼児医療費助成金は、合併時に、新たに制度等を制定する。

保育料については、国の徴収基準額を基に算定されていますが、地域によって少子化対策等を考慮した市町村の単独補助があり、格差が生じているため、新市に移行後も当分の間は現行のとおりとし、激変緩和措置として3年後を目処に保育料の統一を図ることとしています。

23 - 13 生活保護事業

生活保護事業については、国の制度であり、合併までに川内市の例により調整し、新市において実施する。

23 - 14 その他福祉事業

- 1 民生委員・児童委員協議会事務局は、今後の事務局のあり方等について調整を要するため、新市に移行後、速やかに調整する。
- 2 日本赤十字社関係は、社会福祉協議会や婦人会が実施しており、廃止の方向で調整する。
- 3 社会福祉協議会委託は、委託業務等の内容が異なっており、合併時に、新たな制度等を制定する。
- 4 民生委員推薦会は、推薦委員の選出方法等が異なっており、合併時に新たな制度等を制定する。
- 5 樋脇町民生委員記念林造成管理計画は、廃止の方向で調整する。
- 6 災害弔慰金・災害障害見舞金支給は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 7 災害援護資金貸付は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 8 災害見舞金支給は、支給額や支給要件に差異があることから、合併時に、新たに制度等を制定する。
- 9 被災者生活再建支援金支給は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 10 戦没者追悼式は、主催者や開催時期が異なっており、新市に移行後、速やかに調整する。
- 11 行旅困窮者の法外援助は、現行のまま新市に引き継ぐ。

23 - 15 農林水産関係事業

1 農政関係事業

- (1) 地域農業マスタープラン及び農業振興助成制度（融資関係市町村単独）については、新市に移行後、速やかに調整する。
- (2) 農業公社設立準備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (3) 研修センター及び特産品加工センターの管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (4) 市町民農園（ふれあい農園）については、現在利用者が借りている農地については現行のまま新市に引き継ぐこととし、管理運営については新市に移行後、速やかに調整する。

農地流動化や新規就農者等の育成、農作業の受委託事業等を総合的に実施・支援する農業公社については、平成17年度設立に向けて引き続き、施設整備や運営手法等の調査研究を推進します。

2 畜産関係事業

- (1) 生産総合対策事業（畜産ハード 畜産経営活性化事業）については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 大家畜経営活性化資金利子補給事業及び大家畜経営改善支援資金並びに大家畜経営維持資金については、新市に移行後速やかに調整する。ただし、債務負担行為にて既に実施されているものについては、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (3) 肉用牛特別導入事業及び肥育素牛導入事業並びに優良牛雌牛貸付事業については、合併時に新たに制度等を制定する。
- (4) 肉用牛付加価値利用貸付事業及び営農改善家畜貸付事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (5) 特定離島ふるさとおこし推進事業（県有牛導入事業）については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (6) 家畜運営診療所及び管理事業については、合併時に、新たに制度等を制定する。
- (7) 共同利用畜舎管理事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (8) 山羊研究所飼育事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

従来からある各市町村の畜産振興対策事業等は、新市においても引き続き実施することとし、各制度の充実を図りながら畜産農家の経営安定に努めます。

3 林業関係事業

- (1) 市町村森林整備計画については、新市に移行後、速やかに調整する。
- (2) 県費単独補助治山事業、鳥獣飼養許可、林業施設整備及び林業振興推進協議会については、合併時に、新たに制度等を制定する。
- (3) 火入れ許可については、新市に移行後、速やかに調整する。

豊かな森林資源を確保するため、計画的な森林整備に努め、引き続き林道網等の整備拡充に努めます。

4 農業土木関係事業

- (1) 農業農村整備管理計画については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 農道等に関する使用（占有）許可、農道等に関する境界協定申請処理及び農道・水路・法定外公共物・里道に関する境界協定申請処理については、合併時に、新たに制度等を制定する。
- (3) 土地改良関係負担金については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (4) 土地改良事業分担金徴収については、合併時に、新たに制度等を制定する。
- (5) 土地改良区の育成については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (6) 土地改良区の合併については、将来統合するよう調整に努める。
- (7) 農村公園維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (8) 生態系保存資料館「アクアタイム」の管理運営については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (9) 県単独農業農村整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (10) 市町村単独農業農村整備事業については、新市に移行後速やかに調整する。
- (11) 農地農業用施設災害復旧事業及び市町村単独農地農業用施設災害復旧事業並びに特別災害復旧事業については、合併時に新たに制度等を制定する。

農道等の整備を計画的に進め、農業集落の環境整備に努めながら、農業基盤整備を推進します。

5 水産関係事業

- (1) 漁港及び漁港に付随する公園等の管理については、新市に移行後、速やかに調整する。
- (2) 漁港占有許可及び漁港使用料徴収制度については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (3) 水産物地方卸売市場については、現行のまま新市に引き継ぐ。移転計画は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (4) 水産関係施設の管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (5) 水産観光促進奨励金制度については、4村を対象にし、合併時に、上甕村の例により調整する。
- (6) 信用事業譲渡に伴う損失補償及び利子補給については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (7) 漁船建造資金利子補助制度については、4村を対象にし、漁業者に対する補助制度とし、合併時に、新たに制度等を制定する。

つくり育てる漁業や水産業の担い手育成・確保を引き続き推進し、水産加工の高度化や地産地消の流通体系の強化に努めます。

23 - 16 商工・観光関係事業

- 1 商工業振興事業については、新市に移行後も継続して実施する。各商工団体の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。
- 2 ふるさと大使に関することについては、現行のまま新市に引き継ぐこととし、新市において調整する。
- 3 企業誘致助成措置に関することについては、合併時に、新たに制度等を制定する。
- 4 観光イベント事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 5 観光施設の管理運営については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 6 観光船の管理運営については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 7 観光協会の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。
- 8 川内ウォータークィーン・キングについては、新市に移行後、速やかに調整する。
- 9 観光関係団体の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。
- 10 宿泊施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、宿泊施設の統合検討委員会、運営協議会の設置については、合併時に、新たに制度等を制定する。

商工業団体と連携しながら、市街地活性化や地域商店街の経営基盤強化に努め、商工業の振興に努めます。

地場産業の育成を図りながら、企業の育成・誘致の推進に努めます。

新市の恵まれた地域資源を有効に活用し、観光ルートのネットワーク形成を進め、観光客が気軽に宿泊できる施設の充実や観光情報の効果的な提供等で観光の振興に努めます。

23 - 17 建設関係事業

- 1 市町村道については、現行のまま新市に引き継ぎ、市道の認定基準については、合併時に、川内市の例により調整する。
- 2 公営住宅については、現行のまま新市に引き継ぎ、今後の建設計画については、新市に移行後、速やかに調整する。
- 3 都市計画区域や地域地区、都市施設等の都市計画については、現行のまま新市に引き継ぎ、都市計画審議会については、新市において新たに設置する。
- 4 都市計画マスタープランについては、県が定める都市計画区域マスタープランは、現行のまま新市に引き継ぎ、市町村マスタープランは、新市に移行後、速やかに調整する。
- 5 土地区画整理事業の今後の調査・計画等については、新市に移行後、速やかに調整する。

23 - 18 上・下水道事業

1 水道事業

- (1) 上水道事業・簡易水道事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、会計については、新市に移行後3年以内を目処に、随時調整し、企業債については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 水道料金及び検針
 - ① 上水道と簡易水道の料金については、合併後3年以内の早い時期に統一できるよう調整し、料金体系については、「口径別」とする。
 - ② 検針については、合併と同時に統一し、委託料、検針人は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年を目処に随時調整する。
 - ③ メーター使用料については、廃止の方向で調整することとし、業務内容は、現行のまま新市に引き継ぐ。

【上水道・簡易水道料金の現況】

(単位：円)

	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
基本料金	600	1,550	1,120	980	720	600	500	930	600
従量(超過)料金	1,600	1,500	1,100	2,200	1,200	2,040	2,040	1,500	2,020
メーター使用料							80	100	80
合計(消費税込)	2,200	3,200	2,330	3,180	2,015	2,770	2,747	2,530	2,830

※条件：一般家庭でメーター器の口径13mm、月20m³使用した時

上水道・簡易水道料金については、構成する市町村で料金に格差があります。そのため料金統一については、収支バランス等考慮しながら新市に移行後3年以内の早い時期に統一できるよう調整します。

(3) 加入負担金及び手数料

- ① 新規加入負担金の負担金額については、新市移行後も当分の間現行のとおりとし、3年以内を目処に随時調整する。
 - ② 給水装置工事事業者指定手数料、設計審査手数料、各種証明手数料、督促手数料、については、合併時に、新たな制度等を制定する。
 - ③ 給水装置工事検査手数料は、合併時に、川内市の例により調整する。
 - ④ 開栓休栓手数料、量水器機能試験手数料、消防演習手数料、工事設計手数料、メーター取り付け及び撤去手数料、無許可給水装置工事検査手数料については、廃止する。
- (4) 事業及び財政計画(上水・簡水)については、新市に移行後1年以内を目処に調整し、事業認可の内容、調整及び拡張・整備計画(設計計画)については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - (5) 船舶給水については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - (6) サービスセンター事務(管理)については、新市に移行後1年以内に調整する。
 - (7) 水道事業運営審議会については、新市に移行後1年以内に調整する。
 - (8) 工業用水道については、現行のまま新市に引き継ぐ。

2 下水道事業

- (1) 下水道使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において料金統一の基本方針を定め、従量制による料金体系を構築する。
- (2) 負担金等事務
 - ① 負担金額及び取扱いに格差があるため、各市町村の現事業が終了するまで現行どおりとし、新市において新事業の計画と共に調整する。
 - ② 納付方法については、下水道事業負担金及び農業集落排水事業の負担金額及び納付方法が類似しているので、合併までに統一する方向で調整する。
 - ③ 口座振替については、電算システムの統合と調整しながら平成17年4月から口座振替ができるように調整する。
 - ④ 猶予基準・減免基準については、合併までに統一する。
- (3) 下水道整備計画と認可及び財政計画
 - ① 下水道整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - ② 下水道事業の計画と認可については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - ③ 事業及び財政計画の事務事業は、現行のまま新市に引き継ぎ、入来町の大馬越地区及び入来中部地区農業集落排水処理施設維持管理組合は、借入の償還が終了するまで存続させる方向で調整する。

3 温泉事業

- (1) 温泉事業については、新市に移行後、会計、経理を一本化し、新たに制度を制定する。
- (2) 検針及び料金
 - ① 検針については、合併時に、樋脇町の例により調整する。
 - ② 公衆浴場料金については、新市に移行後統一した料金とする。
 - ③ 分湯分については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年以内を目処に調整する。
 - ④ 賦課徴収については、合併時に、新たな制度等を制定する。
- (3) 量水器については、合併時に、樋脇町の例により調整する。
- (4) 工事負担金及び検査
 - ① 工事負担金については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - ② 工事検査については、合併時に、新たな制度等を制定する。
- (5) 公衆浴場維持管理については、合併時に、新たな制度等を制定する。
- (6) 温泉施設開発については、新市に移行後1年以内に調整する。
- (7) 給湯開始・休止については、新市に移行後1年以内に調整する。
- (8) 温泉審議会については、新市に移行後1年以内に調整する。

23 - 19 学校教育事業

- 1 関係市町村内にある小学校、中学校及び幼稚園の設置及び廃止については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2 通学区域については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 3 遠距離通学費助成、通学バス運行業務及び特認校制度については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 4 学校給食については、次のとおりとする。
 - (1) 学校給食施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - (2) 給食会計については、合併時に私会計に統一する。
 - (3) 給食費、食材の購入方法及び給食の配送については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

学校給食は、樋脇町と入来町が、町の会計から学校給食会による私会計に移行します。運営内容（給食費の額や集金方法・献立等）については、変更ありません。

- 5 幼稚園については、次のとおりとする。
 - (1) 入園料
川内市は当分の間現行のとおりとし、その他の町村は東郷町の例により合併時に調整する。その後、随時調整する。
 - (2) 幼稚園使用料
新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
 - (3) 就園援助
合併時に川内市の例により調整する。
 - (4) 保育
定員、学級数、受け入れ年齢、保育時間及び預かり保育の実施は、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

【幼稚園入園料及び使用料の現況】

(単位：円)

	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村
入園料	11,000	500		1,000	500				
使用料	5,900	4,000	2,000	3,000	3,000	4,000	2,000	3,000	2,000

幼稚園の入園料については、合併時に川内市以外の町村は 1,000 円に統一されます。その後平成 18 年度までは据え置き、平成 19 年度以降、園児数の推移や新市の少子化対策を踏まえ、さらに私立幼稚園・保育所の経営にも配慮の上適正な入園料を設定して、段階的に調整していく予定です。

また、幼稚園使用料については、合併時の在園者が卒園する平成 18 年度までは現行のまま据え置き、平成 19 年度以降、入園料と同様段階的に調整していきます。

- 6 要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、平成17年度当初を目処に調整する。
- 7 奨学金支給事業については、平成17年度当初を目処に新たに制度等を制定する。
なお、現在支給を受けている生徒・学生及び平成16年度中に支給対象者となるものについては現行のとおりとする。

23 - 20 コミュニティ施策

- 1 地区コミュニティ協議会の設立及び活動にあたっては、積極的に支援を行う。
- 2 市民への文書配布等については業務委託とし、新市に移行後速やかに調整する。
- 3 行政嘱託員・連絡員については、新市に移行後速やかに調整する。
- 4 地区・校区公民館及び集会所の維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 5 基礎自治集会所の維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、地元の基礎自治会等へ管理を委託する方向で随時調整する。
- 6 NPO及びボランティア活動に関することについては、基本的な活動方針を含め新市移行後、速やかに調整する。

地区コミュニティ協議会が行なう事業内容

- (1) 地区における部会を中心とした事業活動
- (2) 地区の総合的施策の研究検討
- (3) 地区振興計画策定
- (4) 講師等を招いての地域振興策の研究・検討
- (5) 地区の広聴広報活動
- (6) 地区コミュニティセンター（コミセン）の維持管理
- (7) 社会教育講座の実施

新市のまちづくりに住民自治組織である自治会や地区コミュニティ協議会と協働して取り組みます。

住民自治組織の拠点である集会所や公民館の維持管理を支援します。

ボランティア活動についても積極的に支援します。

地区コミュニティ協議会のイメージは、資料59ページをご参照ください。

旧市町村における各自治会や校区への補助金については、総合的に調整されます。

23 - 21 社会教育事業

- 1 社会教育
 - (1) 生涯学習推進体制については、合併時に川内市の例により調整する。
 - (2) 図書館・図書室については、現在の川内市立図書館を中央図書館とし、各町村ごとに分館を設置する。その運営については、新市に移行後、随時調整する。
 - (3) 成人式については、新市主催の成人式を川内市の例により実施する。また、各地域の祝賀会等についても、実施主体等を調整の上、地域の実情により実施する。

2 文化振興

- (1) 文化財の保護・活用・伝承については、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (2) 史跡等整備・保護業務については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (3) 文化活動等については、新市に移行後、速やかに調整する。
- (4) 入来町伝統的建造物群保存地区保存審議会及び保護業務については、現行のまま新市に引き継ぐ。

3 スポーツ振興

- (1) 市町村民運動会については、合併後の実施の意向を調査の上、各地域ごとに調整する。
- (2) 総合型地域スポーツクラブについては、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (3) 各種スポーツ大会等については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、実施主体については見直し、新市に移行後速やかに調整する。

4 教育振興施設

- 教育振興施設の維持運営管理業務については、許可申請手続や、減免基準の統一等、合併時に新たに制度等を制定する。

社会教育については現在の活動を継続し、各支所の生涯学習センター（現在の中央公民館等）及び各地区のコミュニティセンターを拠点に、さらにその充実を図ります。

23 - 22 情報公開制度

- 1 情報公開制度については、未制定の団体もあるため、川内市の制度を基本に合併時に制定する。
- 2 市町村長の資産等の公開に関する条例については、全ての市町村同じ制度のため、現行のまま新市に引き継ぐ。

23 - 23 その他事業

23 - 23(1) 選挙事務関係

- 1 投票区については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。
- 2 開票区、投票時間、不在者投票（期日前投票）事務並びに不在者投票（期日前投票）時間については、合併時に調整することとし、不在者投票（期日前投票）所については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 3 ポスター掲示場については、設置場所の検討を行い、新市に移行後速やかに調整する。

新市における選挙の実施状況については、次のとおりとなります。

選挙区：1選挙区（市議会議員の1回目の選挙は9選挙区）

投票所：これまでと変わりません。（93ヶ所）

開票所：1ヶ所（市議会議員の1回目の選挙は9ヶ所）

* 県選挙管理委員会が特別の事情があると認める場合は、開票所を複数設置することも可能です。今後、協議を行うこととしています。

不在者投票所（期日前投票所）：これまでと変わりません。（9ヶ所）
※平成15年12月1日に公職選挙法の一部改正が行われ不在者投票事務等が変更になりました。これらの改正については、今後各市町村の広報等でお知らせします。

23 - 23(2) 個人情報保護制度

電子計算組織に係る個人情報保護条例については、未制定の団体もあるため、合併時に川内市の制度を基本に制定する。

また、マニュアル処理まで含む包括的個人情報保護条例については、未制定のため、新市において調整する。

23 - 23(3) 地籍調査事業

地籍調査事業については、新市で引き続き実施することとし、地籍調査完了に伴う成果等については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

23 - 23(4) 会計事務関係

指定金融機関等については、9市町村の指定金融機関等の中から合併までに定める。

公金出納事務の効率化を図るとともに、住民の利便性に配慮し、窓口事務サービスが低下しないように努めます。

23 - 23(5) 契約事務関係

工事等入札指名事務及び入札事務は、川内市の例を基本に調整する。

ただし、入札参加資格の取扱いについては、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

入札参加資格の取扱いは、旧市町村それぞれ異なっていることから、当分の間、地域性を踏まえた移行措置をとります。

23 - 23(6) 企画関係

1 総合計画策定について

(1) 総合計画「基本構想」については、旧市町村の総合計画を考慮した新市まちづくり計画における「まちづくりの基本方針」の承継を図り、新市に移行後、速やかに策定する。

(2) 総合計画「基本計画」については、新市まちづくり計画に基づき策定する。この策定までの間は、新市まちづくり計画基本計画により行政運営を行う。なお、「基本計画」策定に当たり、各地区コミュニティ協議会の地区振興計画を参考にする。

(3) 総合計画「実施計画」（3ヶ年計画）については、新市まちづくり計画を基に暫定的な計画を新市に移行後、速やかに策定する。

2 定住促進に関することについて

新市に移行後、速やかに調整する。

新市まちづくり計画に基づき、新市全域の均衡ある発展に努めます。

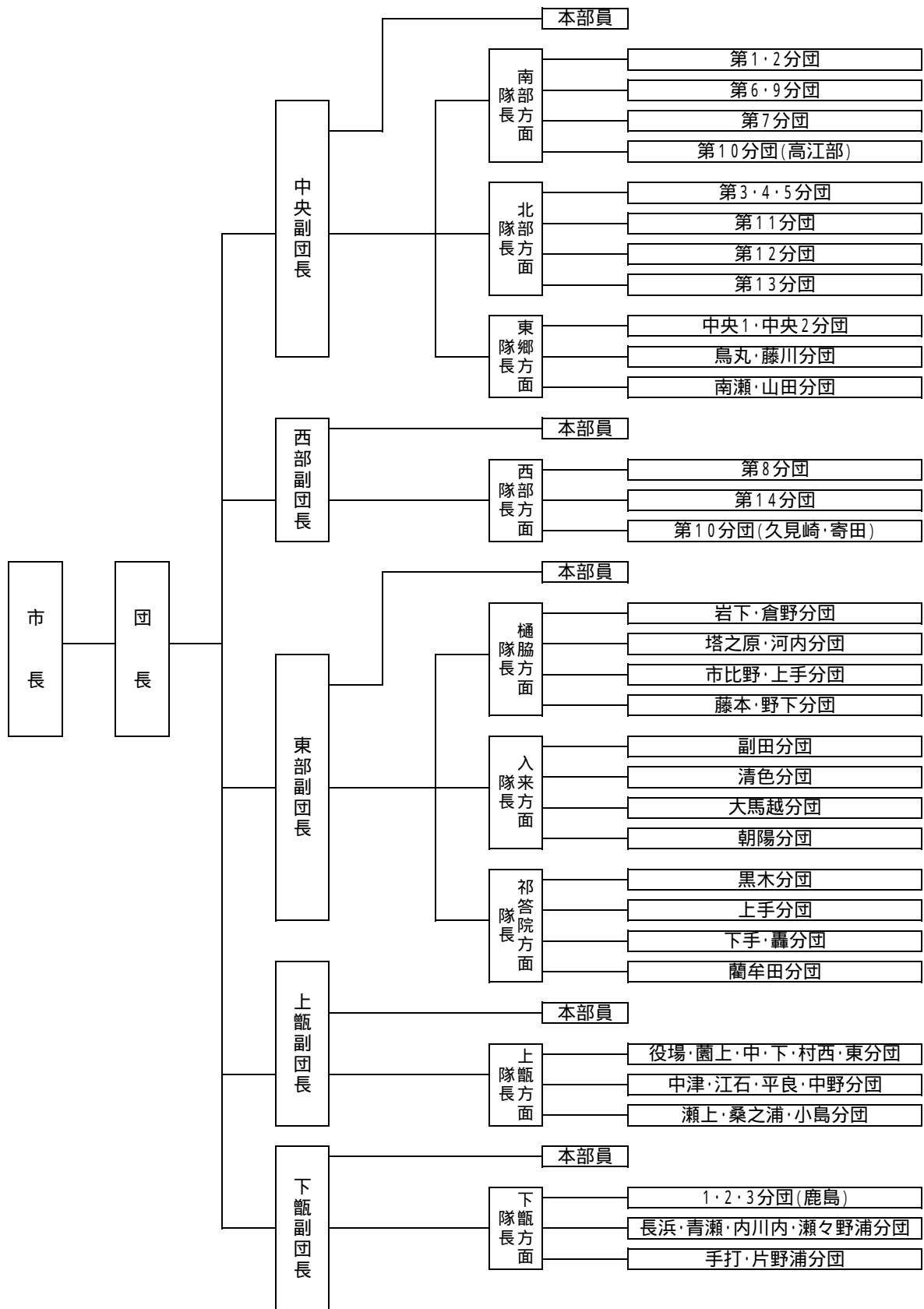
参 考 资 料

新市組織(案) 組織(案)は、条例・例規を整えられるまで調整・変更される場合があります。係名の長い係は、名称を再検討する場合があります。

市長	助役	<本庁>			
	総務部	総務課	総務係	人事給与係	研修厚生係
		秘書室	秘書係		
		東京事務所			
		文書法制課	文書係	法制係	
		防災交通課	防災係	交通安全係	
		財務課	財務係	管財係	契約係
		税務課	税制係	市民税係	土地係
		収納課	収納1係	収納2係	家屋係
	支所(8)	企画政策部	政策係	特定計画係	観光振興係
		企業立地推進室	企業立地係		男女共同参画係
		行政改革推進課	行政評価係	合併調整係	国際交流係
		コミュニティ課	コミュニティ係	広聴広報係	
		情報政策課	地域情報係	行政情報係	
	市民福祉部	市民課	市民生活係	戸籍係	住民係
	福祉事務所	福祉課	福祉係	援護係	児童福祉係
		川内保育園	管理係		
		高齢・障害福祉課	高齢者福祉係	身障福祉係	障害福祉係
		養護老人施設和光園	管理係		
		市民健康課	健康指導係	地域医療係	
		(川内保健センター)			
		環境課	環境保全係	原子力安全対策係	環境衛生係
		川内環境センター	管理係	業務係	廃棄物対策係
		川内クリセンター	施設管理係		環境施設整備係
		国保介護課	国保給付係	老人給付係	介護調査認定係
				介護給付係	介護予防係
	産業経済部	農政畜産課	農業振興係	経営指導係	畜産振興係
		耕地課	基盤整備係	施設維持係	
		林務水産課	林業振興係	水産振興係	
		商工振興課	商工業振興係	交通運輸係	
		観光課	観光振興係	観光施設係	
	建設部	建設調整課	建設調整係		
		建設整備課	道路橋梁係	河川港湾公園係	係名の長い係については名称を再検討する
		建設維持課	管理係	道路橋梁維持係	河川港湾公園維持係
		都市計画課	都市計画係	区画整理係	
		天辰区画整理事務所	天辰地区係		
		建築住宅課	住宅管理係	建築係	
		用地課	用地登記係	地籍調査係	
	工事検査監	工事検査係			
	消防局	総務課	企画人事係	管理係	施設整備係
		消防課	第1通信指令係	第2通信指令係	警防係
		予防課	予防調査係	危険物係	救急救助係
		消防団課	消防団係		
		中央署	予防係	第1部隊	第2部隊
		南部分署	第1部隊	第2部隊	
		上飯分駐所			
		下飯分駐所			
		西部署	第1部隊	第2部隊	
		東部署	第1部隊	第2部隊	
		祁答院分署	第1部隊	第2部隊	
収入役	会計課	会計課	出納係	審査係	
教育長	教育部	教育総務課	総務係	施設管理係	
		学校教育課	指導係	学事係	保健体育係
		小・中学校、幼稚園			
		学校給食課	管理係	給食係	
		(給食センター)			
		生涯学習課	生涯学習係	社会教育係	
		(生涯学習センター)			
		図書館・視聴覚ライブラリー	図書館係		
		少年自然の家	管理係	研修指導係	
		文化振興課	文化振興係	文化財係	
		歴史資料館・文学館	学芸係		
		スポーツ振興課	管理係	スポーツ振興係	健康スポーツ係
上下水道	水道局	管理課	管理係	業務係	
事業管理者		上水道課	給水係	施設係	
		下水道課	排水係	処理係	
交通事業管理者					
市議会	事務局	議事調査課	管理係	議事係	調査係
		選挙管理委員会	選挙係		
		公平委員会			
		監査委員			
		農業委員会			
		固定資産評価審査委員会			
		事務局	第1監査係	第2監査係	
		事務局	農政係	農地係	農業者年金係

< 榑腦支所 >		< 入来支所 >		< 東郷支所 >		< 祁答院支所 >	
地域振興課	調整係	地域振興課	調整係	地域振興課	調整係	地域振興課	調整係
	管財係		管財係		管財係		管財係
	税務係		税務係		税務係		税務係
	地域振興係		地域振興係		地域振興係		地域振興係
	市比野出張所						
市民福祉課	市民係	市民福祉課	市民係(入来会館)	市民福祉課	市民係	市民福祉課	市民係
	福祉係		福祉係		福祉係		福祉係
	健康推進係(榑腦保健センター)		健康推進係(入来保健センター)		健康推進係(東郷保健センター)		健康推進係(祁答院保健センター)
	環境係		環境係		環境係		環境係
	保険係		保険係		保険係		保険係
産業課	農政畜産係	産業課	農政畜産係	産業課	農政畜産係	産業課	農政畜産係
	耕地林務係		耕地林務係		耕地林務係		耕地林務係
	商工観光係		商工観光係		商工観光係		商工観光係
建設課	建設係	建設課	建設住宅係	建設課	建設住宅係	建設課	建設住宅係
	建設住宅係		用地係		用地係		用地係
	用地係		地籍調査係		地籍調査係		地籍調査係
			入来区画整理事務所				
			温泉場地区係				
会計課分室-会計係		会計課分室-会計係		会計課分室-会計係		会計課分室-会計係	
教育総務課	教育総務係	教育総務課	教育総務係	教育総務課	教育総務係	教育総務課	教育総務係
	小・中学校、幼稚園		小・中学校、幼稚園		小・中学校、幼稚園		小・中学校、幼稚園
	給食センター(学校給食係)		給食センター(学校給食係)		給食センター(学校給食係)		給食センター(学校給食係)
学校教育課		学校教育課		学校教育課		学校教育課	
生涯学習課	社会教育係	生涯学習課	社会教育係	生涯学習課	社会教育係	生涯学習課	社会教育係
	健康スポーツ係		健康スポーツ係		健康スポーツ係		健康スポーツ係
			入来郷地区伝建係				
水道課	水道係	上下水道課	上下水道係	水道課	水道係	上下水道課	上下水道係
	温泉係		温泉係				
			工業用水係				
< 里支所 >		< 上飯支所 >		< 下飯支所 >		< 鹿島支所 >	
地域振興課	調整係	地域振興課	調整係	地域振興課	調整係	地域振興課	調整係
	管財係		管財係		管財係		管財係
	税務係		税務係		税務係		税務係
	地域振興係		地域振興係		地域振興係		地域振興係
市民福祉課	市民係	市民福祉課	市民係	市民福祉課	市民係	市民福祉課	市民係
	福祉係		福祉係		福祉係		福祉係
	健康推進係		健康推進係(上飯保健センター)		健康推進係(下飯保健センター)		健康推進係
	環境係		環境係(上飯島クリンセンター)		環境係(下飯クリンセンター)		環境係(鹿島クリンセンター)
	保険係		保険係		保険係		保険係
	里診療所		鹿島中央診療所		手打診療所		鹿島診療所
			(介護サービス事業所)		長浜診療所		
					下飯歯科診療所		
					養護老人施設敬老園		
					(介護サービス事業所敬老園)		
産業課	農林係	産業課	農林係	産業課	農林係	産業課	農林係
	水産振興係		水産振興係		水産振興係		水産振興係
	商工観光係		商工観光係(かのこ)		商工観光係		商工観光係
建設水道課	建設用地係	建設水道課	建設用地係	建設水道課	建設用地係	建設水道課	建設用地係
	建築住宅係		建築住宅係		建築住宅係		建築住宅係
	水道係		上下水道係		地籍調査係		上下水道係
会計課分室-会計係		会計課分室-会計係		会計課分室-会計係		会計課分室-会計係	
教育課	教育総務係	教育課	教育総務係	教育課	教育総務係	教育課	教育総務係
	社会教育係		社会教育係		社会教育係		社会教育係
	小・中学校、幼稚園		小・中学校、幼稚園		小・中学校、幼稚園		小・中学校、幼稚園
	給食センター		給食センター		給食センター		給食センター
			学校教育課				
			上飯バス事業所				
					下飯バス事業所		

新市消防団組織図(案)



第2編

まちづくり計画

【概要版】

地域力が奏でる都市力の創出を理念として
市民が創り 市民が育む 交流躍動都市をめざします



川薩地区法定合併協議会



「まちづくり計画」は、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、1市4町4村の合併後の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、本計画を実現することにより、関係市町村の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図ろうとするものです。

計画の構成は、新市を建設していくための「基本方針」及びこれを実現するための「基本計画」、「まちづくり事業計画」、「公共施設の基本的考え方」及び「財政計画」を中心として構成されています。

計画の期間は、合併年度(平成16年10月12日の目標)及びその後の10年間(平成26年度)とします。

合併前の関係市町村の基本構想(総合計画・総合開発計画・総合振興計画等)は、今日までの各市町村のまちづくりの方向性を示すものであるため、合併後に向けても特色のある地域づくりや事業の継続性等を考慮し、本計画は、その整合性を確保したものとなっています。



計画の概要

1	まちづくりの課題と合併の必要性.....	P 45	5	新市一体化躍動プラン.....	P53
2	新市の概況と主要指標.....	P 47	6	基本計画・まちづくり事業計画.....	P55
3	新市まちづくりの基本方針.....	P 48	7	新市における県事業の推進.....	P68
4	公共施設の基本的な考え方.....	P 51	8	財政計画.....	P69





まちづくりの課題と合併の必要性

地方分権

現状

平成12年4月「地方分権一括法」の施行に伴い、自治体による政策判断、政策遂行における役割と自己責任能力の重要性、地域住民の自己決定権の拡充が求められています。

課題

市の自己責任能力の違いが、地域の行政サービスの差や地域の活力などに直接的に影響することが予想されます。

様々な権限移譲に伴ない市の事務量が増加し、一層主体的に行政運営に取り組むことが必要となり、今まで以上に職員の政策形成能力が重要になってきます。

課題解決の方向

合併によって地方分権に対する適切な受皿づくり（財政基盤強化・行政機構強化）を進め、組織自体の強化を図る必要があります。

少子・高齢化

現状

本県の高齢化率は22.6%で全国よりもかなり早いテンポで高齢化が進んでおり、中でも新市の高齢化率は24.3%と本県平均より高くなっています。

出生率は長期的な低下傾向が続いており、少子化の傾向が強まっています。

課題

若年層の働き手の減少により経済活力が低下、保険・年金の収入減・支出増によりこれらの財源の悪化、福祉関連事業への行政負担が増大、地区コミュニティの活動が衰退することなどがあげられます。

国全体の人口の増加が見込まれないため、新市の活力を高める定住施策が重要になってきます。

課題解決の方向

高齢化に伴う財政負担に対応できる効率的な行財政運営を図ることが重要です。

市民一人ひとりが、自分の住む地区あるいは新市の活動に組み、一人暮らしの高齢者に対する施策や青少年の育成など相互扶助による地区の活性化に向けた体制づくりの必要があります。

人口の流入を促進し、若年層の定着を図り、新市の活力を高め、県内だけではなく全国的な都市間の競争に勝ち残るための戦略的な対応を図る必要があります。





地方拠点都市としての将来

現状

交通・情報技術の発達や経済活動の進展に伴い、市民の日常生活圏は市町村の区域をはるかに越えて拡大しています。

新市は、人口や産業経済、文化面、県勢から見て南九州の拠点都市ですが、県土の均衡ある発展のため中核的な役割を担っています。

九州新幹線及び南九州西回り自動車道隈之城インターチェンジの供用開始による新市への社会的・経済的効果、交流人口の増大、通勤圏の拡大などが期待されます。

課題

将来の都市間競争の激化に適切な対応をしていくためには、都市規模を拡大するスケールメリット（規模を大きくすることで得られる利益）を活用し、その競争力を強化することが必要であり、地域の一体的なまちづくりや合併による財政基盤の強化が不可欠となります。

交通渋滞を抑制するために、道路整備などの新たな投資をする必要が生じています。

課題解決の方向

可能な限りの高い目標を掲げて全体的なまちづくりを進め、自然・歴史・伝統・文化などの地域資源を活かしながら都市規模の拡大による相乗効果を導き出し、市民や市域内の事業者の活力を生み出す必要があります。

合併により実現する行財政運営の効率性の向上を文化的活動や福祉活動に還元し、市民生活を一層暮らしやすくさせる必要があります。

広域行政

現状

関係市町村では、業務の効率化・経費の節減を図ることを目的として必要に応じて介護保険、ごみ・し尿処理、消防等に関する一部事務組合を設置し、広域的な事務の共同処理が行われています。

課題

川内市及び甕島区域における一般廃棄物最終処分場等の整備が10年以内に必要となってきました。

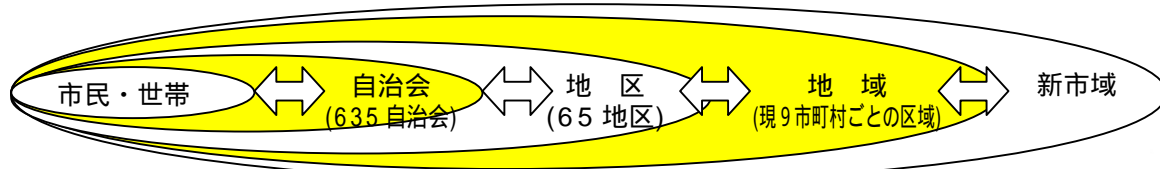
地方分権に伴う国・県からの権限移譲をはじめとする、新たな事務事業の制度化により、一つの自治体では対応が困難な広域化・高度化した行政課題が生じています。

課題解決の方向

日常生活圏の拡大や地方分権の推進を踏まえて、周辺自治体の実情に応じた役割分担と連携・協力体制の強化により、行政の効率化を進め、質の高い行政サービスの提供や地域特性を活かした個性ある圏域づくりを推進する必要があります。

地域・地区の考え方（イメージ）

本計画では、市域を小エリアの自治会区域、中エリアの地区（現小学校区・地区）、大エリアの地域（現市町村域）と設定しています。（校区又は地区という呼称は、「地区」で統一してあります）平成15年7月10日現在



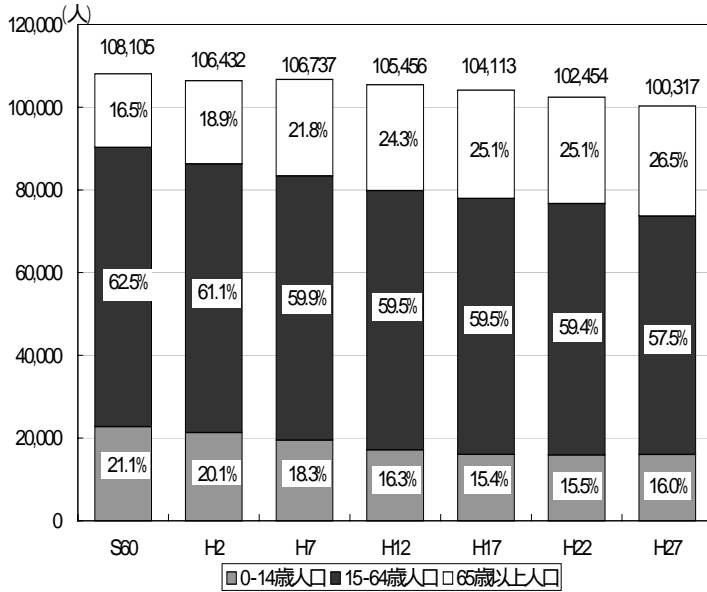


新市の概況と主要指標

面積 683.39 k m²

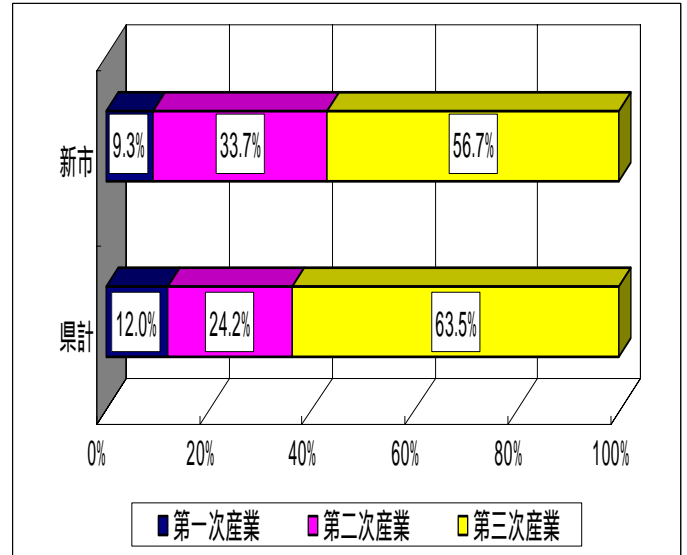
現在人口 105,464 人(平成 12 年国勢調査) **将来人口** 102,457 人(平成 22 年の推計)

新市純生産額割



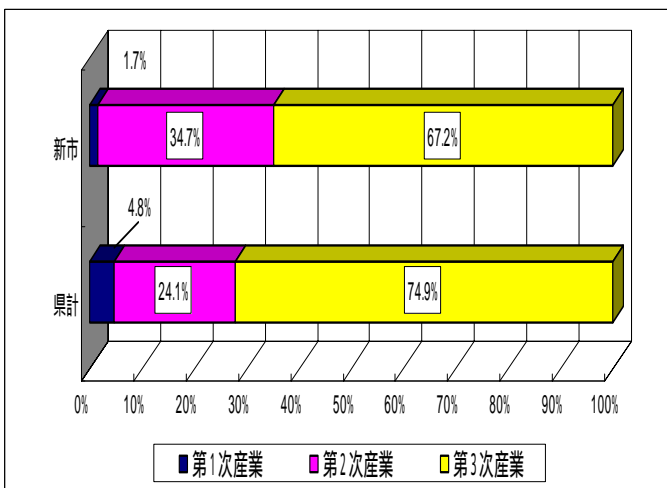
国勢調査結果及び推計

産業別就業人口



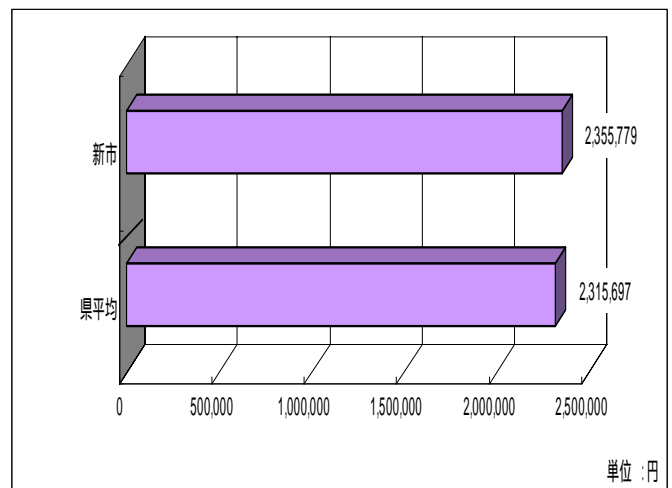
平成 12 年度国勢調査結果

新市純生産額割



平成 11 年度市町村所得推計報告書

人口 1 人当たり市民所得



平成 11 年度市町村所得推計報告書





新市まちづくりの基本方針

新市まちづくりの基本理念(まちづくりの基本的姿勢)

「地域力」が奏でる「都市力」の創出」

それぞれの地域や地区コミュニティの特性を活かしながら 10 万人都市の潜在力を最大限に発揮し、これらが連携することにより新しい価値を創造していきます。

< 視点 >

- 「地域力」を育み新しい地域創造をめざす
- 「都市力」を最大限に発揮する
- 市民参画によるまちづくりを進める
- 行財政運営の効率化を進める

新市がめざす将来都市像

「市民が創り 市民が育む 交流躍動都市」

自然や歴史・文化的な資源と人々の営みというような「地域力」を育てながら「都市力」を発揮する新しいまちづくりを实践する主体は市民です。この「地域力」は、市民の一人ひとりが、あるいは地区コミュニティがお互いの信頼関係を築きながら共有できる将来像を描き、その実現に向かって協働し、南九州の拠点都市として、また、県都鹿児島市の隣接都市として、新市の持つ「多彩な特性と基盤の蓄積」を最大限に活かし、それぞれの潜在力をさらに向上させるとともに、互いの連携を強くすることにより相乗効果を高め、自立性の高いまちづくりをめざします。





新市まちづくりの基本方針（将来都市像実現に向けた7つの政策）

新市における速やかな一体化を促進し、地域の発展と市民福祉の向上を図るとともに、南九州の拠点都市としてふさわしいまちづくりの総合的かつ計画的な推進を図るために、「コミュニティ」、「保健福祉」、「教育文化」、「生活環境」、「産業振興」、「社会基盤」、「市民参画」の7つの分野の基本方針を定めます。

- 1 コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり（コミュニティ）
- 2 健康でともに支え合うまちづくり（保健福祉）
- 3 地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり（教育文化）
- 4 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり（生活環境）
- 5 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり（産業振興）
- 6 都市力を創生するまちづくり（社会基盤）
- 7 みんなで進める市民参画のまちづくり（市民参画）

新市の都市構造

ゾーンごとの振興方向

- ・都市文化ゾーン 「にぎわいと活力に満ちた、風格のある市街地の形成」
- ・田園文化ゾーン 「水と緑と温泉に抱かれた、美しく趣のある田園地帯の形成」
- ・海洋文化ゾーン 「水産業の安定的な発展と海洋性の観光レクリエーションゾーンの形成」

交流・連携軸

- ・九州西岸軸（南九州西回り自動車道・国道3号/328号・九州新幹線・肥薩おれんじ鉄道）
- ・新市東西軸（甑島交流ライン・川内川連携ライン・空港アクセスライン・アジア交流ライン）
- ・地域交流軸（川内樋脇連携ライン・川内入来祁答院連携ライン・東郷樋脇連携ライン・東郷樋脇入来連携ライン・川内東郷連携ライン・甑島縦貫ライン・都市核道路）

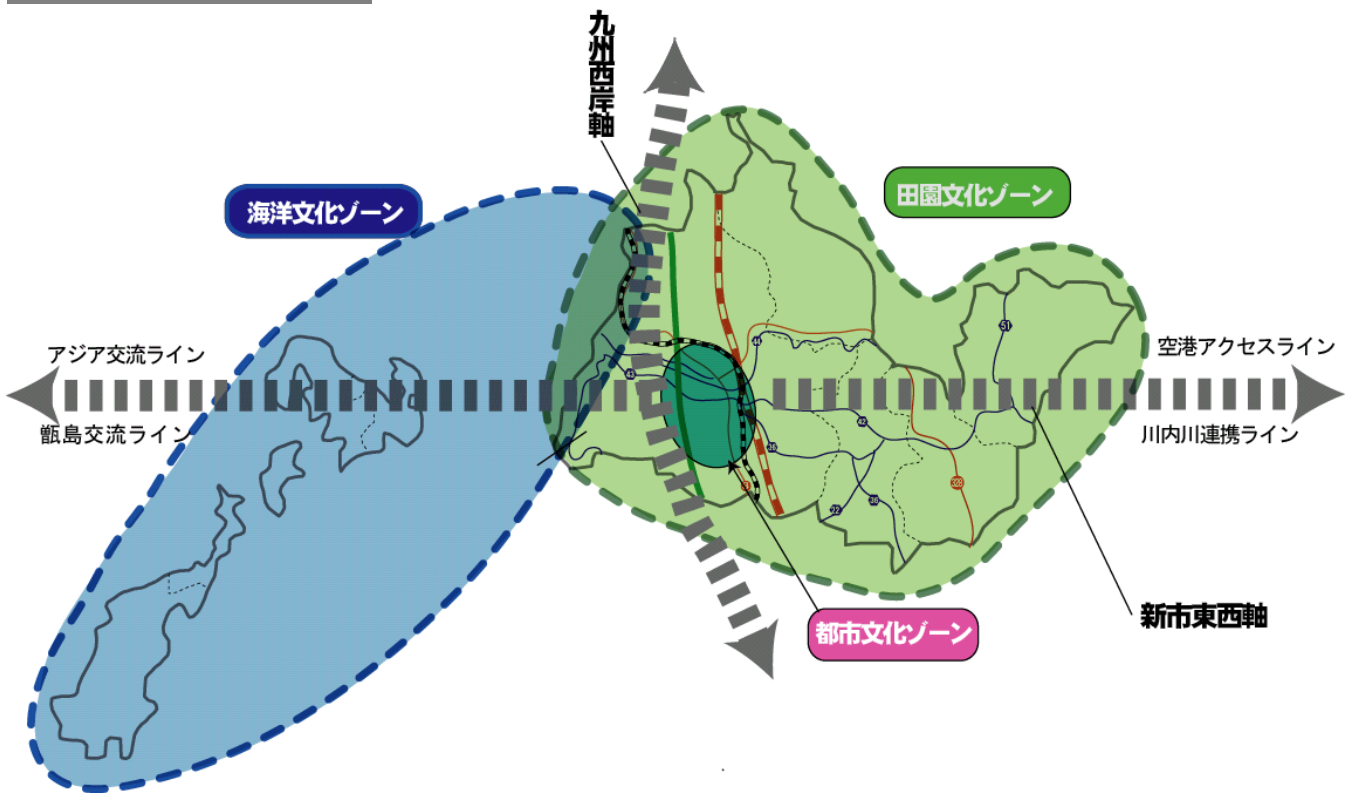
土地利用の基本的な考え方

新市においては、将来のまちづくりを見据え、総合的・長期的な観点から土地利用を図ります。

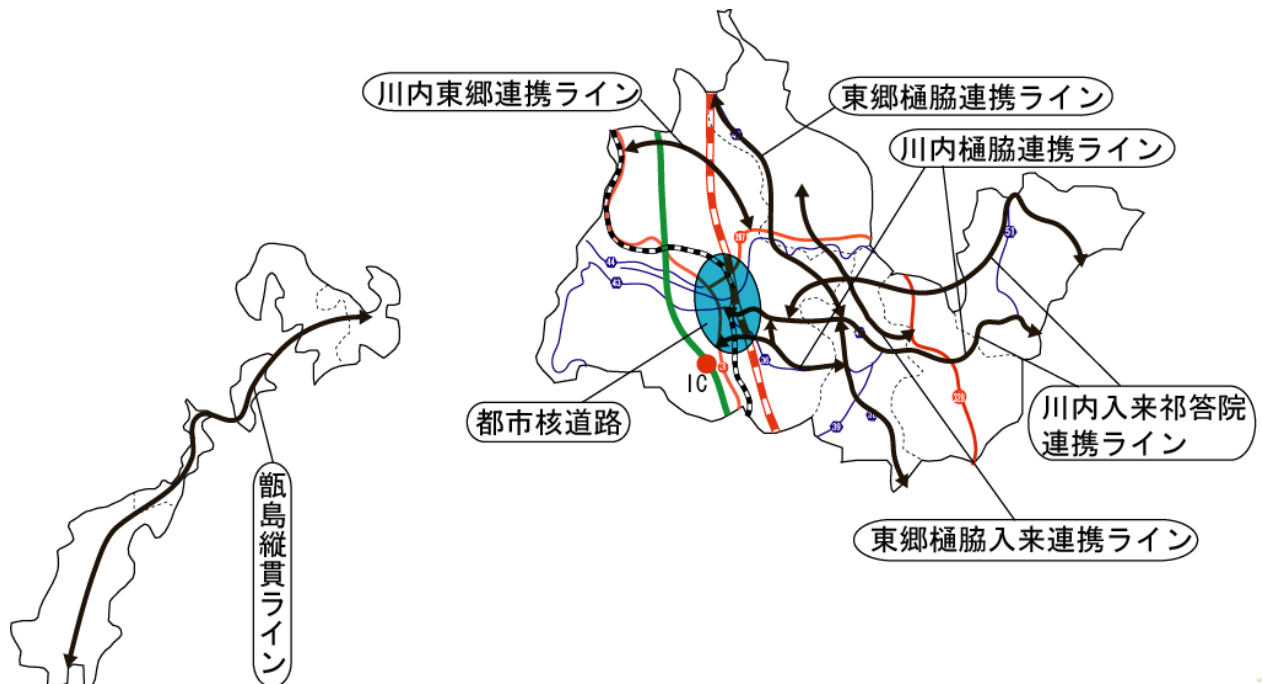




都市構造のイメージ



地域交流軸





公共施設の基本的な考え方

公共施設の整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう既存施設の有効利用を図りつつ、地域の特性やバランス、利便性などにも十分配慮し、及び財政事情を考慮したうえで、計画的に進めていくことを基本とします。また、公共施設の整備・管理については管理公社への委託や民間事業者やボランティア、各種団体との連携を図りながらの民間活力の積極的な導入を図るとともにP.F.I.の導入について研究を行います。

「本庁」については、新庁舎建設までの間は合併前の川内市役所（川内市神田町3番22号）とし、従前の樋脇町役場、入来町役場、東郷町役場、祁答院町役場、里村役場、上甌村役場、下甌村役場、鹿島村役場は、各種窓口業務機能だけでない従来の町村役場とほぼ同等の機能を有する総合的な業務を行う「支所」として、市民サービスの向上を図るよう必要な機能の整備・充実を図ります。

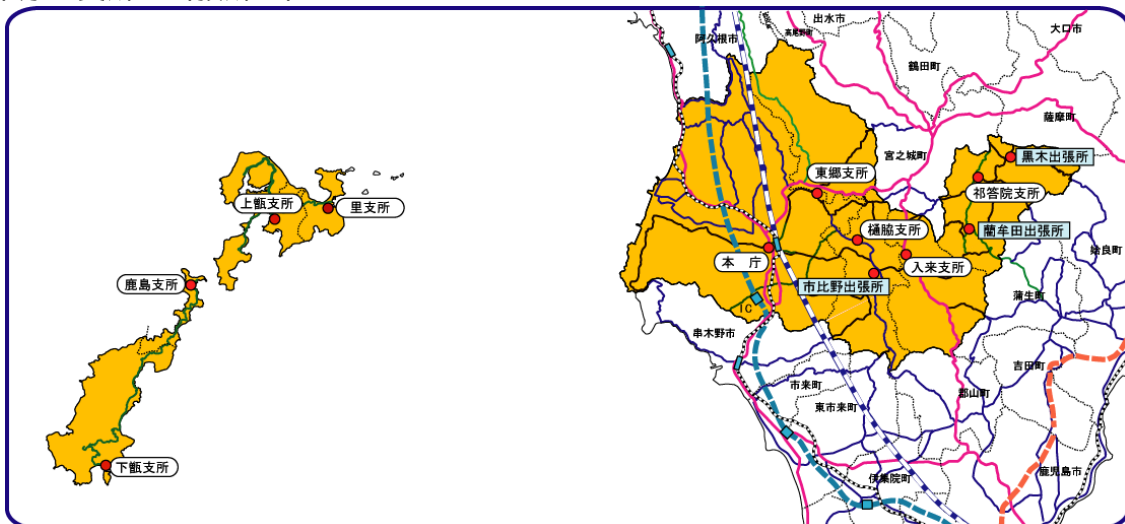
また、将来の新庁舎建設については、新市成立後、交通の事情、他の官公署との関係など、住民の利便性を考慮し、研究するものとします。

なお、合併前の祁答院町黒木支所、蘭牟田支所、樋脇町市比野出張所は、「出張所」として、市民サービスコーナー（合併前の川内市）は、引き続き「市民サービスコーナー」（大小路サービスコーナー）として配置するとともに、住民基本台帳ネットワークシステムが稼動することから、市民がどこでも住民基本台帳カードにより住民票等の交付を24時間受けられる自動交付機の設置を進めます。

その他の類似公共施設については、その呼称を市民がわかりやすいよう統一し、かつ、新市の一体感の醸成と広報時等の利便性向上を図ります。

P.F.I.・・・プライベート・ファイナンス・イニシアチブの略称です。これまでの公的部門による社会資本の整備・運営に民間資本や経営ノウハウを導入し、民間主体で効率化を図ろうという政策手法のことです。
市民サービスコーナー・・・住民票の交付など簡易的な窓口で、合併前の川内市中央公民館内に設置してあります。

本庁・支所・出張所の位置





公共施設呼称（類似施設）

	施設区分	新たな施設呼称	合併前の施設名称	備考
1	清掃施設	クリーンセンター	川内市クリーンセンター 上甑島クリーンセンター 下甑村清掃センター 鹿島村ごみ焼却場	一部事務組合等の協議によってはこの限りではない。
2	火葬施設	葬斎場	川内市葬斎場 甑島衛生管理組合火葬場(里) 平良火葬場 下甑村火葬場 鹿島村葬斎場	一部事務組合等の協議によってはこの限りではない。
3	し尿処理施設	環境センター	西薩環境センター 下甑村し尿処理場	有人施設
4	下水道処理施設	浄化センター	川内市宮里処理場 中甑中野浄化センター 片野浦処理施設 鹿島村地域し尿処理施設	有人施設
5	幼稚園施設	幼稚園	(各市町村立) 幼稚園 小学校附属幼稚園	
6	保育所施設	保育園	川内市立保育所 里村へき地保育所	
7	健康保健増進等施設	保健センター 現市町村名に「保健センター」を続ける。 例：東郷町保健センター 東郷保健センター	保健センター(川内・入来・東郷・祁答院・上甑) 保健福祉センター(樋脇) 健康管理センター(下甑)	すこやかふれあいプラザ等の呼称は施設名に続き使用できる。
8	主な老人福祉施設	高齢者福祉センター 現市町村名に「高齢者福祉センター」を続ける。	入来町高齢者福祉センター 里村高齢者生活福祉センター 上甑村老人福祉センター 下甑村高齢者生活福祉センター 鹿島村高齢者生活福祉センター	
9	診療所	診療所	診療所(川内・祁答院・里・上甑・下甑・鹿島)	
10	総合運動公園	総合運動公園	総合運動公園(川内・樋脇・上甑) 総合体育施設(東郷)	
11	その他体育施設	現市町村名に体育施設名を続ける。 例：上甑村立体育館 上甑体育館	総合体育館/体育センター/武道館/弓道場/庭球場/運動公園/グラウンド/プール/B&G海洋センター/ゲートボール場等	サンアリーナせんだい等の呼称は施設名に続き使用できる。
12	主な勤労者福祉施設	勤労者福祉センター 青少年ホーム 共同福祉施設	入来勤労者技術研修館 川内市勤労青少年ホーム 東郷共同福祉施設 祁答院共同福祉施設	
13	給食施設	給食センター	給食センター(川内・樋脇・入来) 共同調理場(東郷・里・上甑・下甑・鹿島)	
14	ホール施設	文化ホール	川内市民会館 入来町文化ホール	
15	中央公民館	生涯学習センター 現市町村名に「生涯学習センター」を続ける。 例：樋脇町中央公民館 樋脇生涯学習センター	中央公民館等	
16	郷土資料施設	郷土館	郷土館(樋脇・入来) 郷土資料館(上甑) 歴史民俗資料館(下甑)	川内市歴史資料館は除く。
17	(地区・校区)公民館	地区コミュニティセンター 現地区名に「地区コミュニティセンター」を続ける。	地区公民館・校区公民館・自治公民館・コミュニティセンター・集会所・地区集会所等	

上記施設は関係市町村施設のうち主なものであり、同類で異なる呼称のものを列挙してあります。一部事務組合施設については便宜的に新市施設として列挙してありますが、今後事務組合等との協議により検討されるものです。





新市一体化躍動プラン

まちづくりの7つの「基本方針」に基づき、将来都市像の実現と新市の9地域の速やかな一体化に向けた施策を「新市一体化躍動プラン」として定め、重点的かつ戦略的に取組みます。なお、この「新市一体化躍動プラン」は、「基本方針」の7つの分野体系を横断した3つのプロジェクトからなります。

計画上の位置付け

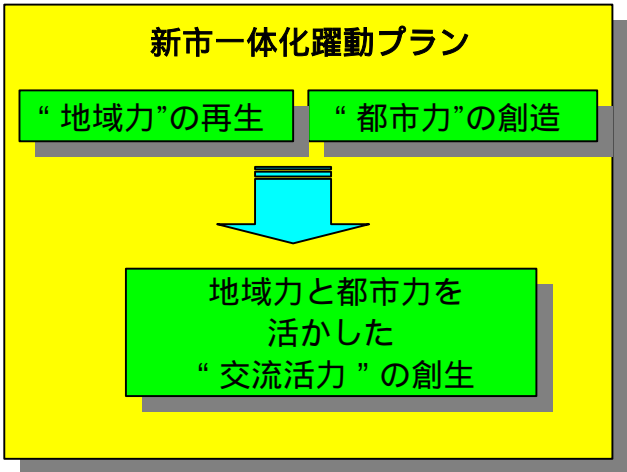
基本理念

将来都市像

基本方針

新市一体化躍動プラン
(重点的かつ戦略的に取組む施策)

「基本計画」、「まちづくり事業計画」
(基本方針に基づく施策と主な事業)



地域力再生プロジェクト

1 地区コミュニティ主体の地域づくり

地区コミュニティ協議会制度の導入

市民が主体となった地区づくりを促進するために、従来の地区における連絡協議会などの機能（運営体制や助成制度など）、事務局体制の強化を図りながら、より充実した横断的な組織体制をめざした「地区コミュニティ協議会制度」を導入します。また、地区単位での課題や問題点を話し合いながら「地区振興計画」の自主的な策定を促進し、その課題解決のための施策・事業を実施することによりコミュニティ機能の活性化を図ります。なお、自治会における従来の活動についても地区コミュニティ協議会との連携を推進します。(主要事業：コミュニティ推進事業、地区振興計画策定支援事業)

地区コミュニティ活動への支援強化

2 地域を支える人を育てるまちづくり

生涯学習の推進

男女共同参画社会の形成

地域特性を活かした学校教育の推進

3 地域文化を大切にすまちづくり

文化財及び伝統芸能等の保存・継承

文化的施設の整備及び利用促進

4 地域が健やかで安心して暮らせるまちづくり

健康づくりの推進

救急医療・消防防災体制の充実強化

福祉サービス体制の充実強化

環境対策の充実強化





都市力創造プロジェクト

1 利便性の高い都市づくり

中心市街地の活性化

定住ネットワークの形成

道路・交通ネットワークの形成

新市の一体感の醸成や交流促進を図るために新市内外を結ぶ幹線道路網などのネットワークを整備します。

(主要事業：南九州西回り自動車道建設促進事業、国道・県道・市道整備事業、コミュニティバス運行事業等)

情報通信基盤の整備推進

各種行政手続きや広報紙の電子化等、行政サービス水準の向上を実現するとともに、生活関連情報等を提供するなど市民生活をより便利にする施策を展開します。(主要事業：地域情報化推進事業、行政情報化推進事業、防災行政無線整備事業、防災情報システム整備事業等)

ネットワークサインの整備

2 交流拠点を活かしたまちづくり

川内駅周辺の整備推進

南九州西回り自動車道路インターチェンジ周辺の整備推進

中国・韓国及び東南アジアとの定期航路の開設

港湾機能の強化

公園・緑地・河川空間の整備推進

ネットワークサイン…

公共案内サイン 市境案内(ゲートイン) 公共施設案内・誘導、道路標識、施設名看板などです。

観光案内サイン 名所・旧跡案内、市内周遊散策ルート等の誘導看板、地域の産業解説看板などです。

交流活力創生プロジェクト

1 産業活力を導くまちづくり

新市経済圏の創出

新市内事業者の利用促進と新市内における新しい流通体制の構築により、新市内で生産されたものを新市内で消費するという、顔の見える「地産地消」の取り組みを進めます。また、これまでの農畜産物、加工特産品等の個別ブランドを基に総合的な新市ブランドを形成し、PRすることでブランド力の底上げと市民や地場産業の新市に対するの求心力を高めます。

(主要事業：市内事業者利用促進事業、地産地消推進事業、新市ブランド形成事業等)

企業育成・誘致の推進

新市産業の振興(農林水産業の新たな展開、商工業の振興)

2 市域内の連携が盛んなまちづくり

交流事業の推進(地域や地区コミュニティ間交流、スポーツ交流、生涯学習活動の交流)

小中学校間の交流推進

3 市域外との交流が盛んなまちづくり

九州新幹線等を活用した交流・体験型観光の推進

国際交流の推進





基本計画・まちづくり事業計画

1 コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり

(1) 地区・コミュニティを活かしたしくみづくり

施策項目	主な事業
地区コミュニティ・協議会制度の導入	コミュニティ推進事業 市・地区 (新規)
地区振興計画の策定支援	地区振興計画策定支援事業 市・地区 (新規)

地区・・・合併前の関係市町村の小学校区・地区の範囲を示します。

地区コミュニティ・・・人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域のことで、関係市町村の 65 地区（現小学校区・地区）を指します。

地区振興計画・・・

これからの地方分権の時代には、これまでも増して地区住民の発想による施策を大事にしていくことが必要であり、自己決定、自己責任、自己実現の意識を持って行動することが大切となってきます。このような考え方に基づき、それぞれの地区の実情を最も知っている住民自らが、それぞれの地区の特色を活かしながら地区の将来がどうあるべきかを話し合っ「地区振興計画」としてとりまとめたものを新市の総合計画の参考とするものです。

(2) コミュニティ活動等への支援強化

施策項目	主な事業
コミュニティ活動への支援	地区コミュニティ協議会支援事業 (新規) 自治会活動支援事業 ボランティア活動支援事業 市・県 ボランティア人材育成支援事業 市・県 地域づくり活動支援事業 公共施設里親・推進事業 (新規)
市民参画の推進	広報広聴事業 地域情報化推進事業 (新規) 情報公開制度充実事業 (新規) まちづくり交流センター運営事業 男女共同参画推進事業

公共施設里親（アダプト）の制度・・・新市など自治体が、道路や公園、海岸などの清掃活動を地元住民に任せる制度で、地元住民を里親に公共施設などを養子になぞらえたものです。（社）食品容器環境美化協会等がまちの美化をめざして「アダプト・プログラム」として制度化、全国的な広がりを見せています。

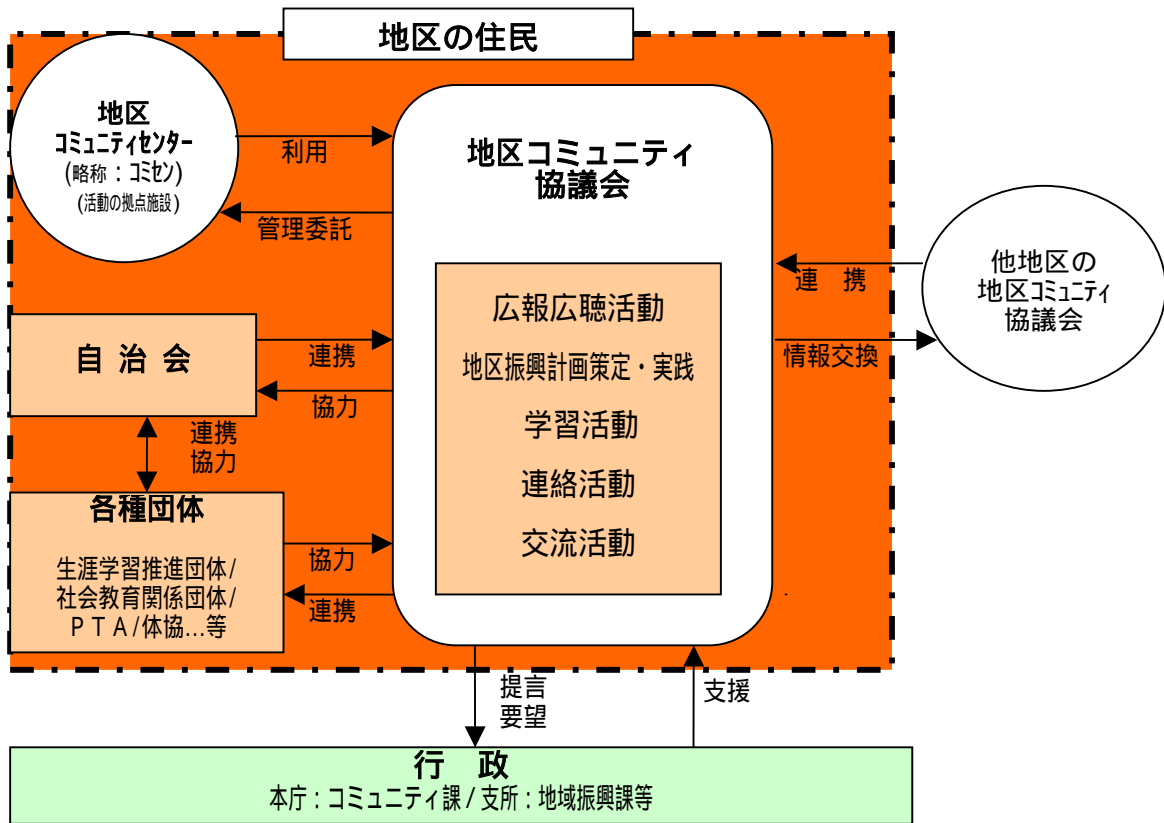
(3) コミュニティ活動環境の整備

施策項目	主な事業
地区コミュニティセンターの機能強化	地区コミュニティセンター運営管理事業 地区コミュニティセンター維持修繕事業 地区コミュニティセンター整備改修事業

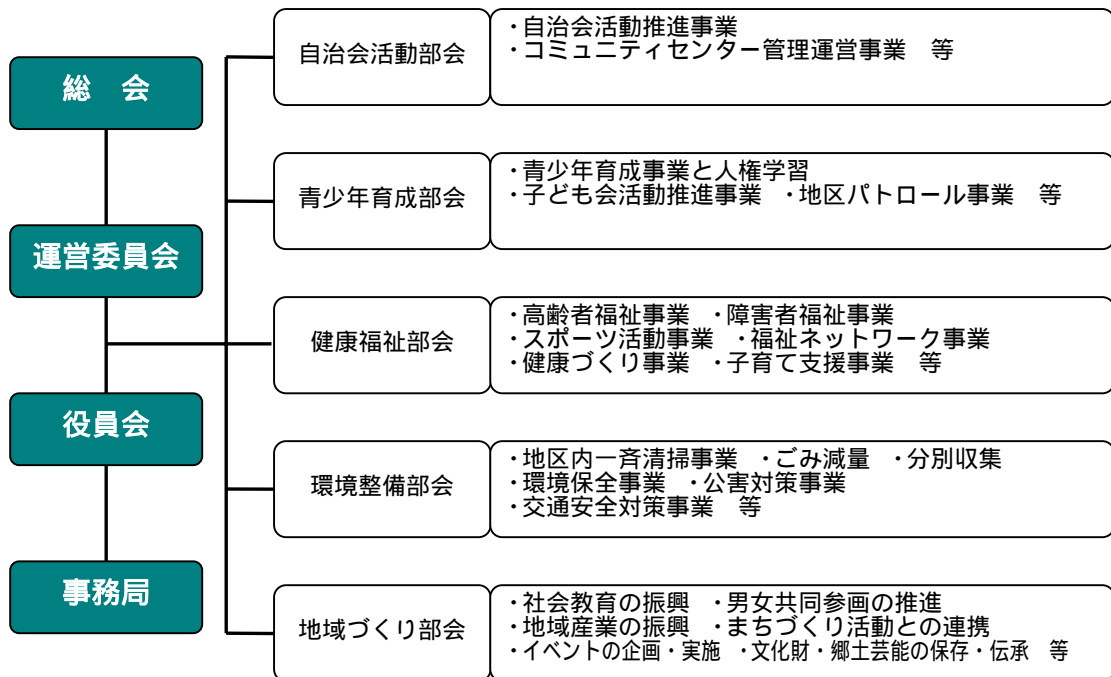




「地区コミュニティ協議会」の位置付け考え方（イメージ案）



「地区コミュニティ協議会」組織の考え方（イメージ案）



地区コミュニティ協議会...各地区のあらゆる分野の活動を連携強化し、行政とのやり取りを行う窓口としての団体とし、これまでの地区・校区連絡協議会等の機能を更に充実した自治活動組織です。
 部会の考え方...地区コミュニティ協議会に設置される部会は、各地区にある各種団体を、その内容等によりまとめたもので、地区のための活動を行うものと想定しています。具体的に設置する部会とその活動内容は、地区の実情に応じて各地区のコミュニティで協議されるべきものと想定しています。





2 健康でともに支え合うまちづくり

(1) 保健・医療の充実

施策項目	主な事業
健康づくりの推進	健康づくり推進事業 健康づくり運動推進計画策定事業(新規) 予防接種事業 感染症予防事業 保健センター運営管理事業 保健センター維持修繕事業 老人保健事業 母子保健事業
救急医療体制の充実	地域医療対策事業 市・県 診療施設運営管理事業 診療施設維持修繕事業 診療施設整備改修事業(新規) 初期救急医療対策事業 市・県 第2次救急医療対策事業 市・県 救急患者搬送ボランティア事業 離島緊急搬送体制整備事業 市・県

(2) 社会保障の充実

施策項目	主な事業
国民健康保険事業の健全運営	国民健康保険事業
老人保健事業の健全運営	老人保健事業(再掲)
介護保険事業の運営	介護保険事業
国民年金事業の推進	国民年金制度周知事業 国民年金加入促進事業

(3) 地域福祉社会の形成

施策項目	主な事業
地域福祉活動の推進	地域福祉計画策定事業 地域福祉活動事業 生活保護事業 ボランティア活動支援事業 市・県 (再掲) ボランティア人材育成支援事業 市・県 (再掲)
福祉施設の機能充実	福祉施設管理運営事業 福祉施設維持修繕事業 福祉施設整備改修事業(新規)
公共施設等のユニバーサルデザイン化	ユニバーサルデザイン推進事業(新規)

ユニバーサルデザイン…老若、健常者・障害者のわけ隔てなく誰もが利用しやすい「すべての人のためのデザイン」のことです。「障害、障害者」に対する人々の意識を変えようと、デザインにおけるバリアフリー（段差や仕切りをなくすなど障壁のない状態）の概念をより一般的にしたものです。





(4) 高齢者福祉の充実

施策項目	主な事業
高齢者の介護予防・生活支援の充実	高齢者福祉事業
介護者・要介護者への支援充実	介護保険事業(再掲) 家族介護生活支援事業
生きがい活動への支援充実	シルバー人材センター運営事業 すこやか長寿社会運動推進事業 県

(5) 子育て支援・児童福祉の充実

施策項目	主な事業
子育て支援体制の整備及び児童福祉の充実	児童福祉事業 子育て支援対策事業 児童虐待予防事業 次世代育成支援行動計画策定事業

(6) 障害者(児)福祉の推進

施策項目	主な事業
障害者(児)福祉の充実	障害者(児)福祉事業 知的障害者福祉事業 精神障害者福祉事業
社会参加の促進	雇用・勤労者福祉対策事業 鹿児島障害者職業能力開発校移転促進事業

(7) 母子寡婦・父子福祉の充実

施策項目	主な事業
母子寡婦・父子福祉の充実	母子寡婦父子福祉事業





3 地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり

(1) 生涯学習の推進

施策項目	主な事業
生涯学習推進体制の構築	生涯学習推進事業 市・県 生涯学習基本構想策定事業(新規)
生涯学習ネットワークの形成	生涯学習ネットワーク事業 市・県 図書館ネットワーク事業(新規)
生涯学習関連施設の整備	生涯学習施設管理運営事業 生涯学習施設維持修繕事業 生涯学習施設整備改修事業(新規)

(2) 社会教育の促進

施策項目	主な事業
社会教育活動の充実	社会教育活動支援事業

(3) 人権の尊重

施策項目	主な事業
人権教育活動の推進	人権教育推進事業
啓発活動の推進	人権問題啓発事業

(4) 幼児教育・学校教育等の充実

施策項目	主な事業
幼児教育の振興	幼児教育振興事業
学校教育の充実	学校教育振興事業 市・県 教育相談対策事業 市・県 学校給食事業 高校振興対策事業
学校教育施設等の整備充実	学校施設整備改修事業 学校施設維持修繕事業 教職員住宅維持管理事業 教職員住宅整備事業
地域特性を活かした学校教育の推進	郷土教育推進事業(新規) 小学校特認校・制度事業 学校間交流事業 漁村留学推進事業 市・県 通学対策事業
高等教育機関との連携・交流	専門教育充実事業 地域と高等教育機関との連携事業 サテライト教室・促進事業(新規)
国際化教育や情報教育などの新時代への対応	ALT 配置事業 英語大好きかごしまっ子育成事業 教育用パソコン整備事業 21 教育ネットワーク運営事業 22 国際交流事業(再掲)

特認校・・・小規模校入学特別認可制度により、自然環境に恵まれた小規模の小中学校で、心身の健康増進を図り、豊かな人間性を培いたいという保護者の希望がある場合には、通学状況や生活指導面など教育的な配慮の上、市内に住んでいる児童生徒が、通学区域に関わりなく、誰でも入学申し込みをできる制度です。
サテライト教室・・・大学等が、大学施設以外で社会人等を対象にして講義を行う分校のことです。





(5) 青少年の健全育成

施策項目	主な事業
青少年の健全育成	青少年健全育成事業 市・県

(6) 地域文化の保存・継承

施策項目	主な事業
文化活動の推進	文化活動推進事業 歴史文化振興事業 郷土芸能保存継承事業(新規) 文化財保護事業 清色城跡保存関連整備事業 入来麓地区伝統的建造物群保存事業
歴史・文化資源のネットワーク化	歴史・文化ネットワーク事業(新規) 公共サイン整備事業(新規)
文化的施設の整備及び利用促進	歴史文化施設運営管理事業 歴史文化施設維持修繕事業 歴史文化施設整備改修事業(新規)

(7) スポーツの振興

施策項目	主な事業
スポーツの振興	地域スポーツクラブ育成事業 スポーツ振興事業 市・県 運動公園運営管理事業 運動公園維持修繕事業 運動公園整備事業(新規) 屋内体育施設維持修繕事業 屋内体育施設整備改修事業(新規) 県民体育大会 県 (新規)

(8) 交流活動の推進

施策項目	主な事業
国際交流の推進	国際交流事業 国際交流員招致事業 鹿児島純心女子大学留学生支援事業 外国人受入体制整備事業
国内・地域間交流の推進	地域間青少年交流事業 市・県 (新規) 漁村留学推進事業 市・県 (再掲) 地域・地区団体交流事業 市・県 (新規)





4 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり

(1) 防災・生活安全対策の充実

施策項目	主な事業
防災体制の強化	災害対策事業 原子力安全対策事業 市・県 自主防災組織等育成事業 防災行政無線整備事業(新規) 地域防災対策事業 防災情報システム整備事業(新規) 危機管理センター整備事業(新規)
消防・救急体制の充実	消防通信施設整備事業(新規) 消防無線局整備事業(新規) 消防庁舎改修事業(新規) 消防分署整備事業(新規) 消防資機材整備事業 防火水槽整備事業 消防団施設整備事業 消防団資機材整備事業 消防団活性化事業 救急患者搬送ボランティア事業(再掲) 離島緊急搬送体制整備事業 市・県 (再掲)
安全な市民生活の確保	消費生活対策事業
交通安全・防犯対策の推進	交通安全対策事業 21 市道交通安全施設整備事業 22 県道交通安全施設整備事業 県 23 防犯対策事業

(2) 環境対策の充実

施策項目	主な事業
自然環境の保全及び公害対策	自然環境保全事業 公害対策事業 環境基本計画策定事業(新規)
自然エネルギーの導入	新エネルギー推進事業(新規)
環境衛生対策の充実	環境衛生対策事業 市・県
葬斎場・墓地環境の整備	葬斎場維持管理事業 葬斎場整備改修事業(新規) 市営墓地維持修繕事業 市営墓地整備改修事業(新規)

(3) ごみ処理の充実

施策項目	主な事業
資源ごみ分別収集・リサイクルの推進	資源ごみ収集・リサイクル推進事業 衛生自治組織活動支援事業 リサイクルセンター整備事業(新規)
不法投棄の防止推進	不法投棄防止事業
ごみ処理施設の機能充実	クリーンセンター維持修繕事業 クリーンセンター等施設整備改修事業(新規)
最終処分場の整備	最終処分場施設整備事業(新規) ごみ処分場閉鎖事業





(4) 下水道・生活排水処理対策の推進

施策項目	主な事業
し尿処理施設の整備充実	環境センター維持修繕事業 川内環境センター施設更新事業(新規) 汚泥再生処理センター建設事業(新規)
合併処理浄化槽の整備促進	合併浄化槽整備促進事業 浄化槽市町村整備推進事業
公共下水道等の計画的な整備・適正な維持管理	向田処理区公共下水道事業 永利地区下水処理事業 中甕中野地区下水道事業 鹿島地区下水道事業
農業・漁業集落排水施設の整備・適正な維持管理	城上地区農業集落排水事業 入来中部地区農業集落排水事業 大馬越地区農業集落排水事業 祁答院中央地区農業集落排水事業 里地区農業集落排水事業 平良地区漁業集落排水事業 片野浦地区漁業集落排水事業 手打地区漁業集落排水事業(新規)

(5) 安定した水・温泉利用対策の充実

施策項目	主な事業
簡易水道の整備充実	簡易水道施設管理事業 簡易水道施設維持修繕事業 簡易水道施設整備事業
上水道の計画的な整備及び適正な維持管理	上水道施設管理事業 上水道施設維持修繕事業 上水道施設整備事業
温泉施設の整備及び適正な維持管理	温泉施設管理事業 温泉施設維持修繕事業 温泉施設整備事業(新規) 温泉分湯事業
産業用水供給体制の充実	農業振興施設維持修繕事業 農業振興施設整備事業 市・県 工業用水事業





5 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり

(1) 新市経済圏の創出

施策項目	主な事業
市内事業者の利用促進	市内事業者利用促進事業(新規)
地産地消の推進	地産地消推進事業(新規) 物流拠点施設整備事業(新規)
新市ブランドの形成	新市ブランド形成事業 市・県 (新規)

(2) 農業の振興

施策項目	主な事業
安定的な農業経営の実現	農村振興基本計画策定事業(新規) 農業振興推進事業 市・県 農地利用促進事業
農業公社の設立	農業公社設立事業(新規)
畜産振興対策の実施	畜産振興推進事業 畜産施設整備事業(新規) 新市ブランド形成事業 市・県 (新規/再掲)
新規作目・加工品の導入及びブランド化の推進	農畜産物活性化事業 観光物販施設運営管理事業 地産地消推進事業(新規/再掲)
農村振興	むらづくり推進事業 県 体験学習・交流推進事業 市・県 (新規) 里地棚田保全整備事業 県
農業基盤整備の推進	広域営農団地農道整備事業川薩3期地区 県 農道維持修繕事業 農道整備事業 市・県 農業振興施設維持修繕事業(再掲) 農業振興施設整備事業 市・県(再掲) 農地等防災事業 市・県

(3) 林業の振興

施策項目	主な事業
森林資源の確保	森林保全対策事業 市・県 治山事業 市・県 森林整備計画策定事業(新規)
林業経営の高度化	林業振興対策事業 林業後継者育成対策事業 県 森林整備担い手育成確保総合対策事業 県 かごしま材利用推進事業 県
特用林産物の振興	特用林産物対策事業 県
林業生産基盤の整備	林道維持修繕事業 林道整備事業 市・県





(4) 水産業の振興

施策項目	主な事業
安定的な水産業経営の実現	水産業振興推進事業 地産地消推進事業(新規/再掲) 漁業生産の担い手育成事業 県 水産物市場整備事業(新規)
つくり育てる漁業の推進	水産業振興推進事業(再掲) 魚礁漁場整備事業
水産加工の高度化	水産業振興推進事業(再掲) 活魚流通体制調査事業(新規)
漁村振興	漁村留学推進事業 市・県 (再掲) 漁業集落環境整備事業
漁業基盤整備の推進	漁港施設管理事業 漁港維持修繕事業 市営漁港整備事業 県営漁港整備事業 県 水産業振興施設整備事業 漁港海岸保全整備事業 県

(5) 商工業の振興

施策項目	主な事業
商工業団体への支援の充実、市街地活性化及び地域商店街の経営基盤強化	商工業振興対策事業 TMO・運営支援事業
既存企業の活性化及び新たな企業の育成・誘致の推進	市内事業者利用促進事業(新規/再掲) 地産地消推進事業(新規/再掲) 地域企業振興事業 企業誘致事業 公共用地活用事業(新規) 産業振興構想策定事業(新規) 起業化支援推進事業(新規) 産学官連携事業(新規) 異業種交流促進事業(新規)
雇用・就業環境の充実	雇用対策事業 市・県 子供たちの体験学習推進事業 県 勤労者福祉事業 市・県 シルバー人材センター運営事業(再掲)
産業拠点整備・活用の推進	産業拠点調査事業(新規)

TMO・・・中心市街地活性化法に基づき、商業関係者が組織する機関のことです。中小小売商業高度化事業構想を策定し、それを具体化した事業計画が国の認定を受けることによって、補助金や免税措置などの支援措置を受けることができる。タウンマネジメント機関ともいいます。

(6) 観光の振興

施策項目	主な事業
観光資源の複合的な活用	新市ブランド形成事業 市・県 (新規/再掲) 観光振興計画策定事業(新規) 観光協会運営支援事業 観光パッケージ開発事業(新規) 観光キャンペーン事業 地域・地区団体交流事業 市・県 (新規/再掲) 国立電波望遠鏡等連携事業





スポーツ大会や合宿・コンベンション等の誘致促進	イベント・コンベンション誘致促進事業 市・民間 (新規) イベント運営促進事業 市・民間 (新規) フィルムコミッション事業 市・民間 (新規) 研究活動誘致事業(新規) 修学旅行・社会科見学誘致事業(新規)
温泉街の活性化	温泉街活性化事業(新規)
観光施設の機能充実	観光物販施設運営管理事業(再掲) 観光物販施設維持修繕事業 市・民間 観光物販施設整備改修事業 市・民間 (新規) 観光物販施設販売促進事業 市・民間 (新規) タラソテラピー施設整備事業(新規) 宿泊施設運営管理事業 宿泊施設維持修繕事業 21 宿泊施設整備改修事業(新規)

6 都市力を創生するまちづくり

(1) 住環境の整備

施策項目	主な事業
公営住宅の整備、維持管理の推進	公営住宅等管理事業 公営住宅ストック改善事業 公営住宅整備計画策定事業(新規) 公営住宅整備事業(新規) シルバーハウジング整備事業 市・県 ウツ・タツノ・ロジエト推進事業 県
定住促進対策の推進	定住促進対策事業 定住体験事業 地域活性化住宅整備事業(新規) 地域活性化宅地造成事業(新規)
がけ地近接住宅の対策	がけ地近接住宅対策事業

(2) 公園緑地の整備

施策項目	主な事業
公園の適正な維持管理体制の構築	公園施設管理事業 公園維持修繕事業 公園整備事業(新規) 都市計画公園整備事業(新規) ボランティア活動支援事業(再掲) 公共施設里親推進事業(新規/再掲)
観光公園の整備	観光公園施設維持修繕事業 観光公園施設整備事業(新規)
運動公園の整備	運動公園運営管理事業(再掲) 運動公園維持修繕事業(再掲) 運動公園整備事業(新規/再掲) 屋内体育施設維持修繕事業(再掲) 屋内体育施設整備改修事業(新規/再掲)





(3) 道路・交通ネットワークの整備

施策項目	主な事業
南九州西回り自動車道の早期整備の促進	南九州西回り自動車道建設促進事業
国道3号、267号、328号の整備充実	国道3号整備促進事業 国道267号整備事業 県 国道328号整備事業 県
県道の整備推進	蘭牟田瀬戸架橋建設促進事業(新規) 川内空港道路整備促進事業(新規) 宮崎バイパス整備促進事業(新規) 県道整備事業 県 県道交通安全施設整備事業 県 (再掲) 街路事業 県
市道の整備推進	市道維持修繕事業 市道整備計画策定事業(新規) 市道整備事業(新規) 市道交通安全施設整備事業(再掲) 都市計画道路整備事業 ユニバーサルデザイン推進事業(新規/再掲)
交通サービスの強化	九州新幹線整備促進事業 肥薩おれんじ鉄道利用促進事業 路線バス運行支援事業 市・県 コミュニティバス運行事業(新規) 21 上甕島バス運行事業 22 下甕島バス運行事業 23 海上交通対策推進事業 市・県 (新規)

(4) 市街地等の整備と拠点づくり

施策項目	主な事業
新市の中心市街地の形成	川内駅周辺地区整備事業 川内駅周辺地区土地区画整理事業 都市景観整備事業(新規) 公共施設里親推進事業(新規/再掲) ユニバーサルデザイン推進事業(新規/再掲) サイン計画策定事業(新規) 公共サイン整備事業(新規/再掲) 都市下水路維持修繕事業 都市下水路整備改修事業
市内各地の市街地の整備	天辰地区土地区画整理事業 入来温泉場地区土地区画整理事業





(5) 河川等の整備

施策項目	主な事業
河川等の整備	河川水路維持修繕事業 河川改修事業 市・県 (新規) 排水路整備事業 砂防・急傾斜地対策事業 市・県 海岸保全整備事業 川内川市街部改修促進事業 川内川下流改修促進事業
河川等の環境整備	親水施設整備事業 市・県 海岸環境整備事業 県

(6) 港湾施設の充実及び利用促進

施策項目	主な事業
中国・韓国及び東南アジアとの定期航路の開設	港湾利用促進事業 定期航路開設促進(ポートセールス)事業 市・県
港湾機能の強化	港湾整備事業 市・県 旅客待合所管理事業

(7) 情報通信基盤の整備

施策項目	主な事業
地域・行政情報システムの統一 本支所・出張所間のネットワークの構築及び情報化への支援	地域情報化推進事業(新規/再掲) 行政情報化推進事業 地域情報施設整備事業
防災情報ネットワークの構築	防災行政無線整備事業(新規/再掲) 防災情報システム整備事業(新規/再掲)
情報通信格差への対応	移動通信用鉄塔施設整備促進事業

(8) 土地の有効利用

施策項目	主な事業
土地利用の推進	国土利用計画策定事業(新規) 都市計画マスタープラン策定事業(新規)
用地行政の充実	土地利用対策事業 用地対策事業 未登記土地整理事業 地籍調査事業





7 みんなで進める市民参画のまちづくり

(1) 市民参画の推進

施策項目	主な事業
市民参画の推進	情報公開制度充実事業(新規/再掲) まちづくり交流センター運営事業(再掲) 地区振興計画策定支援事業 市・地区 (新規/再掲)
広報広聴の充実	総合機能支所の設置 広報広聴事業(再掲) 地域情報化推進事業(新規/再掲) 行政情報化推進事業(新規/再掲) 地区コミュニティセンター運営管理事業(再掲)

(2) 男女共同参画社会の形成

施策項目	主な事業
男女共同参画社会の実現	男女共同参画条例策定事業(新規) 男女共同参画推進事業(再掲)

(3) 効率的な行政運営の推進

施策項目	主な事業
実効性の高い行政運営の推進	総合機能支所の設置(再掲) 総合計画策定事業(新規) 行政評価制度運営事業(新規) 定数管理計画策定事業(新規) 地域情報化推進事業(新規/再掲)
公共施設の整備・管理	庁舎管理・改修事業 本庁舎駐車場整備事業(新規)
電子自治体の構築	行政情報化推進事業(新規/再掲)
ネットワークサインの整備	サイン計画策定事業(新規/再掲) 公共サイン整備事業(新規/再掲)

(4) 健全で安定的な財政運営の推進

施策項目	主な事業
健全で安定的な財政運営の推進	財政計画策定事業(新規) バランスシート策定事業(新規)

新市における県事業の推進

鹿児島県の役割

鹿児島県は、新市の一体性を高めるための事業を推進するとともに、新市が南九州の拠点都市として、中核的な役割を担う地域となるための事業を支援します。

また、市町村合併特例交付金制度を活用し、合併に伴い発生する緊急かつ特殊な財政需要について、新市の一体的なまちづくりを支援します。

新市における県事業

鹿児島県は、新市の施策と連携しながら事業を実施し、新市のまちづくりを積極的に支援していきます。

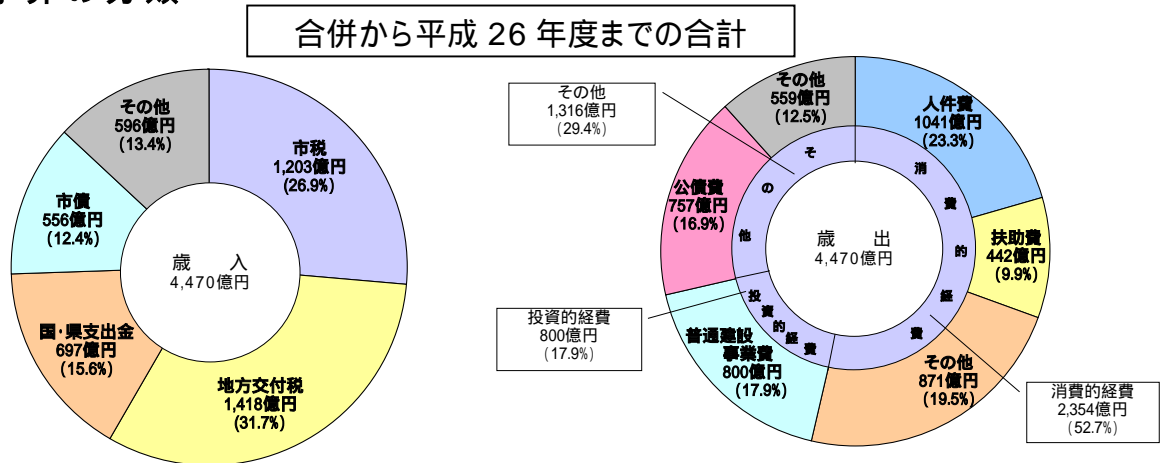




財 政 計 画

新市の財政計画は、合併後10年間の財政運営の指針として、歳入・歳出の項目ごとに現況及び過去の実績、経済情勢、人口推移等を勘案しながら推計し、合併前の川内地区消防組合、西薩衛生処理組合、甑島衛生管理組合を含む普通会計ベースで作成したものです。作成に当たっては、想定される合併効果等に加え、一般財源の節約に努めながら新市において健全な財政運営が行えるように十分留意しました。また、第5章の基本計画・まちづくり事業計画についても、合併後の新市において、緊急性・効果等を勘案しながら策定していく実施計画等に従い、限られた財源の中で実施することとしています。

予算の分類



区 分		内 容
歳入	市 税	地方公共団体が、その行政に要する一般経費を賄うために、その団体の住民及び企業から徴収する課徴金です。
	地方交付税	地域間の税源の偏在と財政力の不均衡を是正すると共に、全ての地方公共団体に一定の行政水準を確保できるよう財源を保証するため、国が一括徴収した財源を配分するものです。
	国庫支出金	地方公共団体の支出する特定の経費に対して国が負担する全ての支出金です。
	県支出金	市町村の支出する特定の経費に対して県が負担する全ての支出金です。
	市 債	地方公共団体が建設事業等の財源を調達するため、国又は金融機関等から借り入れる資金で、その償還が次年度以降にわたるものです。
歳出	消費的経費	職員等に対し勤労の対価、報酬として支払われる経費です。(職員給与、退職金、委員等報酬、議員報酬等)
	扶助費	各種法令に基づき被扶助者に対して支出する経費です。(生活困窮者、児童、老人、障害者等の援助費)
	投資的経費	普通建設事業費 道路、橋りょう、公園、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費です。
	その他	公債費 市債の元利償還に要する経費です。





合併に伴う財政支援措置

		限度額	活用額（財政計画）
国の支援	臨時的経費に対する財政措置	約 2 4 億円	約 2 4 億円
	市町村合併補助金	約 8 億円	約 8 億円
県の支援	市町村合併特例交付金	1 0 億円	1 0 億円
合併特例債		約 4 8 0 億円	約 2 0 0 億円
計		約 5 2 2 億円	約 2 4 2 億円

- ・ 合併に伴う経費などについて、国・県からの支援額は約 4 2 億円です。
- ・ 合併特例債は、後年度の返済を考慮し、事業実施可能額の約 4 8 0 億円のうち 2 0 0 億円（約 4 割程度）を活用します。

合併による新たな投資への対応

- ・ 普通建設事業費は、合併特例債の活用を含み約 8 0 0 億円となり、合併しなかった場合と比較すると約 1 2 1 億円の増額を見込んでいます。これは、新市一体化躍動プラン事業など、合併による新たな投資に取り組むために必要な額です。ただし、新規事業については、事業調査を行った上で、緊急性・効果等を勘案し着手するものとします。

歳入・歳出の比較

区 分	合併しなかった場合	合併した場合	差 額	
歳入	市税	120,130	120,326	196
	地方交付税	134,686	141,842	7,156
	国県支出金	68,146	69,667	1,521
	市債	45,334	55,555	10,221
	その他	98,864	59,623	- 39,241
	計	467,160	447,013	- 20,147
歳出	人件費	111,019	104,147	- 6,872
	扶助費	41,416	44,165	2,749
	物件費	59,278	54,260	- 5,018
	その他消費的経費	51,585	32,819	- 18,766
	普通建設事業費	67,900	80,000	12,100
	公債費	72,577	75,733	3,156
	その他	52,216	55,889	3,673
	計	455,991	447,013	- 8,978

（単位：百万円）

- ・ 10カ年累計の人件費は、合併しなかった場合と比較すると約 6 9 億円の削減効果を見込んでいます。
- ・ 物件費は、合併しなかった場合と比較すると約 5 0 億円の削減効果を見込んでいます。
- ・ 扶助費は、今後福祉分野の経費が増え、約 2 8 億円の増額を見込んでいます。
- ・ 公債費（10カ年累計）は、約 3 2 億円の増額を見込んでいます。
- ・ 新市においては、国・県の財政状況や地方交付税制度の動向を見極めながら、中・長期的視点に立った財政運営を図ります。



第3編

新市地域情報化計画

概要

目次

第1章 計画策定の背景と目的

1. 計画策定の背景	72
2. 計画策定の目的	73
3. 目標年次	73

第2章 情報通信の現状

1. 情報通信に関する社会・経済の現状	74
2. 地域の情報化の現状と課題	75

第3章 地域情報化の基本的な考え方

1. 地域情報化の基本理念	78
2. 地域情報化の基本方針	78

第4章 地域情報化の具体的施策

1. みんなで参加する情報化（コミュニティ、住民参画）	79
2. 安心して快適に暮らせる情報化（保健・医療・福祉、消防・防災）	80
3. あしたのための情報化（教育・文化）	82
4. 活力をうみだす情報化（産業、観光）	83
5. だれでも使える情報化（情報通信基盤、バリアフリー）	85
6. 行政の情報化	86

第5章 地域情報化の推進

1. 推進体制	88
2. 情報化を進めるにあたっての留意点	89

(参考) 用語の解説	90
------------	----

第1章 計画策定の背景と目的

1. 計画策定の背景

(1) 地域課題への対応

川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甑村・下甑村・鹿島村(以下「関係市町村」という。)は、山、川、海といった豊富な自然や市街地、そして、そこに暮らす人々によって、固有の歴史や生活文化が育まれ、地域の特性が形成されてきました。

新市にあっては、それぞれの地域特性をうまく融合させ、単体ではなし得ない新しいまちづくりが可能となります。それを実現するためには、新市の住民の一体化の醸成と地域が抱える課題に確実に対応していくことが必要となります。

地方分権への対応

・・・地域の創意工夫と責任による行政運営が求められることから、職員の政策形成能力と行財政基盤の強化が求められます。

少子・高齢化への対応

・・・少子・高齢化の進展が顕著で、地域活力をどう維持していくかが深刻な状況にあり、流入人口の促進、新しい産業の育成が緊急の課題となっています。

地方拠点都市としての対応

・・・都市規模の拡大による相乗効果を誘発し、交流人口の増大など南九州の拠点都市としての活力を生み出す仕掛けづくりが求められます。

行政区域の拡大への対応

・・・住民生活に密着したゴミ処理、消防・防災体制はもちろん、質の高い行政サービスの提供などのさらなる充実が必要となります。

これらの課題への対応、また、新市のまちづくりを進めるひとつの手段・方法として、いかに情報通信技術の利便性を発揮できるかが大きなカギを握るといえます。

(2) 情報化社会の急速な進展

情報通信技術の恩恵

・パソコン、インターネットなど日常生活に必要不可欠。移動することなしに情報を伝え、時間と距離という物理的空間を縮める役割を果たしています。

地域間格差

・高速かつ大容量の通信サービスについては、都市部に偏重傾向にあり、都市と地方の情報通信インフラの地域間格差が存在しています。

情報通信技術の課題

- ・情報の“氾濫”。個人情報の流出、インターネット等を介した犯罪が増加しています。
- ・人と人との関わりというものが希薄になっていると指摘されています。

行政の情報化

- ・『情報化の推進』を総合計画、総合振興計画に掲げ、各分野に情報通信技術を取り入れ、住民との情報の共有、住民サービスの向上や行政事務の効率化に努めています。

2. 計画策定の目的

(1) 計画策定の目的

情報通信技術の便益を最大限に引き出し、安全で豊かな活力ある新市の地域社会を形成するために新市地域情報化計画を策定します。

(2) 地域情報化の定義

行政分野だけではなく、地域すべて（住民、企業〔産業〕、行政）が情報を伝えたり、受けたりすること、つまり、情報をやりとり（情報の交流）すること。情報のやりとりを、いつでも、どこでも、正確、确实、安全に行う環境をつくること。

情報のやりとりを行うことで、さまざまな課題を克服し、地域が発展すること。

(3) 計画の位置付け

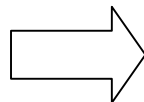
新市まちづくり計画

【基本理念】

『“地域力”が奏でる“都市力”の創出』

【将来都市像】

『市民が創り 市民が育む 交流躍進都市』



新市地域情報化計画

3. 目標年次

新市地域情報化計画の目標年次は、平成 26 年度とし、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

第2章 情報通信の現状

1. 情報通信に関する社会・経済の現状

(1) 国の高度情報化社会への対応

『e-Japan 戦略』(平成13年1月)が掲げる目標

「超高速インターネット網の整備とインターネット常時接続の早期実現、電子商取引ルールの整備、電子政府の実現、新時代に向けた人材育成等を通じて、市場原理に基づき民間が最大限に活力を発揮できる環境を整備し、2005年までに世界最先端のIT国家となることを目指す。」

『e-Japan 戦略II』(平成15年7月)が掲げる目標

「利用者視点に立った24時間365日ノンストップ・ワンストップの行政サービスと行政の業務効率向上を目指す。」

(2) 鹿児島県の対応

『かごしま情報フロンティア2.1構想』(平成14年3月)が掲げる目標

基本理念『ITで創る 活力あふれる かごしま』

「県民が県内のどの地域に住んでいても、生涯にわたり安心して心豊かで活力あふれる生活ができる高度情報化社会の実現を目指す。」

(3) 情報通信社会の現状

インターネットの普及

6,942万人(平成14年末 全国民の54.5%)。うち、高速通信(ブロードバンド)利用は1,957万人。

携帯電話の普及

7,566万契約(平成14年末)。うちインターネットサービス利用は、6,246万契約(携帯電話の7,566万契約の82.6%)。

地上波テレビ放送のデジタル化

本地域でも2006年に開始される予定で進められています。これまで別々に発展してきた通信と放送が融合し、利用形態の多様化を促すものと期待されています。

このような情報化の進展は、私たちの日常の行動・情報活動・消費行動などを大きく変容させ、日常生活に不可欠なものとなっている反面、世代などの要因による利用率の格差が存在しているといえます。簡単に利用できる機器や使いやすい操作性の追求が課題とされています。

2. 地域の情報化の現状と課題 [アンケート調査結果の概要]

【アンケート・意向調査実施時期】 平成 15 年 8 月下旬～9 月中旬

【調査対象】 アンケート調査 住民、学生・生徒、団体・事業所、市町村等職員
意向調査 市町村立小中学校

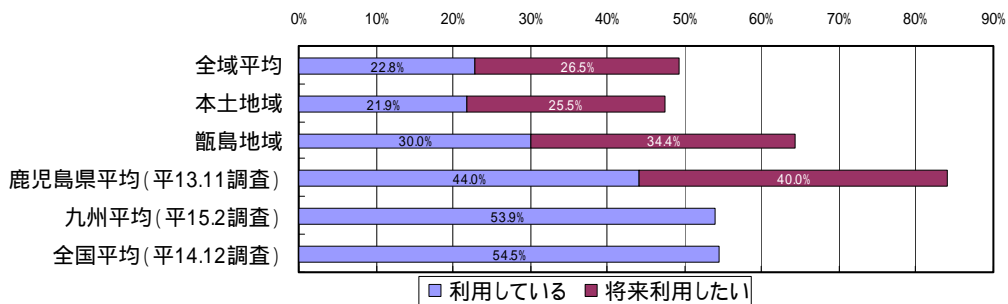
(1) 住民の情報の入手方法 (将来)

上位のみ	インターネット	・・・	16.3%
	公開パソコン	・・・	10.4%
	衛星放送	・・・	8.0%
	ケーブルテレビ	・・・	7.8%

(2) インターネットの利用状況

住民のインターネット利用状況 (現在と将来)

住民のインターネット利用状況と国・県との比較 (複数回答)

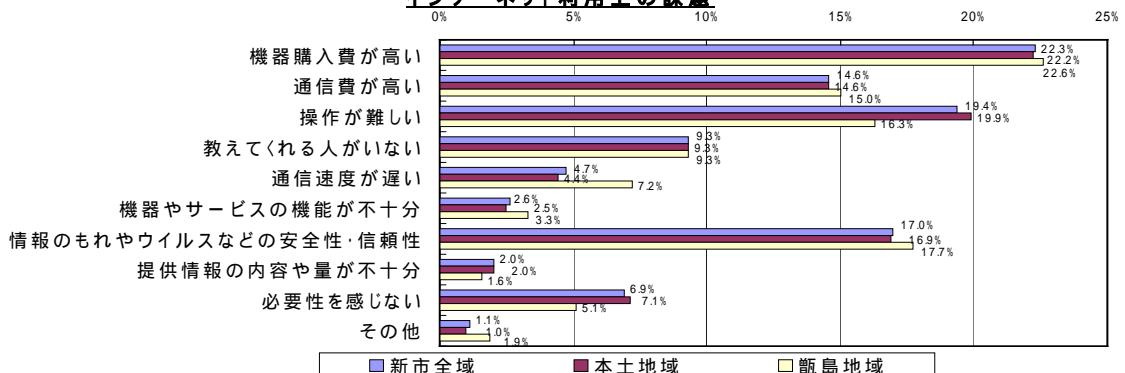


小中学校における情報化の状況 (小中学校意向調査における主な要望意見)

- ・ テレビ会議システムの導入による学校間の交流
- ・ 高速通信回線、校内 LAN などの環境整備
- ・ 教職員の情報活用能力を高めるための研修会の実施や専門技術者の派遣

インターネット利用上の課題

インターネット利用上の課題



(3) 情報化に対するニーズ

情報ニーズ

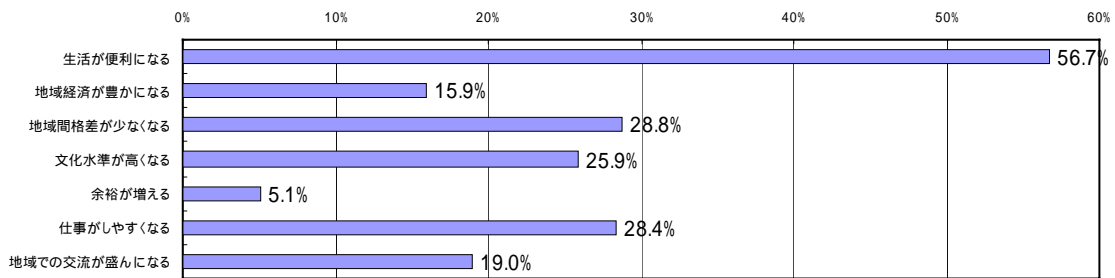
住民：「欲しい情報」(高い順) 保健・医療・福祉に関する情報(14.2%) 消防・防災に関する情報(13.6%) 行政情報(12.0%)	職員：「提供すべき情報」(高い順) 行政情報(15.8%) 消防・防災に関する情報」14.7% 保健・医療・福祉に関する情報」13.7%
--	--

住民の「欲しい情報」の具体例(上位のみ)

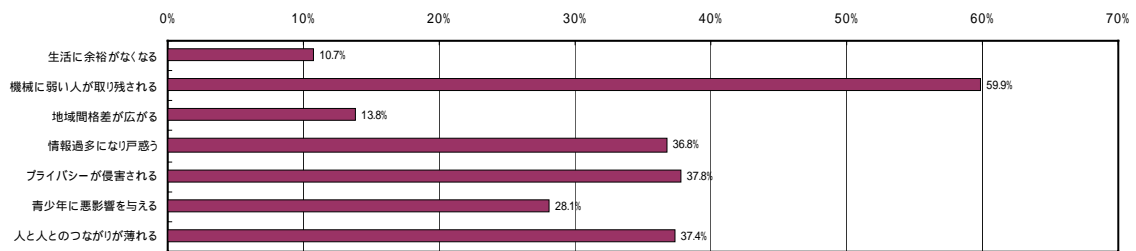
- ・ 防災情報、緊急医療の情報(当番医等)
- ・ 生涯学習の講演・展示会・地域・イベント等に関する情報
- ・ 天気予報、買物・広告に関する情報(商店)
- ・ 地域環境に関する情報(ゴミ収集等)
- ・ 交通機関の情報(鉄道・航空・バス・船の時刻や運航状況)
- ・ 高齢者福祉サービスに関する情報

住民の情報化に対する考え方

情報化を肯定的に考える理由

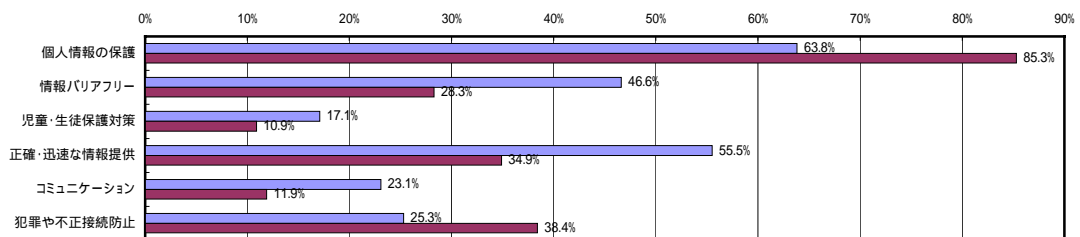


情報化を否定的に考える理由



行政の情報化に対する留意点

行政の情報化の留意点



■ 住民 ■ 職員

(4) 情報化アンケートで出されたおもな意見

個人情報の保護

行政の責任において厳格な情報管理。

格差是正(人)

IT講習会の実施や機器整備による、人(住民)によって格差が生じないような配慮。

格差是正(地域)

均一な情報提供。高速通信回線網の整備による都市と地方の格差是正。

人と人とのつながり

人と人との直接的な交流を基本として情報化を進める。

(5) 地域の情報化の取り組み状況と課題

関係市町村は、総合計画、各種計画のなかで情報化の推進を取り上げ、地域課題の克服や住民サービスの向上、行政事務の効率化に取り組み、一定の成果を上げています。

合併後の新市にあっては、人口10万人都市全体として、高度化する情報通信技術と上手に向き合い、最大限の配慮を払いながら、情報化の恩恵を取り入れる方策が必要となります。

情報通信技術は、情報を伝える手段のひとつに過ぎません。ただ、これまでの手段と比較にならないほど距離的・時間的な物理的空間にとらわれない情報のやりとりを可能にします。人と人とのつながりを常に意識した取り組みが必要です。

情報通信回線の比較

アクセス回線の具体例	ケーブルインターネット FWA、ADSL		光ファイバ		
ISDN 6.4 Kbps	600 Kbps	1.5 Mbps	8 Mbps	100 Mbps	
スムーズな利用が可能となるコンテンツの例	電子メール ウェブ閲覧	静止画像配信	テレビ会議	通常のテレビ映像	高精細度映像 (ハイビジョンレベル) のライブ中継
コンテンツのダウンロードに要する時間					
音楽 CD 1 枚	約2時間半	約15分	約6分	約1分	約6秒
映画 1 本	約12.5時間	約13時間	約5時間	約1時間	約5分

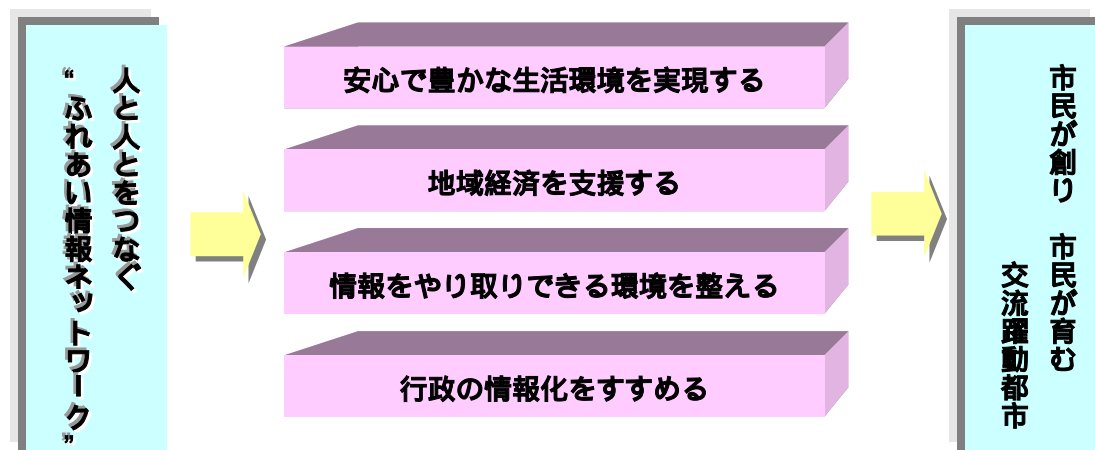
* 音声・映像デジタル信号をそれぞれの圧縮技術により情報量を小さくして伝送した場合

[出典 : 「情報通信白書平成 14 年版」(総務省)]

第3章 地域情報化の基本的な考え方

1. 地域情報化の基本理念

人と人をつなぐ “ふれあい情報ネットワーク”



2. 地域情報化の基本方針

安心で豊かな生活環境を実現する

- ・コミュニティの活性化を促し、住民の社会的活動を支援します。
- ・情報発信手法等を確立し、住民が安心して生活できる環境を実現します。

地域経済を支援する

- ・地域活力の創出に資する情報化を支援します。
- ・新たな情報関連産業などの育成や発展のための支援を行います。

情報をやりとりできる環境を整える

- ・個々のレベルにあわせた講習会を継続的に開催します。
- ・住民が使いやすく積極的に利用できるよう、また、双方向型の情報環境をめざします。
- ・容易にアクセスできる情報化を進めます。
- ・高速通信網の整備をめざします。

行政の情報化をすすめる

- ・本庁と支所での均一のサービスを提供するとともに、合併によるメリットを情報化の点から発揮し、ワンランク上のサービス提供と事務の効率化に努めます。
- ・情報の受け手（住民等）に対して迅速で正確な情報を提供するために、また、効率的に行政事務を行うために、全職員の情報リテラシー向上策を講じます。
- ・行政情報の公開により、透明性の高い、住民に開かれた自治体、住民参画型行政をめざします。

第4章 地域情報化の具体的施策

1. みんなで参加する情報化（コミュニティ、住民参画）

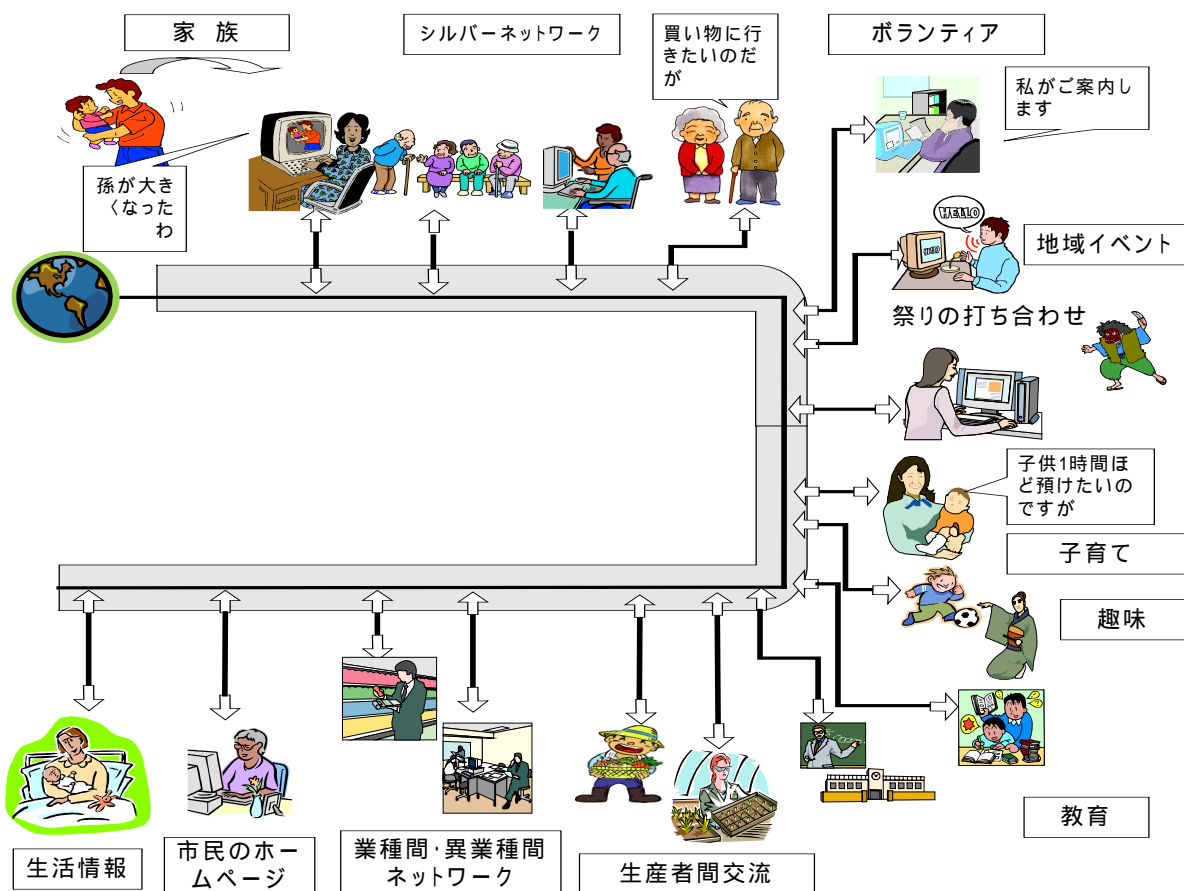
（1）コミュニティネットワークの構築

住民が生活しているその地域・地区、あるいは従来在市町村の枠組みを超えて、それぞれの趣味、興味、価値観に応じた各種の活動や情報の交流を通じて、地域の活性化やまちづくりについて考え、参加できるコミュニティネットワークを構築します。これにより、それぞれの地域を理解し、そして、情報の共有化を進め、地域活力を創出することになります。

主な施策

- ・ 地区コミュニティ協議会相互の連携（情報の共有）
- ・ ホームページでの情報提供（生活情報、子育て、シルバーなど）
- ・ ホームページでのフォーラムの開設（生活情報、子育て、シルバーなど）

「フォーラム」とは、一つの話題に対して、参加者が行う意見交換のこと。ここでは、意見交換の場をホームページ上に設置し、原則として、参加者の自主的な運営に委ねることとします。



2. 安心して快適に暮らせる情報化（保健・医療・福祉、消防・防災）

（1）保健・医療の連携

新市の保健・医療機関及び福祉機関が情報化を背景にした連携を進め、すべての住民が健やかでいきいきとした生活を送ることができるような社会の実現をめざします。

主な施策

- ・ ホームページでの健康づくり、医療情報の提供
- ・ 保健・医療関係機関の連携

（2）福祉に対する支援

高齢者をはじめ、障害を持つ方など、福祉サービスを必要とされる方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、情報化面より支援します。

主な施策

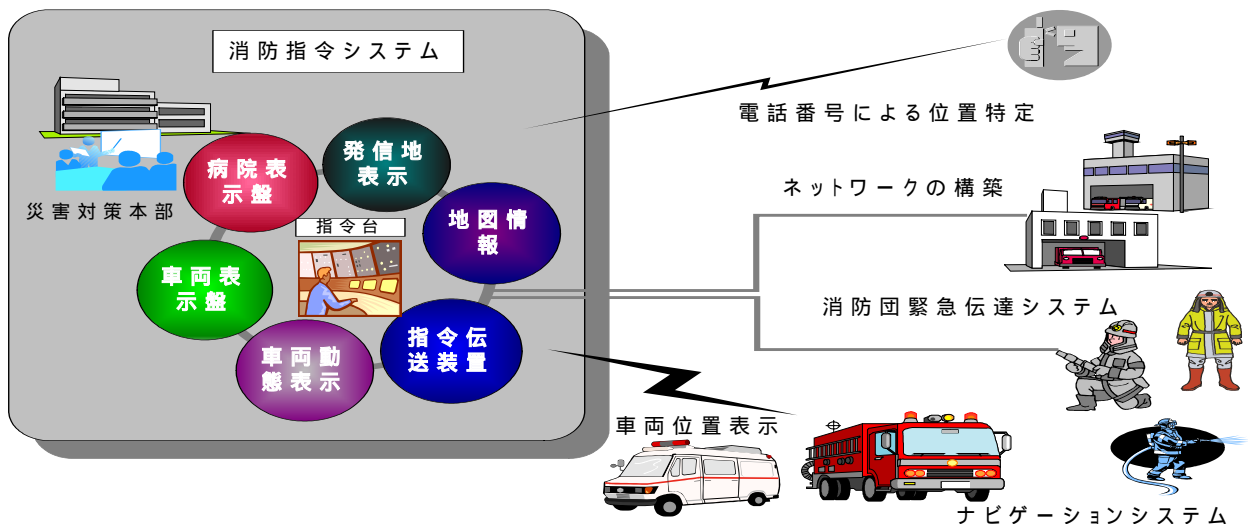
- ・ ホームページでの福祉情報の提供
- ・ 福祉関係機関の連携
- ・ バリアフリーマップの作成

（3）消防指令システムの構築

火事などの災害から住民の生命、身体および財産を守るため、消防指令システムの近代化などの構築を行い、防災行政と密接な連携のもと、住民の安全確保、安心して暮らせる地域社会をめざします。

主な施策

- ・ 消防緊急指令システムの拡充
- ・ 消防無線の拡充
- ・ 消防団緊急伝達システムの導入
- ・ ホームページでの消防出動情報の提供

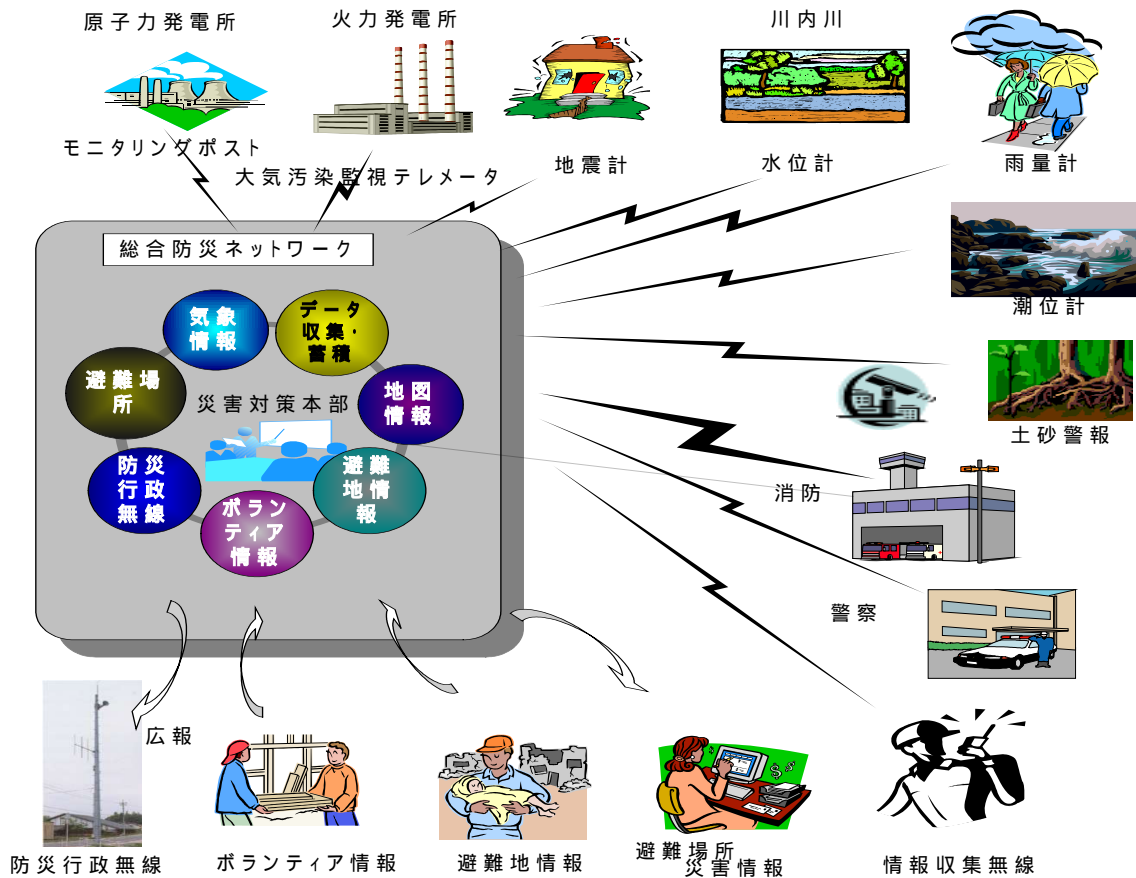


(4) 総合防災情報システムの構築

災害を未然に防ぐことはもちろん、万一の際の被害を最小限にとどめるためにも、情報提供については、迅速さ・正確さが求められています。情報通信技術を最大限に活用した総合防災情報システムを構築し、消防行政と密接な連携のもと、住民の生命の安全確保と財産の保全に努めます。

主な施策

- ・ ホームページでの気象情報と防災情報の提供
- ・ ホームページでの災害危険箇所の情報提供
- ・ 防災映像情報の提供
- ・ 防災行政無線の拡充



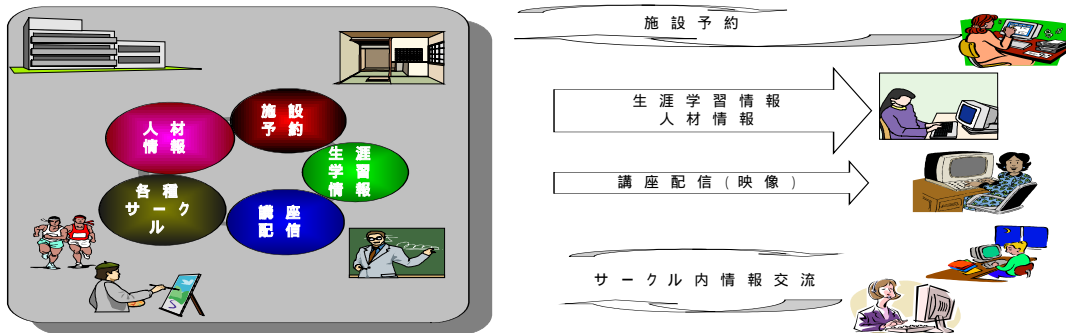
3. あしたのための情報化（教育・文化）

(1) 生涯学習情報の提供と伝統文化の保存・活用

価値観の多様化、余暇時間の増加に伴い、生涯学習への要望が高まっています。生涯学習カリキュラム、図書館や歴史資料館の図書・収蔵品などの情報を広く住民に提供することにより、住民の学習機会の拡充に努めます。

主な施策

- ・ホームページでの生涯学習情報の提供
- ・ホームページでの図書館・歴史資料館情報の提供

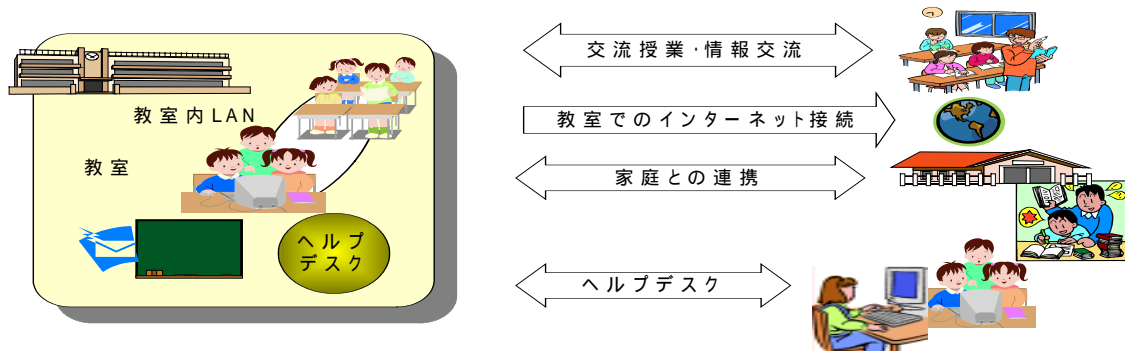


(2) 教育支援システムの構築

子どもたちが社会の変化の中で“生きる力”を養うとともに、学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力を含めた学力が必要となります。生涯にわたって学び続け、問題解決できる人材の育成を情報化の面から支援します。

主な施策

- ・教育ネットワーク基盤の整備
- ・テレビ会議システムの導入
- ・教育情報の提供とフォーラムの開設



(3) 国内外との交流

外国をはじめ、国内外でも多くの都市との友好交流を行っています。それらの友好都市を紹介し、住民レベルでの日常的な交流の拡大を促進します。

主な施策

- ・友好都市交流の充実

4. 活力をうみだす情報化（産業、観光）

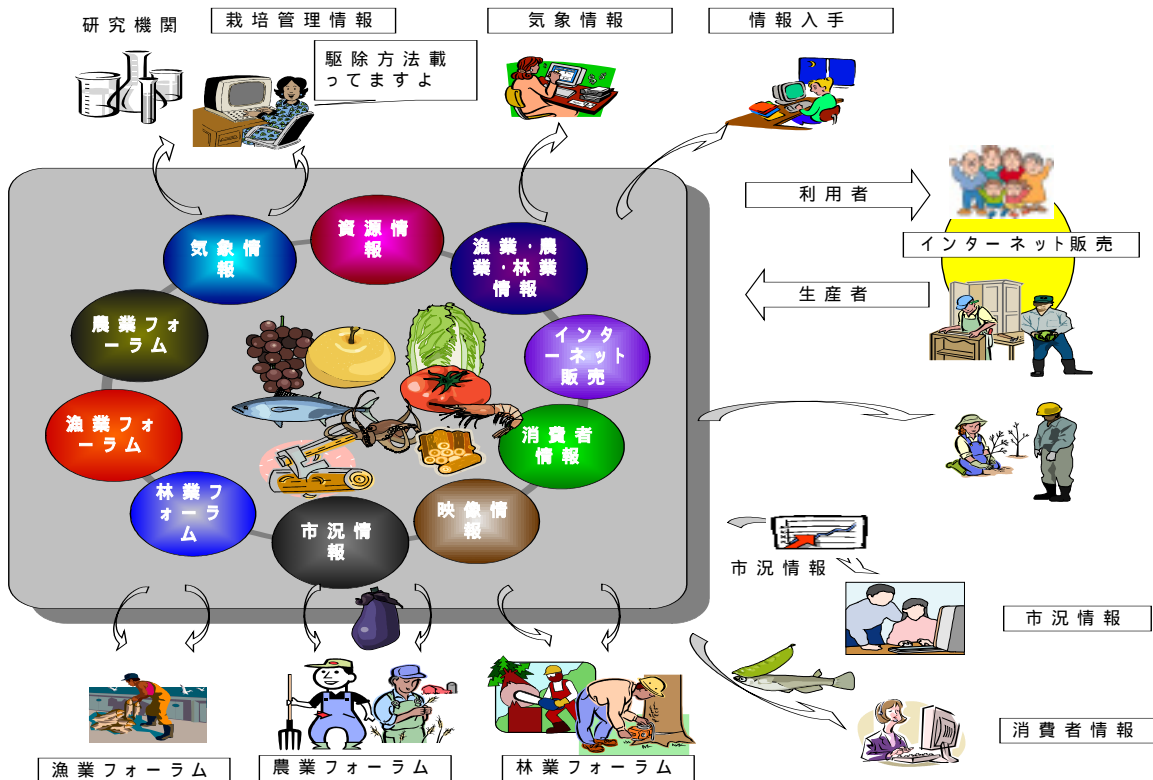
（1）農林漁業の活性化

最近の農業、林業、漁業などの第1次産業は、産物の価格が下落するなど、農林漁業従事者の減少や農地の荒廃が進んでいます。

生産者が、あるいは、生産者の連携により、農産品のブランド化に向けた活動や魅力ある経営が可能となるよう、情報化面より支援します。

主な施策

- ・ ホームページでの農林漁業情報、気象情報の提供
- ・ ホームページでの消費者への情報発信
- ・ ホームページでの生産者間フォーラムの開設

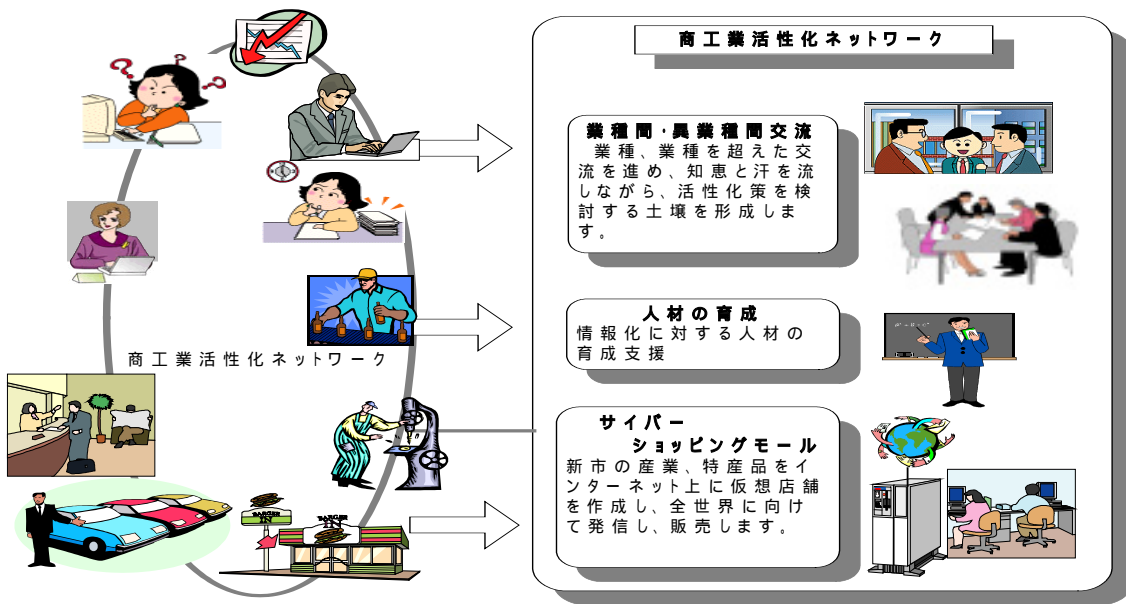


（2）商工業の活性化

経済情勢の変化やグローバル化の進展により、企業を取り巻く環境も大きく変化しています。産業活性化のために情報化により支援します。

主な施策

- ・ ホームページでの業種間・異業種間交流フォーラムの開設
- ・ 情報化を担う人材育成の支援
- ・ サイバーショッピングモール構築の支援

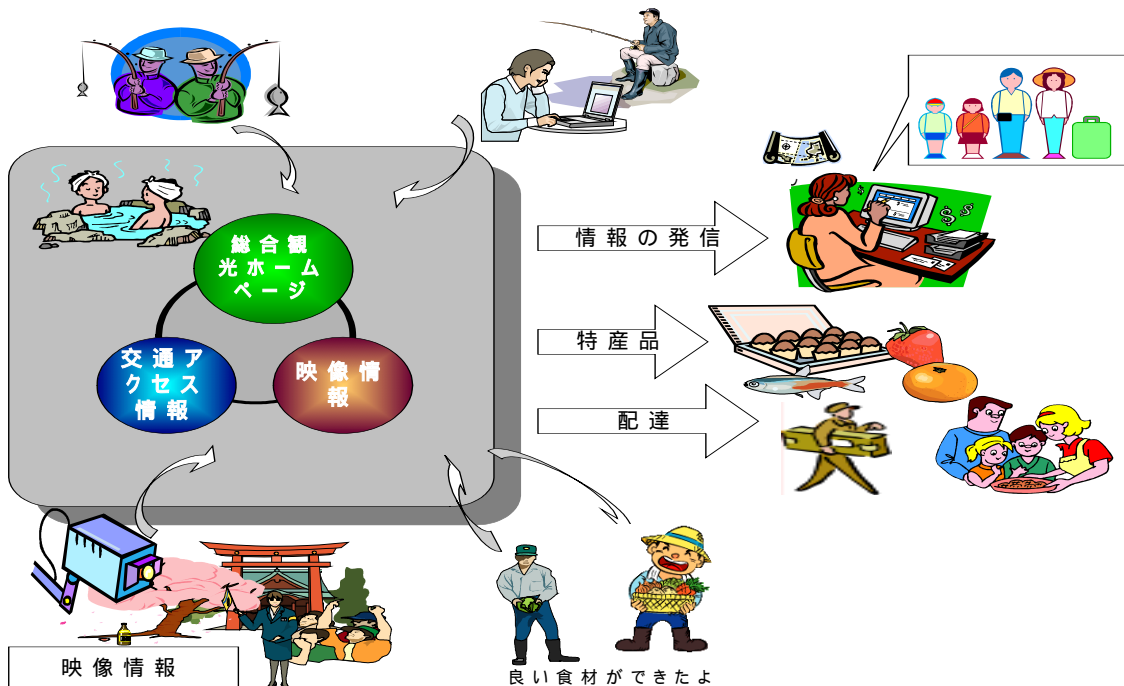


(3) 観光の振興

近年の『観光』は、従来の『見て回る観光』から地域の自然、歴史、文化とのふれあい、地域住民との交流など、地域の素顔をより多く見せる『体験型・交流型の観光』にシフトする傾向にあります。観光振興、ひいては、地域経済の活性化に寄与できるよう情報化面から支援します。

主な施策

- ・ 総合観光ホームページの作成
- ・ ホームページでの交通アクセス情報の提供
- ・ 観光映像情報の提供



5. だれでも使える情報化（情報通信基盤、バリアフリー）

（1）情報通信基盤の整備

これからの都市には、上下水道、電気と同様に情報通信基盤の整備が求められています。現実には、大都市においては、都市開発・住宅開発にあわせて情報通信基盤が整備されています。

新市においても21世紀の中核都市にふさわしい情報通信基盤の形成をめざします。

主な施策

- ・ 情報通信基盤の調査・検討
- ・ 高速通信回線網の拡充
- ・ C A T V（ケーブルテレビジョン）の検討
- ・ 地上波デジタル化の対応

（2）バリアフリー環境の整備

住民が使いやすく積極的に利用できるバリアフリーな情報環境の実現をめざします。ホームページの公開にあっては、わかりやすい情報の提供はもちろん、文字サイズを大きくするなどの配慮を行います。

また、パソコンがなくてもFAXや電話でもいつでも情報を取り出すことができるようなホームページの作成を進めます。

主な施策

- ・ 公共施設などに公開パソコンの配備
- ・ I T 講習会の開催
- ・ ホームページでの在住外国人への生活情報の提供
- ・ 携帯電話対応ホームページの作成
- ・ ホームページFAX配信システムの導入
- ・ ホームページ音声読み上げ



6. 行政の情報化

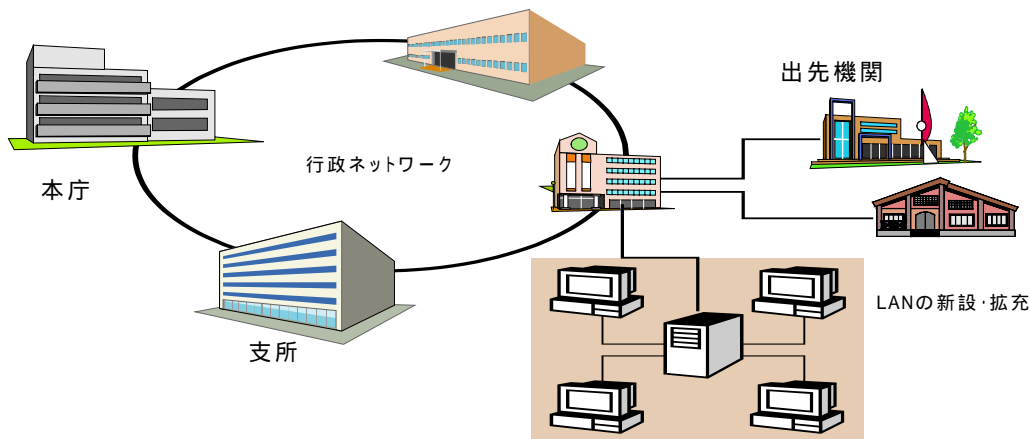
(1) 行政ネットワークの構築

厳しい財政のなかで、住民の価値観の多様化に応えながら、住民サービスを維持・向上させ、複雑化する行政事務に的確に対応していくには、行政の情報化を推進することが必要です。

このため、新市の本庁・支所など行政に関わる機関について、効率的かつ迅速に対応できる環境の整備を行います。

主な施策

- ・ 行政ネットワークの構築
- ・ 庁内LANの拡充

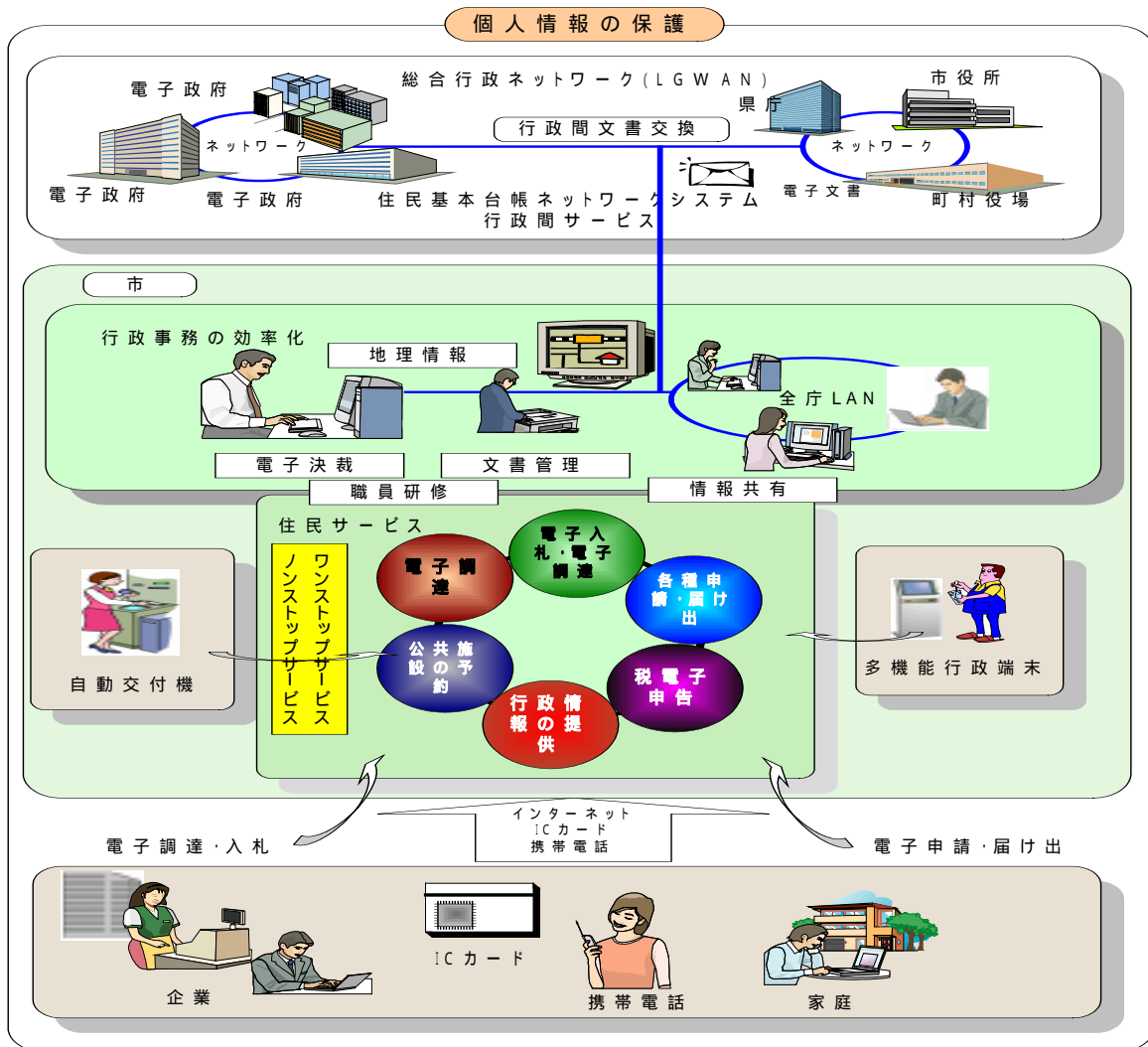


(2) 電子自治体の構築

住民サービスの向上、行政事務の質的向上をめざし、電子自治体実現に向けた取り組みを行います。取り組みにあたっては技術動向や国の施策、個人情報の保護に十分留意しながら推進します。

主な施策

- ・ 行政文書の電子化の推進
- ・ ホームページでの行政情報の提供
- ・ 電子申請・届出システムの導入
- ・ ICカードの多目的利用の検討
- ・ 自動交付機の検討及び設置
- ・ 電子投票システム導入の検討
- ・ 地理情報システム(GIS)の導入
- ・ 職員の情報共有
- ・ 職員研修の推進



第5章 地域情報化の推進

1. 推進体制

(1) 全市的な推進体制

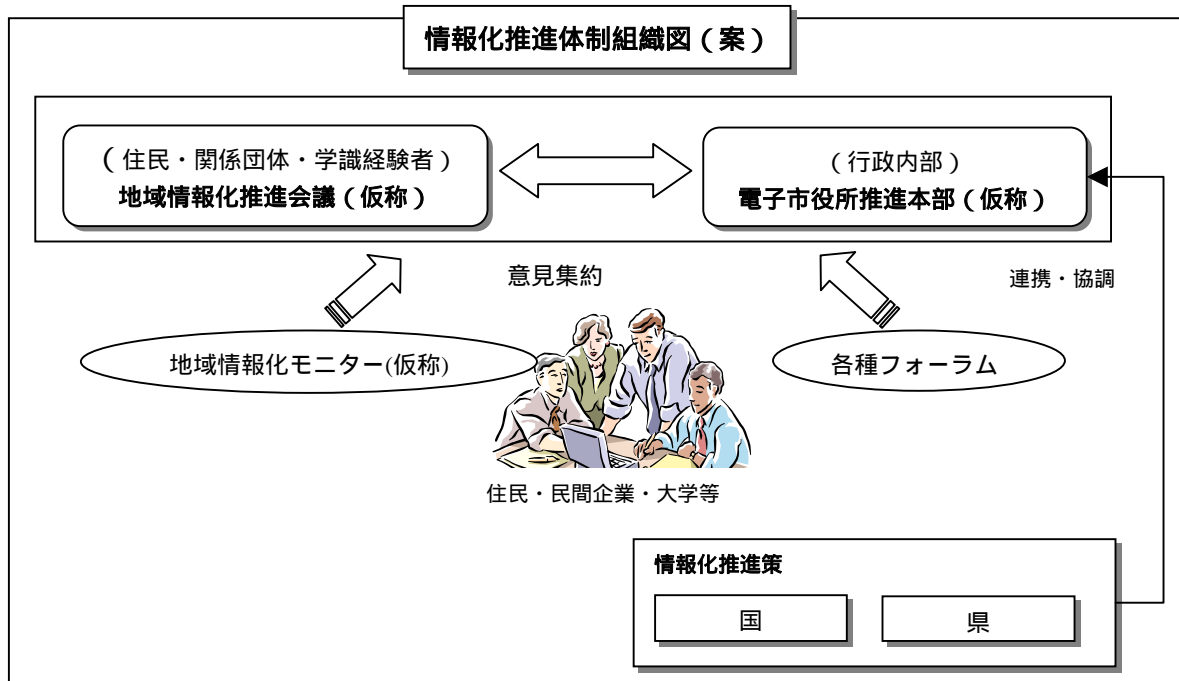
あらゆる機会をとらえて情報化の進め方などについての意見を集約し、推進します。地域情報化モニター（仮称）、ホームページ上での日常的な意見集約、また、住民、関係団体、企業、学識経験者などからなる地域情報化推進会議（仮称）を設置するなど、新市において、よりよい推進体制づくりを行います。

(2) 庁内の推進体制

行政内部の情報化との整合を図りながら地域情報化を進める必要があります。電子市役所推進本部（仮称）を設置するなど、住民サービスの向上、事務の効率化のための情報化推進体制を確立します。

(3) 連携と協調

大学等の研究機関や民間企業においてもそれぞれの情報化の推進を期待するとともに、国・県を含め、それぞれと連携・協調することで効果的に情報化を進めます。



2. 情報化を進めるにあたっての留意点

(1) 人にやさしい情報環境づくり

住民が利用しやすい環境をめざし、次の点に配慮しながら推進します。

利用の容易さ

年齢、地域等に関わりなく、誰でもが利用できるように配慮し、バリアフリーな利用環境をめざします。また、どこでも利用できる情報環境をめざします。

個人間情報格差の是正

講習会をあらゆる手法を用いて継続的に実施します。

紙情報を併用した効果的情報提供

電子情報のみにとらわれることなく、広報誌などの紙情報とあわせた効果的な情報提供を行います。

(2) 個人情報保護対策

安心して信頼される電子自治体の構築に向けて努力していくことが必要とされます。住民の人権への侵害が発生することがないように、プライバシーの保護を最重要課題として個人情報保護条例を制定し、地域情報化を推進します。

また、情報システムの運営に携わる職員およびシステムの利用者である住民の情報倫理の確立や責任性の向上が求められます。特に職員に対しては、セキュリティポリシーの趣旨が徹底するように、継続した研修を実施します。

(3) システム安全対策

データのバックアップ、ネットワークの二重化やループ化、無停電電源装置の整備などシステム安全対策を講じます。

(4) 環境への配慮

機器の導入にあたっては、リサイクル率の高い環境にやさしい配慮がなされ、かつ、省電力機能を備えた機器の選定に努めます。

さらに、行政内部文書の電子データベース化を進め、紙の使用量の削減に努めます。

(5) 知的所有権等の保護

著作権法等に基づいて適正に処理します。

用語の解説

用語	用語解説
ADSL	(asymmetric Digital Subscriber Line) (非対称デジタル加入線)の略。通信速度が上り方向(パソコンからインタ - ネットへの送信)と下り方向(インタ - ネットからパソコンへの受信)で異なり、下り方向が高速に通信できる。一般家庭に引かれている電話線を利用して高速データ通信ができるのが特徴。
e - Japan戦略・ e - Japan戦略	政府のIT戦略本部が(平成 13 年 1 月)ITを戦略的に進めるための戦略、このなかで「5 年以内に世界最先端のIT国家となることを目指す」とうたわれている。15 年 7 月「e-Japan 戦略」が発表され「IT活用により、元気・安心・感度・便利社会を目指す」となり軸足が移された。
FWA	(Fixed Wireless Access) (加入者系無線アクセスシステム)の略。インターネットに接続する場合、電話線などの有線ではなく無線で接続する方法。
ISDN	(Integrated Services Digital Network) (総合サービス・デジタル通信網)の略。電話やデータ通信等のサービスを統合的に取り扱うデジタル通信網。インターネットの普及に伴い契約数が急速に伸びたが、伝送速度が 64kbps と遅いため ADSL に変わりつつある。
ICカード	IC チップが埋め込まれたカード状デバイスの総称。具体的な製品の形状やサイズにはさまざまな種類がある。
IT	情報通信技術。情報通信技術からその応用利用場面までに広く使用されている。
LAN	(Local Area Network) (構内情報通信網)の略。同一ビル内、庁舎内など比較的狭い範囲に分散配置されているコンピュータやパソコンを一つの通信回線で結合し、情報の共有化や高度利用を図るためのネットワーク。
LGWAN	総合行政ネットワークのこと。住民基本台帳ネットワークシステム、公的個人認証サービスなど電子自治体の基盤として活用するため国が推進している行政ネットワーク。
インターネット	(internet) 世界中のコンピュータをつないで情報交換が出来るようにした国際的な情報通信サービス網。我が国のインターネット利用人口は約 6, 942 万人。(平成 14 年末)
インフラ	インフラストラクチャーの略(infrastructure) 生産や生活の基盤になるもの。ここでは通信施設環境を指す。
カーナビゲーション	衛星を利用して車両の位置を確認するシステムを応用し、地図と連携し位置情報を提供するシステム。
キオスク端末	市民に身近な施設に設置され、タッチパネルで簡単に操作できるように配慮されたコンピュータ端末。この端末から市のホームページにアクセスすることや、インターネットからの情報を取得することができまる。
ケーブルテレビジョン (CATV)	(cable television) TV放送や映像を光ファイバーなどを用いて、各家庭に流す有線テレビ。近年、地域に密着した情報を伝達する手段として活用されている。双方向通信も可能である。
グループウェア	企業や自治体などの複数の人が、コンピュータネットワークを利用して、情報の共有や、電子メール、掲示板などの機能を活用して業務を円滑に行うためのソフトウェアの総称。
グローバル化	国際化、世界的規模で行われる様子。
コミュニティ	地域社会。 共同社会。
コミュニティネットワ ーク	地域社会。 共同社会の組織の会話・通信網。
コンテンツ	[contents]「内容」の意味。情報サービスの内容を指す。具体的には、CD-ROM タイトル、インターネットによる情報サービスなどを指す場合が多い。
サークル	趣味などの「同好会」といった比較的狭い範囲の仲間。
サイバーショッピング モール	インターネット上の架空の商店街。
セキュリティ	許可されていない第三者からコンピュータ内のデータや各種ネットワーク資源などを守ることを指す。人的な破壊行為や事故からデータを守るとともに、データの内容を不正に利用されないようにすることを含む。とくに行政においては、個人情報を取り扱うことから重要視される。
セキュリティポリシー	地域情報化を進める上で個人情報等の安全確保のための詳細な指針。

用語	用語解説
セミナー	[seminar] 市民や企業などを対象に特定の課題について開く研修会(講習会)。
センター設備の二重化	センター設備に障害が発生すると利用者への影響が大きいため、万一の故障などに対応し、現用・予備の2重構成を整えておくこと。
ソフトウェア	コンピュータが理解できる方法で表現された処理手順のこと。ソフトウェアという言い方はコンピュータ本体などのハードウェアと対比させて使うことが多い。
ダウンロード	ネットワーク上の他のコンピュータから、必要な情報やプログラム等を自分の利用しているコンピュータへデータ等を転送して保存すること。
ツール	[tool] 道具。
デジタル	数や量を有限桁(ケタ)数の数値で表現する方式。0か1で記録。
データ	[data] コンピュータで処理できるように、個々の事実を記号で表現したもので、処理できる対象すべてを指す。
データベース	[data base] コンピュータで、相互に関連のある大量のデータを整理した形で蓄積しておき、必要に応じて直ちに取り出せるようにした仕組み。
テレビ会議システム	複数の離れた場所を通信回線で接続し、映像と音声を利用して会議を行うシステム。
ノウハウ	[know-how] 製品開発などに必要な知識や技術上の知識・秘訣。
ノンストップサービス	24時間連続稼働して提供されるサービス。
ハイビジョンテレビ	高精細度テレビジョン。現行のテレビジョンの走査線が525本であるが倍以上の1,125本で放送される。この結果きめ細かな画面で鑑賞できる。
バックアップ	万一の場合に備え、予備を作っておくこと。
ハードウェア	コンピュータからOSなどのソフトウェアを除いた機械部分の総称。
バリアフリー	利用者が利用時に何らの障害が無いようにすること。
フォーラム	[forum] インターネット上の意見公開の場。
プライバシー	[privacy] 個人的な日常生活や社会行動を他人に興味本位に見られたり干渉されたりすること無く、安心して過ごすことが出来る自由。権利。
ブロードバンド	広帯域通信回線のこと。既存のアナログ回線に比べて大容量の通信回線のことを指すが、どの程度の回線容量があればブロードバンド回線かという明確な定義はないが総務省「通信白書」では128kbpsを超える通信回線のことをブロードバンド回線としている。
ヘルプデスク	利用者が日々の操作で遭遇するさまざまなトラブルや疑問の解決を図るために開設された窓口。
ペーパーレス	コンピュータ利用上で紙をなくすこと。
ボランティア	[volunteer] 自由意志をもって社会事業・災害時の救援などのために無報酬で働く人。
メール	[mail] インターネット上の手紙・郵便。
モニタリングポスト	放射能の値を観測するために設置された測定局を指す。測定された測定値をセンターに送りセンターで集中して監視するシステムを言う場合が多い。
リテラシー	[literacy] 情報を活用する能力。コンピュータ利用の能力。
ループ化	ネットワークの保護対策の一方法。回線上に異常が発生した場合、迂回路を利用することで障害への対応が図られたネットワーク。
ワンストップサービス	行政サービスを受ける場合、一つの窓口で関連した手続きをすべて行なうことができるもので、複数の窓口へ何度も行く必要がなくなる。
公開パソコン	行政情報を身近なところで見ることができるよう設置されたパソコン。
住民ニーズ	[needs] 住民の要望。
情報バリアフリー	コンピュータ利用に際し、高齢者や障害者に配慮をすること。
大気汚染監視テレメータ	大気汚染状況を、必要な箇所に測定局を設置して、測定された測定値をセンターに送りセンターで監視するシステム。
地上波テレビ放送のデジタル化	一般のTV放送。現在のアナログ方式に変わりをデジタル方式で放送。ハイビジョン放送・高画質・双方向性が特徴。衛星放送 地上波放送。
超高速インターネット衛星	情報環境により都市間格差が懸念され、衛星を活用した超高速ネットワーク構築の計画。
通信コスト	通信にともなう経費。
光ファイバ	太さ0.1ミリのガラス繊維で造られ、内部を光が通る時全反射が繰り返して行なわれて信号がほとんど減衰せずに遠くまで伝わるようにした物。銅線ケーブルより細くて軽く、数千倍の伝送能力を持つため遠距離通信に用いられる。

メ モ 欄 -

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

メ モ 欄 -

A series of horizontal dashed lines for writing.

各市町村住民説明会日程（予定）

市町村別

番号	市町村名	年月日	曜日	時間	地区名	場所	備考
1	川内市	平成16年2月 2日	月	19:00～21:00	西方校区	町公民館(西方町)	
2	川内市	平成16年2月 2日	月	19:00～21:00	湯田校区	湯田集会所	
3	川内市	平成16年2月 2日	月	19:00～21:00	陽成校区	陽成校区公民館	
4	川内市	平成16年2月 2日	月	19:00～21:00	吉川校区	吉川集会所	
5	川内市	平成16年2月 3日	火	19:00～21:00	城上校区	城上集会所	
6	川内市	平成16年2月 3日	火	19:00～21:00	高来校区	高来校区公民館	
7	川内市	平成16年2月 3日	火	19:00～21:00	育英校区	育英集会所	
8	川内市	平成16年2月 4日	水	19:00～21:00	滄浪校区	滄浪校区公民館	
9	川内市	平成16年2月 4日	水	19:00～21:00	寄田校区	寄田校区公民館	
10	川内市	平成16年2月 4日	水	19:00～21:00	峰山校区	峰山校区公民館	
11	川内市	平成16年2月 4日	水	19:00～21:00	永利校区	永利集会所	
12	川内市	平成16年2月 5日	木	19:00～21:00	水引校区	水引集会所	
13	川内市	平成16年2月 5日	木	19:00～21:00	平佐東校区	平佐東集会所	
14	川内市	平成16年2月 5日	木	19:00～21:00	平佐西校区	国際交流センター	
15	川内市	平成16年2月 5日	木	19:00～21:00	隈之城校区	セントピア	
16	川内市	平成16年2月 6日	金	19:00～21:00	川内校区	すこやかふれあいプラザ	
17	川内市	平成16年2月 6日	金	19:00～21:00	可愛校区	中央公民館	
18	川内市	平成16年2月 6日	金	19:00～21:00	亀山校区	亀山集会所	
19	川内市	平成16年2月 6日	金	19:00～21:00	八幡校区	八幡校区公民館	
20	川内市	平成16年2月 7日	土	13:30～15:30	全域	国際交流センター	
21	川内市	平成16年2月 7日	土	19:00～21:00	全域	中央公民館	
22	樋脇町	平成16年1月26日	月	19:00～	倉野校区	倉野青少年集会所	
23	樋脇町	平成16年1月27日	火	19:00～	野下校区	野下営農研修館	
24	樋脇町	平成16年1月28日	水	19:00～	藤本校区	藤本青少年集会所	
25	樋脇町	平成16年1月30日	金	19:00～	市比野校区	総合休養会館	
26	樋脇町	平成16年1月31日	土	19:00～	塔之原校区	中央公民館ホール	
27	入来町	平成16年1月20日	火	19:00～	八重地区	八重分館	
28	入来町	平成16年1月21日	水	19:00～	大馬越校区	大馬越研修館	
29	入来町	平成16年1月22日	木	19:00～	朝陽校区	ふるさと会館	
30	入来町	平成16年1月27日	火	19:00～	副田校区	高齢者福祉センター	
31	入来町	平成16年1月28日	水	19:00～	入来校区	J A 入来支所	
32	入来町	平成16年2月 1日	日	13:30～	全域	入来町教育委員会	
33	東郷町	平成16年1月28日	水	19:00～	藤川校区	藤川コミュニティセンター	
34	東郷町	平成16年1月29日	木	19:00～	鳥丸校区	鳥丸コミュニティセンター	
35	東郷町	平成16年1月30日	金	19:00～	斧淵校区	斧淵コミュニティセンター	
36	東郷町	平成16年2月 2日	月	19:00～	山田校区	山田コミュニティセンター	
37	東郷町	平成16年2月 3日	火	19:00～	南瀬校区	南瀬コミュニティセンター	
38	祁答院町	平成16年1月19日	月	19:00～21:00	木場・矢立・浦	黒木 浦公民館	自治公民館3
39	祁答院町	平成16年1月20日	火	19:00～21:00	中・宮脇・本町	黒木公民館	自治公民館3
40	祁答院町	平成16年1月21日	水	19:00～21:00	宇都・南・小牧	〃	自治公民館3
41	祁答院町	平成16年1月23日	金	19:00～21:00	秋上・上門・浦下	浦下公民館	自治公民館3
42	祁答院町	平成16年1月26日	月	19:00～21:00	中福良・早馬・上手町	早馬公民館	自治公民館3
43	祁答院町	平成16年1月27日	火	19:00～21:00	楠原・滝岡・中武	滝岡農事集会所	自治公民館3
44	祁答院町	平成16年1月28日	水	19:00～21:00	川東・城北	祁答院共同福祉施設	自治公民館2
45	祁答院町	平成16年1月30日	金	19:00～21:00	川西・大村町・馬頃尾	〃	自治公民館3
46	祁答院町	平成16年2月 2日	月	19:00～21:00	下手中・菊地田	轟農村研修センター	自治公民館2
47	祁答院町	平成16年2月 3日	火	19:00～21:00	麓西・麓東	麓公民館	自治公民館2
48	祁答院町	平成16年2月 4日	水	19:00～21:00	中原・原・大坪	蘭牟田研修センター	自治公民館3
49	祁答院町	平成16年2月 6日	金	19:00～21:00	砂石・湯之元	ふれあい館	自治公民館2
50	里村	平成16年2月 3日	火	10:00～12:00	全域	里村中央公民館大ホール	
51	里村	平成16年2月 3日	火	19:00～21:00	全域	里村中央公民館大ホール	
52	上甌村	平成16年2月 4日	水	19:30～21:30	平良地区	平良生活館	
53	上甌村	平成16年2月 5日	木	13:30～15:30	中甌地区	上甌村老人福祉センター	
54	上甌村	平成16年2月 5日	木	19:30～21:30	浦内地区	瀬上集会所	
55	下甌村	平成16年1月24日	土	14:00～	長浜地区	長浜振興センター	
56	下甌村	平成16年1月24日	土	19:00～	片野浦地区	高齢者コミュニティセンター	
57	下甌村	平成16年1月25日	日	14:00～	手打地区	中央公民館	
58	下甌村	平成16年1月25日	日	19:00～	青瀬地区	青瀬児童館	
59	下甌村	平成16年1月26日	月	19:00～	瀬々野浦地区	高齢者保健福祉館	
60	下甌村	平成16年1月27日	火	19:00～	内川内地区	内川内集会所	
61	鹿島村	平成16年1月31日	土	14:00～15:30	全域	鹿島村公民館	
62	鹿島村	平成16年1月31日	土	19:00～20:30	全域	鹿島村公民館	